

(3)
4

26. 8. 31

24935



新潟縣年報

紀元2603年度版

新潟日報社



聴く



一注セツトには必ず

マツダ真空管

東京芝浦電気株式会社



株式會社

博進社洋紙店

東京市神田區駿河臺三丁目

電話神田 (25) 代表番號 長一七〇番
 一一七二番 自一一七一番

倉庫專用神田 (25) 〇二二九番
 私書函神田局 第二十六號

大阪市東區瓦町二丁目
 神戸市神戶區榮町通
 名古屋市西區御幸本町通
 福岡市博多行町
 天津日本租界旭街
 奉天市大和區稻葉町
 新京特別市錦町
 大連市山縣通一八
 上海四川路第一四九號

大阪支店
 神戶支店
 名古屋支店
 福岡支店
 天津出張所
 株式會社滿洲博進社
 滿洲博進社新京出張所
 滿洲博進社大連出張所
 株式會社文進洋行

東 京 深 川 株 式 會 社
吉 川 商 會

特長 防火・防水・耐酸・防音・保温
ヨシテックス



防火壁板
防火下見板
スレート屋根材

新 発 売
在 庫 豊 富

電 話
深 川 (61)
三三三三
四〇〇〇
三六五四

本 店 東 京 深 川 富 岡 二 丁 目

大 陸 支 店

新 京 大 連 奉 天 八 畢 爾 津 天

適量放射線
ミツカラ タマシヒ
自の魂
無料奉仕

適應症の一部記載
不眠症 動脈硬化 呼吸過多 胃衰弱 腎病 肺病 腸病 扁桃腺炎 狭心症 胃腸病 耳病 心病 百日咳 肺病 水腫 其日 他

新潟縣代理店
小林百貨店 四階
山添博康商店
代理店 山添博康商店
御來臨下さい
雄工社製作所
雄工社大連營業所
雄工社青島營業所
雄工社天津營業所
雄工社大連營業所

ほんとの 生命保険

名士の顯方が、醫治面で見られる。新聞で其の倒れた事を見る。其度母に嗚呼實に惜しい事だ。自の魂の効果が何故御認取頂けないのか。一週間の無料實驗が御利用頂けないが爲だ。御家庭に自の魂の御準備が御願ひ出来ないが爲だ。實に御氣の毒な事だ。身に幾萬の生命保険を付け。床の植物が幾萬圓の品でも。御益血で倒れた時に何の役に立つか。落すか。善さぬかの生命のドタン場だ。眞に後立つ此科學短版。自の魂の御研究こそ御願ひしたのであります。腦溢血で倒れた時或は夫れが爲で。中風症で一生暮らぬと諦められる御方様の爲めに。僅かの掛金で。ほんとの生命保険。ほんとの安心な。此。自の魂の御準備こそ絶対に必要な大事である事が。御認取頂ける迄は死を賭しても御知らせ致したいと決意し。前代未聞の二週間の無料實驗の御仕事を創始した大業であります。

電氣機械 **MSE** 統制會員

水銀整流管
密田式水銀避雷器
三極真空避雷器
エレバム光電管
エレバム高抵抗
エレバム真空管

株式會社 宮田製作所

東京市大森區大森三丁目五五番地
電話大森(06)九二三八・九二三九番
振替口座東京五五二二八番

東京營業所 東京市神田區錦町2ノ7
電話神田(25)三四六八番
大阪營業所 大阪市西區初下通一丁目六番地
電話土佐堀七四八番
小倉營業所 小倉市室町四丁目八一番地
電話小倉一一七八番

接觸式硫酸製造裝置
コツトレル式電氣收塵裝置
化學機械一般

株式會社 黑板工業所

東京・京橋

昭和十八年
新潟縣年鑑

—要 目—

| | | |
|---------|---|---------------------------------|
| 昭和十八年略曆 | 星室 | 一五 |
| 本縣の沿革 | 縣知事一覽表 歴代縣會議長 郷土史年表 | 一一二 一一三 一一五 |
| 土地 | 町村別人口 | 八一七 九一二 |
| 行政政治 | 中央縣政界展望 行政政治年史 總選舉成績 行政會議 | 一一一 一一二 一一三 一一五 |
| 軍事 | 軍事一年史 論功行賞 大東亞戰史 | 一一八 一二三 一二五 |
| 教育 | 國民學校 中等學校 | 一三三 一三七 |
| 運動體育 | | 四四一 |
| 宗教 | | 五五七 |
| 學術文化 | 美術界展望 | 六一六 |
| 婦人 | | 六四五 |
| 保健衛生 | | 六六八 |
| 交通通信 | 鐵道關係 郵便關係 | 六九一 七二五 |
| 司法警察 | | 七六八 |
| 新法 | | 七七八 |
| 産業 | 農産 畜産 林産 水産 | 七九一 八七九 八八七 九四九 |
| 社會 | | 九六九 |
| 財政經濟 | | 一〇一四 |
| 本縣 | 本縣 縣内金融概況 | 一〇五二 一〇七二 |
| 附録 | 銀行法改正 銀行會社 文藝 一年略史 世界重要地名略説 | 一一四 一一六 一一七 一二四 一四六 |
| 多額納税者一覽 | | 一七二 |
| 市町村覽 | | 一七三 |
| 縣内名鑑 | | 二〇一 |
| 縣外名鑑 | | 二〇一 |
| 職員録 | | 二〇一 |
| 哀悼録 | | 二〇一 |
| 年輪早見表 | | 二〇一 |



強強強強
オオコンリオン
弱弱弱弱



本劑一粒の栄養價
卵十五個牛乳三升に匹敵す

醫學博士 森田公平先生 推薦
醫學博士 竹内章俊先生 推薦

躍進日本に此の強力栄養劑の出現

中年後、機能衰退、視力減退、何となく疲勞し勝ちの方、冷症の方、常に病弱の方は進んでオオコンリオンの愛用に依りて明朗なれ。母體の強化と愛兒の體位の根本的改善向上の爲めに、増血強壯劑コンリオンの連用に依りて目的を達せられん事を。



谷四市崎柏
研理産水本日
所業營湯新

文献進呈

オオコンリオン

皇族 (括弧内は御誕生日)

秩父宮 (元淳宮)

雅親王 大正天皇第二皇子 (明治三十五年六月二十五日)
大勳位功三級陸軍大佐、御結婚 昭和三年九月二十八日
妃勢津子 松平保男子姪 (明治四十二年九月九日)

高松宮 (元光宮)

宣親王 大正天皇第二皇子 (明治三十八年一月三日)
大勳位功四級海軍大佐、御結婚 昭和五年二月四日
妃喜久子 故徳川慶久公第二女 (明治四十四年十二月廿六日)

三笠宮 (元澄宮)

滄親王 大正天皇第四皇子 (大正四年十二月二日)
大勳位陸軍大尉、御結婚 昭和十六年十月二十二日
妃百合子 高木正得子第二女 (大正十二年六月四日)

閑院宮

親王 大勳位(頸飾)功一級元帥陸軍大將
故邦家親王第十六男子 (慶應元年十一月十日)
妃智恵子 故三條實美公第二女 (明治五年六月三十日)
春仁王 大勳位功四級陸軍大佐、親王第二男子 (明治三十五年八月三日)
妃直子 故一條實輝公第四女 (明治四十一年十一月七日)

東伏見宮

故依親王妃周子 故岩倉具定公第一女 (明治九年八月二十九日)

伏見宮

博恭王 大勳位(頸飾)功一級元帥海軍大將
故貞愛親王第一男子 (明治八年十月十六日)
故博義王妃朝子 故一條實輝公第三女 (明治三十五年六月二十日)

博明王 故博義王第一男子 (昭和七年一月二十六日)

光子女王 故博義王第一女子 (昭和四年七月二十八日)

章子女王 故博義王第三女子 (昭和九年二月十一日)

山階宮

武彦王 勳一等海軍少佐(豫備役)
故菊野王第一男子 (明治三十一年二月十三日)

賀陽宮

恒憲王 大勳位功三級陸軍少將
故邦親王第一男子 (明治三十三年一月二十七日)
妃敏子 故九條實美公第五女 (明治三十六年五月十六日)
邦壽王 勳一等陸軍少尉 恒憲王第一男子 (大正十一年四月二十一日)
治憲王 恒憲王第二男子 (大正十五年七月三日)

梨本宮

守正王 大勳位(頸飾)功四級元帥陸軍大將
故朝親王第四男子 (明治七年二月九日)
妃伊都子 故鍋島直大侯第二女 (明治十五年二月二日)

朝香宮

鳩彦王 大勳位功一級陸軍大將
故朝親王第八男子 (明治二十年十月二日)
孚彦王 勳一等陸軍少佐
鳩彦王第一男子 (大正元年十月八日)
妃千賀子 藤原高純伯第五女 (大正十年五月三日)
富久子女王 孚彦王第一女子 (昭和十六年十二月十一日)

東久邇宮

稔彦王 大勳位功一級陸軍大將
故朝親王第九男子 (明治二十年十二月三日)
妃禮子内親王(泰宮) 明治大皇第九皇女子 (明治二十九年五月十一日)
盛厚王 勳一等功四級陸軍大尉
稔彦王第一男子 (大正五年五月六日)
俊彦王 稔彦王第四男子 (昭和四年三月二十四日)

久邇宮

章憲王 恒憲王第三男子 (昭和四年八月十七日)
文憲王 恒憲王第四男子 (昭和六年七月十二日)
宗憲王 恒憲王第五男子 (昭和十年十一月二十四日)
健憲王 恒憲王第六男子 (昭和十七年八月五日)
美智子女王 恒憲王第一女子 (大正十二年七月二十九日)

朝融王 大勳位功四級海軍少將

故邦親王第一男子 (明治三十四年二月二日)
妃知子女王 博恭王第三女子 (明治四十年五月十八日)
故邦親王妃俱子 故島津忠義公第七女 (明治十二年十月十九日)

邦昭王 朝融王第一男子 (昭和四年三月二十五日)

朝建王 朝融王第二男子 (昭和十五年五月十一日)

正子女王 朝融王第一女子 (大正十五年十一月八日)

朝子女王 朝融王第二女子 (昭和二年十月二十三日)

通子女王 朝融王第三女子 (昭和八年九月四日)

英子女王 朝融王第四女子 (昭和十二年七月二十一日)

典子女王 朝融王第五女子 (昭和十六年九月十八日)

故多嘉王妃輝子 故水無瀧忠輔子第一女 (明治十七年九月二十五日)

德彦王 故多嘉王第二男子 (大正十一年十一月十九日)

新潟縣郷土史年表

紀元 主なる史實
城州の名始めて史上に見ゆ
大國主命高志の沼河比賣と

新潟縣郷土史年表

Table with columns for year, position, and name. Includes entries for 明四二一, 四四二, 五五五, etc., listing various officials like 新潟縣令 平松時厚.

置縣以後、長官

Table with columns for year and name. Lists names like 小原新三, 三松武夫, 藤沼庄平.

歴代縣會議長

Table with columns for year, name, and title. Lists names like 三松村文二郎, 三島田茂, 山口權三郎.

興を伐ち、舊蹟を征す(齊明四)
越上り野千敷水を開す、越の國を分ちて越前、越中、越後の三國とし古志、蒲原

濱に布廬屋を建て往還の便を圖る(弘千三)
越後、出羽に大地震あり(天長七)

てその興板橋を圖にす(應仁元)
僧觀音院に流る(承元)
京都南無寺の開山無賴和尚

- 圓を築治す、備口旧藩守秀勝來りて新設田を治む(六月二十石)(慶長三)
- 大久保長安佐渡奉行となり佐渡の金産出多し(慶長七)
- 松平忠輝後守となり高田に築城す(慶長十五)
- 松平忠輝の封を没し、酒井忠次高田に來る、堀直寄信州飯山城より移り飯王城主となる、城後の國是より數藩に分る(元和二)
- 牧野忠成領城長峰城主より移り第一代長岡城主となる(元和四)
- 新設田子腹成る、家數數千治(明曆二)
- 小栗美作の城後歸動(延寶七)
- 城後歸動後、松平光長歸せられ小栗美作等自藩を命ぜらる(天和元)
- 内膳式信樂州田中より村上城主となる(享保五)
- 竹内式八丈島に流されて没す、年五十六(明和四)
- 刈羽の人松田傳十郎樺太を歸藩す(文化五)
- 信長高野、年七十四(天保三)
- 新潟奉行を罷き川村藩兵衛

- を奉行とす(天保十四)
- 吉田松陰東北を巡遊し新潟佐渡へ廻り真野制藩に詣つ(享保五)
- 新潟開港(萬延元)
- 北越藩の十新藩士白河島清に會し聯合を謀る(慶應三)
- 河井龍之助官軍に抗す(明治元)
- 五月新潟港を貿易港とす(十一月)
- 新潟に英國領事館開設(一月)
- 十一月十一日藩政を奉還(育)
- 藩政を廢す、後、佐渡に十縣を置く(七月)
- 藩政を廢し新潟、相崎、相川三縣を置く(十一月)
- 相崎縣を廢し新潟縣に併す(六月)
- 第四國立銀行を新潟に創立(三月)
- 新潟に官立外國語學校及び師範學校開設(三月)
- 新潟裁判所開設(六月)
- 相川縣を廢し新潟縣に編入(四月)
- 明治天皇北陸御巡幸(八月三十日東京御發遣)
- 郡區改正(四月)
- 府縣會議則による議會選舉あり(第一回選舉の聯合召集(十月)

- 新設田に歩兵第十六團開設(六月)
- 信濃縣直江津より起工(十月)
- 津間全通
- 東浦原郡を福島縣より新潟縣に移す(五月)
- 町村制施行、新潟縣は關屋を合せ市制施行(四月)
- 新設田第十六團隊征途に就く
- 新設田に歩兵第十五團を設け村松に歩兵第三十團隊を置く(三月)
- 新設田旅團出征(二月)
- 北越藩直江津征長、全縣開通(五月)
- 長岡市制施行(四月)
- 長岡中學で講義(七月)
- 北越藩國體となり信濃縣と改稱(八月)
- 第十三師團を高田に設置(九月)
- 大河津分水工事起工式を寺で舉行(七月)
- 官立新潟醫學專門學校設置(四月)
- 高田市制施行(九月)
- 鐵道創立(十月)
- 鐵道創立(十月)
- 北越藩全通(四月)
- 道白山柏崎間開通(四月)

- 新潟市市制施行と合併(四月)
- 磐城西原全通、村上原村上に開通(十一月廿日)
- 長岡鐵道與板、西原國開通(一月)
- 新潟高等學校創設(四月)
- 第十五團隊西河原出征(九月)
- 新潟縣立專門學校、醫科大學に昇格(四月)
- 大河津分水新設田に分水(八月)
- 西比利亞派遣軍團(十月)
- 長岡高等學校創設(四月)
- 羽越線全通(八月)
- 第十三師團廢止され第二師團に編入(三月)
- 新潟縣第一期工事竣成、大河津分水完成(三月)
- 鐵道國有となる(十(昭和)月)
- 新設田橋渡橋式(八月)
- 清水トンネル貫通(九月)
- 第二師團滿洲守備の任に就く(四月)
- 上越線開通(九月)
- 新潟放送局開局(十一月)
- 第一師團金剛以下三十餘隻入港(六月)
- 新潟縣廳舎新

- 季終成(八月)
- 第二師團滿洲より凱旋(一月)
- 新潟電線縣廳前番間全通(八月)
- 三條市制施行(一月)
- 新設田市制施行(一月)
- 糸魚川根知間開通(十一月)
- 新設田町大火、七百八十戸焼く(九月)
- 新潟鐵道局開局(九月)
- 北浦の村(賣)炎上、國寶の佛も焼ける(二月)
- 新潟市に滿洲國名義領事館開設、名義領事に白野肇作氏(三月)
- 横濱海軍鎮守府新潟地方海軍人事務新設(四月)
- 白山新設田(白山縣新設田間)看上(七月)
- 縣知事中山安次郎急逝(八月)
- 鐵道省信濃川發掘第一期工事竣成、中魚田澤村で通水式(九月)
- 陸軍省海軍軍人新設田所、柏崎町にて開所(十月)
- 白新縣第一期年延期に決定(一月)
- 三條市出身編修顧問官陸軍大將鈴木大藏、年七十六(二月)
- 直江津町大火(三月)
- 飯坂村を

- 合併して刈羽郡柏崎町市制施行(四月)
- 縣制發布五十年式舉行(五月)
- 宮殿下台の下に青年團北郡勸業大會新設(七月)
- 新設田縣本部創立(七月)
- 新設田町理治村と合併、以友會、民政黨、兩縣支部解散、高田縣區司令官部禁止に決定(八月)
- 新潟市米の通關制實施(九月)
- 元二千六百年祝賀の歡喜全縣に滿つ(長岡市出身山本五十六提督大將に親任(十一月)
- 聖賢會縣支部結成、五十二年來戰爭の新設田、山形兩縣境間本縣側に敗訴の斷案下る(十二月)
- 縣廳の機構改革、課長の異動發行(二月)
- 新設田縣區司令官部移轉式舉行、縣青年團結成、全縣一齊に飯木の通關制實施(三月)
- 縣勸業隊結成、新潟縣區司令官部開式舉行、初代司令官に濱野實郎少將、昨年十月施行の第五回國勢調査の結果本縣人口二百六萬四千餘、三島片目村出身初代陸軍省監監石黒忠厚

折く、年九十七(四月)西濱松長村出身羽黒山三十四代目藩主に決定(五月)國體亦々上赤公開開通、新潟海軍省國體移管に決定(六月)本縣の海國神社數地新潟市に内定(七月)縣府廳舎給税制規則公布、高田中學校全廢(九月)

本縣の地勢
本縣は越後及び佐渡の二面國から成り五市十六郡を管轄し、その面積は兩國合して八百五十五里餘を有してゐる。
越後は本州に於ける中央山系によつて他と隔絶せられて所謂島日本に屬し、北陸の最も東部に位置し、越中、西南は信濃、東部は上野東は信代、東北は羽前、西北は日本海に面して海岸線凡そ七十里、南北凡そ廿十里である。山脈は東北に蜿蜒して南に走り東は飯山、西に妙高山、南に八海山等の高峰聳立して頗る峻険を極め、その降臨たる山間に源を發する大小の河川は縱横に貫通して信濃川、阿賀野川、荒川、荒川、魚野川等の諸川となりその流出する土壌は沖積して平野を形成してゐる、佐渡國は越後から海路三十二裡に位置する一大島嶼で海岸線の延長凡そ五十餘里、地形は中央に緊縮して南北に擴大してゐるので、海に富み、水産の利があり、舟楫亦頗る便である、加之山岳重疊して中央山中出沢なるのみならず東西に夷、小木の二港があつて舟航の要衝に當り、茲に兩國海陸の天恩と相俟つて北陸の港をなし

維新當時の十一藩

| 領地姓 | 名 | 領地石高 |
|-----|-------|------|
| 高田 | 橋原 政敏 | 十五萬 |
| 村上 | 内藤 信民 | 五萬 |
| 新設田 | 溝口 直海 | 十萬 |
| 村松 | 堀 貞貴 | 三萬 |
| 與板 | 井伊 直安 | 二萬 |
| 長岡 | 牧野 忠恭 | 七萬五千 |
| 三島市 | 柳澤 徳世 | 一萬 |
| 糸魚川 | 松平 直壽 | 一萬 |
| 黒川 | 柳澤 光昭 | 一萬 |
| 椎谷 | 堀 之義 | 一萬 |
| 陣岡 | 牧野 忠泰 | 一萬二千 |

五

土地

本縣の位置

| 地名・方位 | 地名 | 方位 | 緯度 | 經度 |
|-------|----|-------------|---------|---------|
| 後國 | 極東 | 岩崎郡二面村朝日岳 | 139°47' | 137°47' |
| | 極西 | 西頸城郡市振村境川口 | 137°47' | 138°35' |
| 佐渡國 | 極東 | 佐渡郡河崎村姥崎 | 138°35' | 138°14' |
| | 極西 | 佐渡郡相川町春日崎 | 138°14' | 137°45' |
| 後國 | 極南 | 西頸城郡小森村小森山 | 36°43' | 138°34' |
| | 極北 | 岩崎郡大川谷村海岸懸崖 | 38°34' | 137°45' |
| 佐渡國 | 極南 | 佐渡郡小木町甲山 | 37°45' | 138°15' |
| | 極北 | 佐渡郡内海村神 | 38°15' | 137°45' |

面積廣袤周圍沿海線

| 郡市 | 面積 (平方町) | 廣袤 (町) | 周圍沿海線 (町) |
|--------|----------|--------|-----------|
| 北浦原郡 | 1,237.7 | 100.00 | 1,237.7 |
| 中浦原郡 | 1,382.8 | 100.00 | 1,382.8 |
| 西浦原郡 | 1,313.3 | 100.00 | 1,313.3 |
| 東浦原郡 | 1,590.5 | 100.00 | 1,590.5 |
| 三島郡 | 1,511.0 | 100.00 | 1,511.0 |
| 古志郡 | 1,400.0 | 100.00 | 1,400.0 |
| 北魚沼郡 | 1,000.0 | 100.00 | 1,000.0 |
| 南魚沼郡 | 1,200.0 | 100.00 | 1,200.0 |
| 中魚沼郡 | 1,300.0 | 100.00 | 1,300.0 |
| 刈羽郡 | 1,400.0 | 100.00 | 1,400.0 |
| 東頸城郡 | 1,500.0 | 100.00 | 1,500.0 |
| 中頸城郡 | 1,600.0 | 100.00 | 1,600.0 |
| 西頸城郡 | 1,700.0 | 100.00 | 1,700.0 |
| 岩崎郡 | 1,800.0 | 100.00 | 1,800.0 |
| 新瀉市 | 1,900.0 | 100.00 | 1,900.0 |
| 長岡市 | 2,000.0 | 100.00 | 2,000.0 |
| 高田市 | 2,100.0 | 100.00 | 2,100.0 |
| 三條市 | 2,200.0 | 100.00 | 2,200.0 |
| 柏崎市 | 2,300.0 | 100.00 | 2,300.0 |
| 佐渡郡佐和田 | 2,400.0 | 100.00 | 2,400.0 |
| 岩崎郡生島 | 2,500.0 | 100.00 | 2,500.0 |

本縣民有有租地及免租地

(昭和十五年一月二日現在)

| 年 | 有租地 (町) | 免租地 (町) |
|-------|----------|----------|
| 昭和十一年 | 5,289.76 | 5,292.37 |
| 同十二年 | 5,293.37 | 5,293.37 |
| 同十三年 | 5,236.93 | 5,293.37 |
| 同十四年 | 5,200.82 | 5,293.37 |
| 同十五年 | 5,287.11 | 5,293.37 |

各大陸ノ面積ト人口

| 大陸 | 面積 (平方町) | 人口 (千) | 人口密度 (平方町あたり) | 人口百分率 |
|-------|------------|-----------|---------------|-------|
| アジヤ | 10,000,000 | 1,100,000 | 110 | 50.0 |
| ヨーロッパ | 9,000,000 | 800,000 | 88.9 | 38.1 |
| アフリカ | 8,000,000 | 100,000 | 12.5 | 4.5 |
| 北アメリカ | 10,000,000 | 100,000 | 10 | 4.5 |
| 南アメリカ | 10,000,000 | 100,000 | 10 | 4.5 |
| 大洋洲 | 10,000,000 | 100,000 | 10 | 4.5 |
| 南極洲 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 50,000,000 | 2,200,000 | 44 | 100.0 |

開墾開拓地累年比較

(年別開墾地、昭和十五年一月二日現在)

| 年 | 開墾地 (町) | 開拓地 (町) | 新開地 (町) | 造林地 (町) |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 昭和十一年 | 2,228 | 3,387.2 | 1,159 | 1,588 |
| 同十二年 | 1,510 | 2,346.9 | 837 | 1,509 |
| 同十三年 | 1,288 | 1,558.7 | 270 | 1,288 |
| 同十四年 | 1,215 | 1,271 | 66 | 1,215 |
| 同十五年 | 1,215 | 1,271 | 66 | 1,215 |
| 昭和十一年 | 4,895.8 | 4,895.8 | 4,895.8 | 4,895.8 |
| 同十二年 | 5,255.4 | 5,255.4 | 5,255.4 | 5,255.4 |
| 同十三年 | 4,844.8 | 4,844.8 | 4,844.8 | 4,844.8 |
| 同十四年 | 4,714.4 | 4,714.4 | 4,714.4 | 4,714.4 |
| 同十五年 | 4,914.9 | 4,914.9 | 4,914.9 | 4,914.9 |
| 合計 | 51,346.4 | 51,346.4 | 51,346.4 | 51,346.4 |

縣下の市町村數

(十六年十月現在)

| 郡市 | 市 | 町 | 村 |
|-----|---|---|---|
| 佐渡 | 0 | 4 | 7 |
| 岩崎 | 0 | 4 | 4 |
| 西頸城 | 0 | 4 | 4 |
| 中頸城 | 0 | 4 | 4 |
| 東頸城 | 0 | 4 | 4 |
| 刈羽 | 0 | 4 | 4 |
| 中魚沼 | 0 | 4 | 4 |
| 南魚沼 | 0 | 4 | 4 |
| 北魚沼 | 0 | 4 | 4 |
| 古志 | 0 | 4 | 4 |
| 三島 | 0 | 4 | 4 |
| 東浦原 | 0 | 4 | 4 |
| 南浦原 | 0 | 4 | 4 |
| 西浦原 | 0 | 4 | 4 |
| 中浦原 | 0 | 4 | 4 |
| 北浦原 | 0 | 4 | 4 |
| 柏崎 | 0 | 4 | 4 |
| 三條 | 0 | 4 | 4 |
| 高田 | 0 | 4 | 4 |
| 長岡 | 0 | 4 | 4 |
| 新瀉 | 0 | 4 | 4 |

| | |
|-------|-------|
| 美守 | 二、八一 |
| 保訪 | 三、二四〇 |
| 有倉 | 三、二〇〇 |
| 津有 | 四、四四〇 |
| 新津 | 一、八四八 |
| 西頸城郡 | 六、二四七 |
| 名立町 | 四、三三三 |
| 名立村 | 二、〇五一 |
| 磯部 | 三、七七八 |
| 能生 | 三、七三二 |
| 能生 | 七、八一〇 |
| 浦本 | 一、四四四 |
| 下早川 | 二、一六三 |
| 上早川 | 四、二二三 |
| 大和川 | 四、二八五 |
| 西海 | 二、八三一 |
| 糸魚川 | 三、四七〇 |
| 大野 | 九、八六八 |
| 根野 | 一、二九八 |
| 小井 | 四、三二六 |
| 今井 | 二、六三五 |
| 青波 | 一、九〇一 |
| 歌外 | 八、二七六 |
| 上市 | 一、一四八 |
| 岩船郡 | 七、九四一 |
| 關谷 | 二、四一 |
| 六、三三三 | |

| | |
|-----|-------|
| 保内 | 四、九七六 |
| 金屋 | 四、五〇三 |
| 女川 | 四、〇八三 |
| 平林 | 五、三六二 |
| 神納 | 五、六七九 |
| 西納 | 一、七八五 |
| 岩波 | 四、二四五 |
| 瀬波 | 二、一七七 |
| 村上町 | 九、三五四 |
| 村上 | 二、七八三 |
| 山邊 | 三、九六三 |
| 山邊 | 二、八二九 |
| 三根 | 二、五一九 |
| 高根 | 三、三六六 |
| 三根 | 二、七六五 |
| 三根 | 三、八二六 |
| 三根 | 二、二四〇 |
| 三根 | 二、〇八三 |
| 三根 | 三、六三八 |
| 三根 | 一、五五四 |
| 三根 | 二、四四七 |
| 三根 | 二、一九〇 |
| 三根 | 七、六六 |
| 佐渡郡 | 九、〇三〇 |
| 相見 | 三、二四六 |
| 二見 | 三、二三八 |
| 二見 | 三、七三九 |
| 二見 | 一、六五五 |
| 二見 | 三、九四五 |
| 二見 | 六、四二五 |

| 國、地域別人口動態 | 出生率 | 死亡率 | 自然増加率 | 調査年次 |
|-----------|-------|-------|-------|------|
| 日本帝國 | 1% | 1% | 1% | |
| 内地 | 二、六七 | 一、七四 | 九、三 | 昭一三 |
| 朝鮮 | 三、五八 | 一、七四 | 一、八四 | 昭一三 |
| 台灣 | 四、二七 | 一、九四 | 一、三三 | 昭一三 |
| 關東 | 三、〇六 | 一、六四 | 一、四二 | 昭一三 |
| 關東 | 二、五三 | 一、八三 | 七、一 | 昭一三 |
| 南洋群島 | 三、六三 | 一、七二 | 一、九一 | 昭一三 |
| 滿洲 | 一、六〇 | 一、一〇 | 五、〇 | 昭一三 |
| 中國 | 四、四二 | 一、一〇 | 〇、六 | 昭一三 |
| 北支那 | 三、八三 | 一、二七 | 一、二二 | 昭一三 |
| 北支那 | 三、七四 | 一、二四 | 一、三三 | 昭一三 |
| 中支那 | 三、九〇 | 一、〇〇 | 九、〇 | 昭一三 |
| 日本帝國 | 1% | 1% | 1% | |
| 岩津 | 一、六三〇 | 一、五一九 | 一、〇三一 | 昭一三 |
| 水崎 | 一、五八三 | 一、五二〇 | 七、五二〇 | 昭一三 |
| 河津 | 一、八四一 | 一、二一〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |
| 加茂 | 一、二二〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |
| 内海 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |
| 外海 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |
| 高千 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |
| 金山 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 昭一三 |

行政政治

中央政界展望

昭和十七年の日本は大東亞戦争に明けて大東亞戦争に昇れたといふよりも、大に過ぎたる言ではないであらう。即ち前年春以來遼東に遼東、遼東に遼東を重ねて来た日米交渉は同年十月東條内閣の新任組織による、や更に來朝大使をワシントンに急派して形勢打開に努力したるも米國政府の頑固なる態度は帝國を見限りてその態度を改めず遂に十一月二十六日彼の帝國を背めしたる通牒を發表するに及んで遂に兩國の國交は危機のクライマックスに達したが、果然二月八日帝國海軍はハワイ真珠灣を急襲して米の太平洋艦隊を殲滅状態にまで叩きつけ、同時に宣戰の大詔は發表されて遂に兩國は交戰状態に入つた、更に日を向うして帝國海軍は英國東洋艦隊をマレー沖に捕獲して一擧にその旗艦キングオブウエルズ及び戦艦セバリスを撃沈し、斯くて英國とも交戰状態に入つた。

爾後戦局は忠誠勇壯なる皇軍によりて日を追うて推進され香港、

行政政治

縣政界展望

大東亞戦争の勃發によりて縣民が緊張の極に達し縣政界は時勢急變に遇せんとする決意は當時開會中の縣會が會期未だ半を發すにも拘はらず十一月八日彼のハワイ眞珠灣の壯舉が行はれ續いて宣戰の大詔發表する、や當日夜を徹して會議を續け早々として閉會を告げたる事によりても推知される。爾來縣民は各方面ともあらゆる努力を戰爭に傾注してゐる。

この間において縣政界に起つた軍大事實は何といふも四月二十日行はれた總選挙を擧げざるを得ない、久し振りで非常時局下において行はれる選挙たるのみならず政府が實政政治体制實現の爲に補者推選制を以て此の選挙を行はんとしたる爲にそこに一層縣民の關心を惹くものがあった。

即ち選挙期日に先だつて政府は中央に實政政治体制協議會なるものを設け各府縣に支部を置いたが本縣支部長は新潟財團の巨頭白野操氏が委嘱されその下に十五名の委員を置きそれをして、補者の推選に當らしめた。而して委員は

行政政治

縣政界展望

選挙の結果議員定数十五名に對して十六名の候補者を推選したが中央本部において一名を承認せず、結局十五名立候補に決定した。

然るに之に對して所謂獨立候補が頻出して甚だしきは定員に三倍以上立候補したる選挙區もあり實に推選非推選を合せて總數三十五名を數ふるに至つた。斯くて猛烈なる競争を演じた結果推選十二名非推選三名當選し、双者を通して新人連の進出目撃ましきものがあった。

次で六月廿日に前年來延期し來つた縣下大多數の市町村における市町村議員の改選が行はれ、これ亦推選制によりたる市町村多く而して大体において行推選による候補者の當選を見た。

次に地方事務所の開設も此の年における縣政界の大きな事實に數へてよいであらう。本縣において十三の地方事務所が開設され非常時における國務乃至縣政を未補的に浸透せしめる重任に當らしめる事になつた。

此の歳において衆議院議員當選死亡等の爲に縣會議員の缺員を多數生じ頻々補選選挙を行ひたる事も注目する事實たるを矢はぬ。實に南浦二、新潟市一、島田

行政政治

市一、西野一、北魚一、中魚一、東野一、計八回の補選を行つた次第である。此の間、議長関矢孫一氏の死亡によりて、議長に副議長大井一星氏が昇任し、結局臨時議會を招集して新に議長に白井秀吉氏、副議長に梅澤清次氏を選任した。同様の様に長岡市會が市長改選に端を發して市長不信任問題にまで進展し、市會は兩派に分れて紛争を續けたが結局縣當局の規正によりて妥協して、軌道に復したる事と北浦本村においても村長派と非村長派に分れて紛争を續け、神田村長が遂に縣から停職処分を附せられた事も亦著しき出来事たるを失はぬ。

行政政治年史

自昭和十六年十月
至昭和十七年九月

- 一 第二回臨時議會開會
- 二 臨時議會を招集して更に議案を審議することとして縣協力會長大島貞
- 三 縣協力會臨時議長委員會で上通事項二件を議長一任に決定△臨時議會で豫算編成に

- 對し經常費五分削減を知事に進言
- 一 近衛内閣改組
- 二 東條陸相に組閣の大命降下
- 三 特別に首相を現役に列せしめて東條陸相内閣成立
- 四 新警視總監に沼田地方局長、警保局長に今松和歌山縣知事、右に伴ふ地方長官異動
- 五 推名國務局長の次官起用に伴ふ商工省大異動發令
- 六 臨時議會召集に決定（十一月十五日から五日間）
- 七 縣町村長會議事會で町村應戦體制確立對策を協議
- 八 臨時議會召集通告公布
- 九 臨時議會召集通告公布
- 一〇 臨時議會召集通告公布
- 一一 臨時議會召集通告公布

- 一 重點主義數字を提示
- 二 第七十八帝國議會召集（十二月廿四日）の詔書公布△縣選保議長山田徳成氏、副議長大田徳成氏、山口縣（榮轉本縣）年度豫算案を二、六八六萬圓と發表、前年比二九八萬圓増△久慈縣選部長藤原謙、案部選に縣會選案事項の處理順未を説明
- 三 酒稅等間接稅増徴案決定
- 四 陸軍費追加豫算二、八億圓を閣議で決定
- 五 第七十七帝國議會成立△許可認可等行政事務整理簡捷令公布（昭和十七年一月施行）
- 六 天皇陛下の親臨を仰いで議會開院式舉行
- 七 貴族院院に於て東條首相、東郷外相、田代外相の三原則を闡明△日米會談開始
- 八 臨時軍事費豫算案成立△國策完成に關する決議案を衆議院で可決
- 九 通商會議開會、參事會員改選
- 一〇 臨時議會開會、參事會員改選
- 一一 國民勤勞救國協力會公布（十一月一日から實施）
- 一二 東條内閣初の地方長官會議開會、前例を破つて自由討論を行ふ

- 一 一四
- 二 ハル長官日本側に又書を手交
- 三 日米會談最高潮に達す△非常議會再召集、眞實な實情を陳明關矢孫一閣長以下縣選議員決定
- 四 臨時議會召集
- 五 臨時議會召集
- 六 臨時議會召集
- 七 臨時議會召集
- 八 臨時議會召集
- 九 臨時議會召集
- 一〇 臨時議會召集
- 一一 臨時議會召集
- 一二 臨時議會召集

- 一 天皇陛下親臨の下に第七十八臨時議會開院式舉行、優渥なる勅語を賜ふ△臨時議會に於て豫算案二件、豫算管理法案、臨時犯罪條例の特例に關する法律案等成立△改正國民服用令並に物資統制令公布實施
- 二 大東亞建設會議第一回總會開催
- 三 大東亞建設會議第一回總會開催
- 四 大東亞建設會議第一回總會開催
- 五 大東亞建設會議第一回總會開催
- 六 大東亞建設會議第一回總會開催
- 七 大東亞建設會議第一回總會開催
- 八 大東亞建設會議第一回總會開催
- 九 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一〇 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一一 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一二 大東亞建設會議第一回總會開催

- 一 決定
- 二 天皇陛下御開院式に於て△縣選保議長山田徳成氏、副議長大田徳成氏、山口縣（榮轉本縣）年度豫算案を二、六八六萬圓と發表、前年比二九八萬圓増△久慈縣選部長藤原謙、案部選に縣會選案事項の處理順未を説明
- 三 酒稅等間接稅増徴案決定
- 四 陸軍費追加豫算二、八億圓を閣議で決定
- 五 第七十七帝國議會成立△許可認可等行政事務整理簡捷令公布（昭和十七年一月施行）
- 六 天皇陛下の親臨を仰いで議會開院式舉行
- 七 貴族院院に於て東條首相、東郷外相、田代外相の三原則を闡明△日米會談開始
- 八 臨時軍事費豫算案成立△國策完成に關する決議案を衆議院で可決
- 九 通商會議開會、參事會員改選
- 一〇 臨時議會開會、參事會員改選
- 一一 國民勤勞救國協力會公布（十一月一日から實施）
- 一二 東條内閣初の地方長官會議開會、前例を破つて自由討論を行ふ

- 一 守衛約の旨報告
- 二 本縣食糧局長を事務局長中津忍次氏兼任、農政課長に主事神崎國太郎氏起用
- 三 臨時軍事費追加豫算案成立
- 四 技術院開設△衣料の切符制度に通行稅増徴實施
- 五 明年度豫算案衆議院で可決
- 六 衆議院請願委員會で本縣雪害地家屋修補低減請願を採擇
- 七 大東亞建設會議設置要綱を閣議で決定△貴族院政府提出全議案の審議を了す
- 八 衆議院政府提出全議案の審議を了す△大東亞建設會議設置要綱を閣議で決定△大東亞建設會議設置要綱を閣議で決定
- 九 シンガポール陥落の戦後議會再開、陸海軍に對する感謝決議案可決、東條首相重ねて帝國の國策を闡明
- 一〇 内務大臣に次官湯澤三千男氏、次官に山崎廣氏起用△久慈本縣選部長長岡方要勲に轉出
- 一一 選管委員會改組案を閣議で決定

- 一 大東亞建設會議第一回總會開催
- 二 大東亞建設會議第一回總會開催
- 三 大東亞建設會議第一回總會開催
- 四 大東亞建設會議第一回總會開催
- 五 大東亞建設會議第一回總會開催
- 六 大東亞建設會議第一回總會開催
- 七 大東亞建設會議第一回總會開催
- 八 大東亞建設會議第一回總會開催
- 九 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一〇 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一一 大東亞建設會議第一回總會開催
- 一二 大東亞建設會議第一回總會開催

農協部長の辭任申出
 農印帳定、ラングソン攻略に對する感狀決議案を貴衆議院で可決△本縣農協顧問會議で選出農協部長決定△農協部長に相馬恒一氏を知事指名

三 全國農協部長會議開催△農協へ沸る熱情を傾けて臨時農協力會議開催△農協顧問山田實明氏逝去、林信義氏繰上げ當選に決定

四 本縣初の都市壯年團長會議で即刻勸進運動開始に決定

五 本縣選出松井郡治氏代議士突如政界引退を聲明、選挙運動に一石を投ず

六 興亞同盟統一要綱決定△縣町村長會議開催、縣内農機改革を知事に要望△北魚小千谷吉谷村の合併認可

七 立憲禁止會に農地制度改革同盟の結社不許可と決定

八 農協政治体制協議會立候補推薦活動の中樞たる地方支部長を決定、本縣は白勞農作氏

九 縣下農協部長會議を招集(二日間)△農協部長大谷泰忠氏急逝、年四十一△農協部長兼議長退任、畑後師を昇任に起用

一〇 日ソ漁業協定協定成る△長岡農協市會糾糾して市長決定選定△光復後河津市長兵庫縣へ榮轉に決定

一一 本縣急務市町村長會召集

一二 中津農協部長北方某要職に轉出△選挙對策協議△農協顧問會支部結成式舉行

一三 北信農協對策協議會各名へ談話

一四 戰時海運官令公布△内務省新編土木出張所長浦澤氏退任後任に山田三郎氏昇格

一五 議會防院式舉行△第一控室議員終了と共に解散の届出

一六 駐佛大使に三谷隆信氏、ローマ法王廳に原山健氏特使の旨發表

一七 永代借地權の廢止に對する勅令公布△縣議俱樂部集會で議長辭任は保留、議院預算全部承認に決定△農協支部候補推薦を三十一日に行進す

一八 企業院機構改組△長岡市長、決選投票で松田耕平氏再選

一九 本縣の農協推薦候補決定、本部へ内申手續

二〇 衆議院議員選挙の有権者數は一、四九五萬の旨内務省發表

二一 三浦農林次官選挙に立候補

二二 農協推薦候補沖繩を以て全部決定、本縣は定員數の十五名

二三 本縣第一區兒士龍太郎氏立候補

二四 本縣第二區島名健氏も退選

二五 本縣推薦候補鈴木義治氏突如辭退、第二區戰線に異状

二六 今成留之助氏を本縣第三區候補に追加推薦

二七 任期一ヶ年延長中の縣下市町村議員選挙を六月廿日執行に決定

二八 選挙立候補届出簡切、一千八十名立つ(推薦四六六、非推薦六一四)本縣は定員を二十名超過の卅五名で演説展開

二九 縣農協幹部各區を分擔演説

三〇 本縣拓務課長藤原熊男氏を商工課長に専任、拓務課長に關見政吉氏起用

三一 農協の熱意を集めて全國一齊に選挙實施

三二 關矢縣會委員長、開票の結果推薦候補三男、東條首相全國民の協力に感謝の放送、本縣は推薦十二名、獨立三名當選

三三 選挙の準備率は一週六分八厘(前週二週六分七厘)なる旨發表、本縣も一週七分二厘(前週二分九厘)の好成绩

三四 臨時議會を五月二十五日召集の旨發表△市町村選挙の選出農協推薦候補を農協會で決定

三五 大東亞建設會議會二回總會開催

三六 政治力結集のため東條首相各界代表七十氏に招請状を發す

三七 農協議員同盟發展的解消

三八 選挙の全當選者推定、推定三百八十一名、非推薦八十五名當選△農協推薦候補の申告

三九 新政力結集を旨とする政府、各界代表懇談會開催

四〇 縣町村長會を長岡で開催、正副會長由比北陸五縣ブツロク會議を新潟に開催、市町村にも推薦候補協議會設置を要望△縣振興委員小川節氏地方へ轉

四一 農協政治會支部解散式舉行

四二 縣議俱樂部總會席上大井副議長辭意表明、南浦縣議補選を六月五日施行に決定

四三 鈴木義治氏、候補推薦辭退の旨を自ら農協顧問部長及び縣團長の辭任申出

四四 農協政治會第一回準備會で

續領、規約、宣言等の要旨發
 △同公會解散に決定

一 小賣業準備要綱決定△大政翼實會の改組方針を閣議で決定

二 △市町村選挙候補者選定要綱を縣當局發表

三 市町村選挙の政事結社結成町村を縣指定發表

四 北信吉代議士古堀により強制收容

五 農協事務部長に後藤又次氏任命△阿部信行大將を勸退△縣農協團解散、鈴木副團長正式に辭表提出

六 農協議員同盟解散、農協會政参加の態勢を整へ

七 農協政治力結集する農協政治會創立總會を開催、總裁に阿部信行大將

八 大東亞建設に處する文教、人口等に關する二客申案を大東亞建設會議第二回總會で決定△縣下十四箇所に中間機關設置に決定

九 議會に提案の法律案、豫算案案を閣議で決定

一〇 臨時議會に對處すべく議院協議會設立△東方會も農協、翼政へ加盟に決定

一一 第八十議會召集、衆議院正副議長に岡田英彦、内ヶ橋作三郎氏當選

一二 昭和十七年度國民運動員實施計畫を閣議で決定

一三 天皇陛下親臨の下に第八十議會開院式舉行

一四 農協團長選挙完了△新潟市長市議選舉結果候補者二千一名發表

一五 議會院式舉行△朝鮮議會に小樽國昭大將親任△南天大將、星二新龍氏福澤閣官に就任△清民真直東京政府特派大使一行入京

一六 月

一 内閣及び各省に委員設置制官制案を閣議決定△農協政治會政務調査機關を設置

二 佐藤泰助氏立候補辭退のため香川正藏、阿部六一郎兩氏南浦縣議補選に無競争當選確定

三 安藤農協會副總裁職務相に親任△内閣及び各省委員候補者決定△農協政治會事務局各部長決定△地方事務所設置要綱を閣議で決定發表

四 農協會新機構及各局人事決定

五 昭和十七年度交通、電力兩動員計畫を閣議で決定△内閣、各省委員の職務現行基準を閣議で決定

六 農協政治會顧問及評議員決定

七 内務省官廳部大異動

八 本社主催新潟市會議員候補者合同演說會を二ヶ所に開催(二日間)

九 行政簡素化實施要綱を閣議決定

一〇 泰國(香港)節として廣田出使、矢田部保吉氏等派遣の旨發表△東條首相來縣、新潟市を始め電報的視察行△全縣下二市二百九十九町村議員選挙舉行

一一 市町村選挙の結果推薦候補の當選率八割八分、清新自治の建設成る

一二 國民運動團體の統制に關する件を閣議で決定

一三 生活必需品動員計畫を閣議決定△南方派遣委員の錦成機關として内務省對の訓練所設置の旨發表

一四 改組後の農協會部長、副部長級の異動發表

一五 月

一 地方事務所開辦、本縣も十三日事務所の關係人事發表△縣下警察官大異動

二 内閣に人事刷新政を閣議で決定

三 本縣の機體一部改正、地方、拓務兩課廢止、右に伴、異動發令

四 敵性特許 機體要綱を閣議で決定△議員の地域的連絡、民情上通等のため翼政會に事務局參與を任命△農協俱樂部七總務を決定

五 農協會調査會長に山崎達之輔氏就任

六 新潟、高田、西頸に縣議補選施行、高田は宮澤貞太郎氏、西頸は山田忠雄氏當選

七 縣議補選新潟は阿部榮平氏平勝、北頸は井口節治氏の無競争當選確定

八 政府、農協會、農政會三位一体の國民運動を全國一齊に展開△本縣の郡協力會議々長及び會議員を更新

九 中央、地方を通する行政簡素化實施案を閣議で決定

一〇 月

一 東京市長に岸本綾夫大將當選△縣下四百市町村府室の配付税分與額四百六十萬圓相當(前年比四割増)の旨内務省通告

二 農協會の地方機體編成要綱を閣議で決定

三 人事、機體、給與の三面に亘る行政簡素化案本縣り△白井隆福兩氏を縣會正副議長に推す事に縣議俱樂部總會で決定

四 農協會支部規程改正要綱決定

- 六 關谷利壽議員、年六十四歳時、正副議長を決定の後十七年度追加算四百七十萬圓可決、議決四十分で閉幕
- 五 外地、獨り各官廳、地方廳の行政刷新案決定
- 四 中央協力會議議長に安藤實會副議長就任、本縣代表に田下政治、本山久平兩氏
- 三 中央協力會議員二百二十氏決定
- 二 自治團體、公立學校等の行政刷新案決議で決定、各團體調査機關の一元化案を閣議決定
- 一 大東省省府設置案閣議決定、東郷外相、西次官就任、首相外相を兼任、中魚の縣議補選に山口孝一氏當選
- 四 行政刷新化動命案を閣議で決定、農林省本部初の都市團長會議開催
- 三 長岡市會紛糾、市長自決案を押し通す
- 二 縣議俱樂部、米穀検査の單一化を議へ要望
- 一 佐藤三條署長の南方轉出に伴、署長級の異動發表、△新潟縣道局四部十八課に改組
- 二 大東省省府設置案に外務省官制命令案を閣議で決定、△

- 七 裁判所の廢止、事務停止につき司法官發表
- 六 外務大臣に谷正之氏(情報局長兼兼備)、國務大臣に青木一男氏就任、△立石三三氏青森縣から本縣林務局長に榮轉
- 五 東海縣選出村松正治氏の辭退で室岡虎次郎の當選確實、縣衛生部長池田信吾氏退任、後任は結核預防協會技師小澤龍氏
- 四 新潟、長野兩縣知事、直江津港橋梁、國道十一號線の施工促進を協議
- 三 第二回中央協力會議開催(四日間)、△中川高田市長再選
- 二 縣下警察局長會議開催、行政刷新案に併、警察力の整備強化方策協議、△新潟市始め縣下各地の所屬委員選舉、推薦制に決定
- 一 本縣地方事務所新築費總額を九十四萬六千圓と決定

- 任内閣總理大臣兼陸軍大臣兼内務大臣
- 元野村大侯 東郷 茂徳
- 從三勳一 島田繁太郎
- 任外務大臣兼拓務大臣
- 元板垣退三勳二 賀屋 興宣
- 任大藏大臣
- 從三勳一 岸 信介
- 任海軍大臣
- 從三勳一 寺島 儼
- 任逓信大臣兼鐵道大臣
- 國務大臣兼 鈴木 貞一
- 任文部大臣 橋田 邦彦
- 任司法大臣 岩村 通世
- 任農林大臣 井野 碩哉
- 任學務大臣 小泉 鏡彦
- 任内閣書記官長 星野 直樹
- 任法制局長官 森山 銳一
- 任情報局長 谷 正之

十八日支部長に白野眞作を推薦、廿日更に同會中央本部から支部員として左の十四氏を推薦、同月廿三日支部結成式を行った

新潟小林調平、同田中正名、佐渡三浦貞一、中浦伊藤文吉、北浦相馬恒一、同野口多内、同白井秀吉、南魚鈴木兼治、中魚松澤基、長岡田村文吉、同反町榮一、柏崎原吉郎、高田國友未藏、西浦森山耕田

本縣推薦候補

黨協支部では結成直ちに推薦候補決定に入り、數次に見る協議の結果四月一日本部へ内申手續を行ひ五日左の十五氏を推薦の旨發表したが第一區は定員三名に對し一名少く第二區は定員四名に對し一名増の五名を推薦した事は給與に當り微妙な事情のあつた事が推測される

△第一區 吉川大介、長沼權一
△第二區 小柳牧徳、高岡大輔、相澤成治、稻葉圭吾、佐藤秀男
△第三區 川上法麿、加藤知正、佐藤謙之輔、鈴木兼治、田下政治
△第四區 増田壽一、武田徳三郎、石田善佐

右の中第三區鈴木兼治氏が十四日に至り黨協候補の足即不調から突如辭退を表明して波瀾を見せたが

十六日今成留所氏をこれが後登として推薦した

黨協未曾有の激戦、無くて推薦、非推薦入札れて激戦を展開、四月二十三日の稱切迄に第一區十一名(定員三)、第二區八名(定員四)、第三區十一名(定員五)、第四區五名(定員三)の總計二十五名が候補に臨んだ

▲縣下立候補者數内詳

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 第一區 | 定員 | 元議 | 新合 |
| 第二區 | 定員 | 元議 | 新合 |
| 第三區 | 定員 | 元議 | 新合 |
| 第四區 | 定員 | 元議 | 新合 |

棄権率一割九分四厘

諸々たる結果に照へて國內体制變遷の陣を築くための實質選挙は四月二十日全國一齊に施行されたが本縣に於ては四十萬有権者の選挙意欲の昂揚と選挙日和の好晴に恵まれて棄権率一割九分四厘の好成績を示した

縣下都市別投票成績

| 都市別 | 投票總數 | 有権者總數 | 棄権者數 | 棄権率 | 前回棄権率 |
|------|-------|-------|------|------|-------|
| 第一區 | 六、六三 | 八、三〇 | 一、六七 | 〇・二〇 | 〇・二一 |
| 新潟市 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 |
| 西蒲原郡 | 三、〇六 | 三、〇六 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 |
| 佐渡郡 | 一、八五 | 三、〇六 | 一、二一 | 〇・三九 | 〇・三九 |
| 第二區 | 八、〇一 | 一〇、〇〇 | 一、九九 | 〇・二〇 | 〇・二〇 |
| 北蒲原郡 | 三、〇一 | 三、〇一 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 |
| 中蒲原郡 | 三、〇一 | 三、〇一 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 |
| 東蒲原郡 | 一、九八 | 三、〇一 | 一、〇三 | 〇・三四 | 〇・三四 |
| 磐前郡 | 一、〇一 | 三、〇一 | 二、〇〇 | 〇・六六 | 〇・六六 |
| 第三區 | 一〇、〇〇 | 一三、〇〇 | 三、〇〇 | 〇・二三 | 〇・二三 |
| 長岡市 | 一〇、〇〇 | 一三、〇〇 | 三、〇〇 | 〇・二三 | 〇・二三 |

全國當選者内詳

當選者西六名は新一九九、前四七、元二〇名よりなり、その所屬外推選非推薦別内詳は左の如し

| 所屬別 | 新 | 前 | 元 | 計 | 新 | 前 | 元 | 計 | 合計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 赤誠 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 東方 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 無所属 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 同交 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 同同 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 所屬別 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |
| 計 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 | 三 | 一四 |

其他一六八 一三二 一八〇 二七 七 三四 二二四
合計一六九 二〇〇 二二三八 三〇 四七 八 八五 四六六

大東亞戦争の完遂と實業會議の確立を旨とする本縣の選挙は五月一日、二日兩日開票の結果、推薦候補者中十二名の當選を見、略當初目的を貫徹したが自由候補三名進出といふ、善状はせを演じた

- △第一區(定員三名)
當選 一七、三四八 長沼 一 推新
一五、三三二 北 晴吉 同交前
一〇、六〇二 青川 大介 推新
次 五、九五八 松本 弘 無前
- △第一區(定員四名)
當選 二〇、二九一 高岡 大輔 推前
二二、七九七 佐藤 芳男 推新
二二、三三六 小柳 敦徳 推前
一〇、五四一 稻葉 圭亮 推新
次 八、九二〇 井伊 誠一 無新
- △第二區(定員五名)
當選 二五、四八一 三宅 正一 無前
一八、〇三九 川上 法勳 推新
一六、〇三〇 加藤 知正 推前
一五、四六六 田下 政治 推新
九、五四九 成留之助 推前

七月九日 佐藤謙之編 推前
△第四區(定員三名)
當選 二〇、五四六 中村又七郎 東方新
一八、五八九 石田 善佐 推新
一六、六四四 増田 義一 推前
次 一四、二九九 武田徳三郎 推前

供託金没収五名
選挙に際し得票数が法定数に達せず供託金二千圓を没収されることになった者は左の五氏である、なほ法定得票数は有効得票数を定員で割つた十分の一である
第一區 山岸泰三、加藤大輔、太田勝十郎
第二區 高岡盛一
第三區 高岡盛一
第四區 田村樹太郎

十六年度選挙會は十一月二十日召集、左の如く選挙會員十名決定のち十七年度選挙案を上げ、土居知事の説明あつて二十五日まで休會
市川島津忠、渡邊義太郎、宮腰金吾、三井由虎一郎、川瀬助治、山田實明、松澤清、西澤武男、荒木英男、小林止二

十二月八日對英宣戰の飛報に接して緊急開會、全議員並に知事以下各部長打揃つて白山神社に参拜、戦勝祈願をなして本會に入り土居知事縣民の決意を促す演説を試み天機奉伺、陸海軍當局激勵を報を講場一致可決、次いで各委員會を閉會、夜を徹して協議各部の意見を酌量して全体會議を開き満場拍手に二千六百八十七萬圓に上る十七年度當初預算案に十七年度追加預算案を何れも原案通り可決、萬歳を三唱會期十日間を短縮して九日午前二時閉會した
年度未結算會(三・一一)
三月の縣選挙會は三月十一日開會十六年度二千六百六十六萬圓、十七年度二千六百六十六萬圓の追加預算案を附議決定、以上で十六年度追加追加預算案は四千六百六十萬七千圓に達した
縣選挙會補充
山田實明(二月)松澤清(七月)兩縣議の逝去に伴ふ縣選挙會員の後任には林信義、渡邊三三兩氏がそれく補充された

臨時縣會召集
追加追加預算案審議に正副議長決定の臨時縣會は八月二十日開會、相澤政一氏の動議により議長を指名推薦に決定、山本俊長白井秀吉氏を推薦、満場一致これを承認白井新議長力強く挨拶して皆川、阿部、井口、砂山、阿部(六)宮澤の六新議員を紹介の後副議長に藤澤清治氏を推薦、これもまた満場一致承認、土居知事追加追加追加追加十九圓の提案理由を説明、可決確定して僅か五分にして全議案を審議、電報縣會の記録を作つた
六縣議補缺選舉
關矢孫一(北魚)山田實明(南魚)兩氏の死去と皆川大介(新潟)田下政治(南魚)中村又七郎(西魚)石田善佐(高田)四氏の代議士當選に伴ふ補缺選舉の結果左の諸氏それぞれ當選した
△南魚は投票日の六月三日佐藤泰助氏の辭退により皆川正蔵、阿部六一郎兩氏の無競争當選
△新潟市は七月二十日投票翌二十一日開票の結果七、五二四票で阿部六一郎氏當選、百三十七票の僅差を以て佐藤正男氏を破した
△高田市は七月廿日投票、即日開票の結果二、一八八票で宮澤直太市當選、次點は一、九四八票で飯塚信太郎

△西頸城は五、七六八票で山田忠雄氏當選、高橋一氏は三、六六四票で落選

市町村議員選舉にも推薦制
六月廿日以後執行の市町村議員選舉にも一律に推薦制を適用せしめる旨五月十五日縣から發表されたが、選挙會は部落會、町内會に於て決定した代表者を以て組織し候補者選衡の方法は市町村の實情により地域別に限定し選衡は投票により選挙會を旨として會合の場合は社寺、公會堂、學校、役場等を充てる事等とした

市町村議員選舉執行
市町村議員選舉は六月二十日執行即日又は二十一日開票されたが執行された二市二百九十九ヶ町村の推薦候補者の當選率は八割八分と決定、全國平均率の九割一分と比較する時は三分の減少率となる推薦非推薦を綜合して新人二千二百七十二名減員定員の五割二分に相當してゐる、推薦候補のみで無競争に選挙を終了した町村は七十八ヶ町村である、尚六月廿五日には中魚、西頸南郡の四ヶ町村、六月三十日には北魚、中魚、南魚中頸四郡の四十八ヶ町村、八月三十日には中魚、佐藤三官兩村

の改選が執行され、十二月十日には中魚十町の改選が執行される

市議候補立會
演說會
六月二十日執行の新潟市議員選舉を旨として計畫された本縣初の試みたる本市主権候補者合同演說會は十六、七の兩日市内二ヶ所に於て開催、参加三千六百候補夫々舌端火を吐く市政の革新の所信を陳、劇期的成功裡に十二分の成果を収めた

- 縣會議員一覽 (十月一日現在)
議長 北浦神山村 白井 秀吉
副議長 中頸湯村 藤澤 清治
議員 北浦加茂村 伊藤 長太郎
佐藤 金澤村 本間 長治
西浦市上大川 高橋 十代松
南浦中之島村 阿部 六一郎
北浦市本町八 三井田 一
三條市大字田 金子 甚造
西浦黒崎村 岡田 幸平
北浦宮谷村 高澤 俊太郎
北浦水原町 柄澤 武男
北魚中之島村 目黒 信太郎
北魚小千谷町 山本 晋
中頸根岸村 小林 正三
中頸春日村 南木 一久

- 北浦新設田町 井伊 誠一
古志上組村 川上 昌吉
刈羽山崎村 飯田 元吉
三島宮本村 葉 茂男
中浦大台村 高岡 忠弘
長岡市表町二 内山 由蔵
中浦川東村 石田 寶全
新潟市東町一 阿部 榮吉
高田市大町五 川瀬 勳治
西浦松長町 石井 寅次
岩崎村上町 中村 又四郎
西頸糸魚川町 砂山 忠雄
古志上組村 吉澤 七太郎
中魚中修村 岡田 正平
中浦小須戸町 高橋 重四郎
南浦加茂町 皆川 正蔵
柏崎市枇杷島 西川 彌平治
東浦三川村 杉崎 久榮
北魚廣瀬村 井口 節治
新潟市白山浦一 兒玉 龍太郎
西頸糸魚川町 相澤 政一
三島岩塚村 林 信義
中浦新津町 宮腰 金吾
南浦見附町 山谷 興一
中魚下條村 山口 孝一
南魚伊米ヶ崎村 渡邊 義太郎
高田市本町六 宮澤 直太郎
岩崎三田村 丹田 照一郎
中頸新井町 大井 一星
西浦道上村 保倉 平太
中頸星五十六町 渡邊 幸三

行政機構事務
刷新
支那事變勃發以來中央、地方を通じて戦時下の行政事務は飛躍的に増大し、これに伴つて官廳機構も擴充の一途を辿つて來たが、大東亞戦争完結のためには行政事務をできるだけ簡略化すると共に、これによつて得た剩餘を大東亞全戦に充足する事が緊要の要務となつたので六月十六日先づ行政簡素化實施案を決定し、これが實施準備を整へて八月十一日閣内及び各省閣議による閣議決定を見るに至つた、この骨子は内閣及び各省に於ける部局の廢合、所管事務の調整による機構の簡素化と中央官廳三割、地方官廳二割、作業廳一割の減員による總計は十二萬五千三百五十五名の減少となり、數字の上から見て正に劇的な簡素化といへる、改正定員次の通り
中央、地方、作業廳別
定員 減員
中央官廳 三、七五五 一〇、七五五

新潟縣支團として大政翼賛運動
に率先挺身するを以て目的とし
第三條 本團は大日本實業社年團
員として縣内に居住するものを
以て組織す

第四條 本團に次の役員を置く
名譽團長、團長、副團長(三名)
總務(若十)、顧問(若十)

第五條 名譽團長は大政翼賛會縣
支部長これに當る、團長及び副
團長は名譽團長の申請に基づき本
團員中から大日本實業社年團長
これを指名し總務は團の指名に
基き本團員中から大日本實業社
年團長これを指名す、顧問は團
長の指名に基き大日本實業社年
團長これを依りて

第六條 名譽團長は大日本實業社
年團長の旨を受け重要職務を指
示す、團長は大日本實業社年團
長の指揮を受け本團を統一す

第七條 役員は任期は二年とす
第八條 本團の經費は團費による
外、補助金その他の収入を以て
これに充つ

第九條 本團の會計年度は毎年四
月一日から始まり翌年三月三十
一日に終る

第十條 本團施行に必要ある規定
は別に之を定む
附 則
本團は昭和十七年五月十八日

から施行す、本團結成當初の役
員の任期は昭和十八年三月三十
一日を以て満了するものとす

翼賛會縣支部
新陣容
一ヶ年の任期満了に伴ふ顧問、參
與、常務委員、協力會會議員の新
陣容は左の通り

常務委員(三名) 久慈學、
相馬恒二、鈴木多朗、關矢孫一、
鈴木謙治、渡邊美秋、宮崎謙治郎
白野眞作、田中正吉、長沼權一、
伊藤文吉、内藤久一郎、小坂善太郎
顧問(二六名) △地方裁判所長
加藤健一 △同機事正中村中平 △鐵
道局長三宮秀夫 △醫科大學長本島
一郎 △縣區司令官猪俣信徳 △
地方海軍人事部長寺田敏三 △貴族
院議員飯塚知信 △縣會副議長大井
一星 △縣市長會會長井上英 △縣町村
長會會長佐藤芳男 △高等學校長中村
直松 △長岡商工段長井道三 △縣
農會會長岡田正平 △縣教育會會長近藤
勲治郎 △縣青年團團長反町榮
一 △縣產業獎勵會理事安部邦太郎
△縣收購利聯合會會長岸田太郎 △新
潟縣工所工務長大野俊彦 △中央電
氣事務顧問友末誠 △北越製紙
社長田村文吉 △日本銀行新潟支店
長末松春彦 △六十九銀行頭取尾尾

從之助 △縣信用組合聯合會會長高橋
友三郎 △相澤成治 △小澤國治 △森
山耕田
參與(二七名) △新潟縣警務部
長中村五治 △同警務部長藤川清人
△同警務部長坂出啓造 △同土木部
長淺見洋 △同振興課長(兼任)小川
節郎 △新潟縣町村長會副會長藤藤
清治 △縣會議員石田善佐 △同高橋
幸吉 △同渡邊幸三 △同白井秀吉 △
同井伊誠一 △同藤澤壽一 △同高岡
忠弘 △同兒上龍太郎 △縣警務部年
團參與佐藤敦平 △刈羽郡米穀商業
組合長松村正吉 △藤野神社司宮
岡安太郎 △聖瀧庵住職新井石龍
西本顯寺三教務所長長尾隆雄 △
大島寺住職西村大串 △新潟日々新
聞社社長坂口敏吉 △新潟縣中央
新聞社取締役廣井龍之助 △上越新
聞社取締役久治郎 △縣町村長
會主事仲廣義 △石坂誠一 △富
永志司 △野口多内
協力會會議員(四一名) 議長
川上法麿
各界代表 (イ) 各種團體代表
(九名) 富樫又太郎、坂田榮敏、
今成直三、山本光雄、三浦貞一、
片田通一、石川保、藤沢茂、小黒
誠郎(ロ) 縣會議員(五名) 田下
政治 △吉川大介 △川淵勲治 △三井

田虎一郎 △吉澤仁太郎(ハ) その
他適當なる者(五名) △北川川東
村本間喜榮門 △長谷川潤二郎 △北
浦瀨川村眞島中太郎 △新發田町竹
内ハルノ △佐渡金澤村小倉タマ
都市代表 (二一名) △北浦伊
花才二 △中浦小澤榮一 △北浦内藤
淵 △南浦阿部六一郎 △東浦杉崎久
榮 △三島渡邊茂一郎 △古志田邊
孫一 △北魚古出島和太郎 △南魚上
村守策 △中魚松澤基 △刈羽石崎常
榮 △東魚山久平 △中魚内藤慎二
△西魚相澤政一 △岩船安藤淳次 △
佐渡香齋 △新潟市飛川加津惠 △
長岡市内山由藏 △高田市江川貞武
△三條市吉田文治郎 △市橋市藤田
啓爾

翼賛會縣支豫算
縣警務會支部では團費交付された
十二萬千圓の十七年度豫算案の
配分額を縣支部七萬五千二百餘圓
郡支部四萬二千九百六圓市支部五
千五百圓と決定したが、うち縣支
部關係事業豫算四萬一千五百圓と
決した(五、一)

鈴木翼賛壯年團
副團長辭任
縣壯年團團長鈴木藤治氏は豫算
案に對し行政の簡素化及び待
遇改善に付措置せしむること

本縣選出代議士
新潟市西堀通七 吉川 大介
西浦原郡道上村 長沼 權一
東京市杉並區井荻 北 隆吉
東京市中野區本町五 高岡 大輔
岩船郡村上本町 船橋 圭亮
東京府北多摩郡武蔵野町吉祥寺三
三五 小柳 牧衛
長岡市玉藏院町 三宅 正一
新潟市學校町二 今成直之助
東京市牛込區早稲田南町二〇
加藤 知正
長岡市四郎丸 川上 法麿
南浦原郡加茂町 田下 政治
西蒲郡都糸魚川町 中村文七郎
東京市小石川町原町 増田 義一
高田市本町 石田 善佐

舉に於ける候補選定の責任を擔當
五月十三日縣團長を辭任した

中央協力會議

中央協力會議に縣民二百萬を代表
して下情を上通する本縣代表とし
て田下政治、本山久平兩氏が正式
法定した(八、二五)

郡協力會議々々

縣下に於ける郡協力會議々々長及會
議員は七月廿七日の常務委員會で
新陣容を發表この内は議長は長
一、新四名の計十六名會議員は
舊二百十名、新二百八十五名の計
四百九十五名でその半数以上は實
壯新人で占めてゐる、向この中で
注目されるのは婦人代表で大日本
婦人會の幹部である十名が加はつ
てゐる事で職員は中野の會議員全
部五十九名と古志の一部二十二名
計八十一名が未決定であるが、ウ
が詮議を終れば五百七十名となら
ぶと見られる、各部の議長次の通り

- 北浦白井秀吉、中浦佐藤文吉、
- 西浦森山耕山、南浦田下政治、
- 東浦藤澤徳平、三島喜島廣吉、
- 古志岸雄太郎、北魚古田島和太

行政政治

市町村行政簡素化實現決定
(八、二八)

市町村の行政簡素化とこれに伴ふ
職員待遇改善は十一月一日より
實施(但し人員の減少は明年六月
末日までに完了)することとなつ
たが、今回の措置の眼目とするこ
ころは市部においては現在の有給
職員總數十七萬七千七百七十六名
(一般事務關係一萬四千三百九十九
八名特殊事務關係七萬二千三百九
十八名)のうち二萬二千四百六十
一名(一般事務關係一萬五千五百
二十一名、特殊事務關係七千三百
四十名)を減員し、町村において
は現在の有給職員總數十三萬七千
二百二十名を町村の實情に應じて能
く限り減員することによつて行政簡
素化の實現をはかるとともに戦時
勤勵手當(俸給の一割)の支給、
臨時家族手当の増額(現行月額三
圓を五圓)および共済制度の擴
充の三點によつて市町村職員の待
遇を向上し、もつて戦時市町村
行政の能率向上を圖らんとするも
のである

△實施要項
一、市の定員増加は吏員、雇員
を通じこの際減員せしむる事
もの外これを行はしめざる事
二、市の人員減少は、已むを得ざ
る事由により特に地方長官の承
諾を受けたる場合を除くの外、
本年六月一日現在定員を基礎と
し、年俸減員、月俸減員および
雇員毎に左の率によりこれを
行はしむること(但し作業部およ
び研究所、試験場その他之に準
ずべきものについてはその減員
率を一割とする) (イ) 六大
都市二割(但し區役所について
は一割(ロ)その他の市一割五
分ないし一割
三、町村においてはそれと役場
機構の實情を檢討し行政簡素化
を實施せしむることとし、これ
により町村にありても能く限り
減員せしむること
四、行政簡素化の實行は本年十月
末日までにその具體的實施計畫
を總立し本年十一月一日よりこ
れを實施すること(但し人員の減
少は明年六月末日までに完了せ
しむること)

二五

軍 事

陸軍では急を要する重大時局に
際し兵役施行令の大改正を断行
(一)國民兵の一部召集(昭和六
年以後の徴兵検査内種合格の第二
國民兵)
(二)支那香港澳門に在留する者
に對する在外徵集延期並に在留軍
人の勤勞報告及び簡便服の免除
を取り止めることとしこれに伴ひ
陸軍武官服役令中の一部にも改正
を加へ、右兩勅令案を御議に於て
決定、上奏御裁可を仰ぎ十五日の
官報を以て公布即日實施した

軍事一年史

目 昭和十六年十月
至 昭和十七年九月

- 一 第十二回支那軍事發生者(海軍關係第五回)並に海軍關係死者第二十回論功行賞
- 二 第十三回支那軍事發生者(陸軍關係第十一回)並に第四十一回死傷者(陸軍關係第三十回論功行賞)
- 三 海軍陸備員令改令
- 四 十月二日瀋陽の伊號第六十一潜水艦乗員の生死不明者を殉

- 一 職と勲定の旨海軍省發表
- 二 陸軍獎勵發表、東前軍司令官に田中源一中將、廣兵司令官に中村明人中將親補、大本營陸軍部部長馬淵澄雄大佐部隊長に轉出、後任に大平秀雄大佐△海軍定期獎勵發表△總力研究所所長飯村謙中將辭任第十六回軍事發生者(陸軍關係第十二回)論功行賞△陸國神社臨時大祭始まる
- 三 東條首相大將に親任△島田廣長官の海相就任により後任に平田昇中將、及川大將軍事參謀官に
- 四 第四十二回死傷者(陸軍關係第三十一回)論功行賞
- 五 第十五回軍事發生者(陸軍關係第十三回)論功行賞
- 六 總力研究所所長に遠藤一海軍中將
- 七 十一月
- 八 龍津平、人見與一兩中將大將から擡ぐ歸郷
- 九 第十六回軍事發生者(海軍關係第六回)論功行賞
- 十 海軍でも上級者の空防制採用事業以來現地に御勇戦の陸軍

- 一 中將幸王根殿下教育總監府附に御榮命
- 二 大瀨、瀨海、馬海、鹿沼各要港部を警備府に改め、阪神海軍部を廢止し大阪警備府創設(十一月廿日實施)の旨公表
- 三 第十七回軍事發生者(陸軍關係第十四回)論功行賞
- 四 兵役法施行令及び陸軍武官服役令改正、第一國民兵の一部召集を断行
- 五 第十八回軍事發生者(陸軍關係第十五回)論功行賞△佐藤長官に谷本馬太郎、大阪警備府司令官長官に小林一兩中將親補
- 六 第十九回軍事發生者(陸軍第十六回)論功行賞
- 七 十一月
- 八 第四十六回死傷者(陸軍第三十四回)並に第二十六回生存者(陸軍第二十一回)論功行賞
- 九 第二十回軍事發生者(海軍關係第七回)論功行賞
- 十 大元帥陛下陸軍大原校道に大本營陸軍部に行幸
- 十一 米英兩國に對する宣戰の大詔發せらる△陸海軍將兵に勸語を賜ふ△國土防空實施を下令△海軍も陸軍同様殊勲者の二段飛行特別進級制度創設
- 十二 第二十一回軍事發生者(陸軍第十九回)論功行賞

- 一 第七回並に第四十四回死傷者(陸軍第三十二回)論功行賞△防衛廳司令官に東久瀨大將宮殿下御親任
- 二 日獨伊三國協定成立
- 三 對米英戰を「大東亞戰爭」と呼稱するに決定△日佛印軍事協定成立
- 四 第二十二回軍事發生者(陸軍第十八回)論功行賞
- 五 日英同盟條約締結
- 六 東部軍司令官に中村孝太郎大將親補
- 七 第二十三回軍事發生者(陸軍第十九回)論功行賞
- 八 第二十四回軍事發生者(海軍第八回)論功行賞、陸海十四將星に事變最初の勳章授與式を行はせらる
- 九 第二十五回軍事發生者(陸軍第二十回)論功行賞
- 十 陸軍情報局新設、長官に上村幹男中將任命
- 十一 十一月
- 十二 大元帥陛下親臨の下に陸軍始大體兵式舉行
- 十三 帝國政府和議軍に勸諭開始を聲明
- 十四 善通寺件收容所新設、所長に水原義隆少將
- 十五 第二十七回軍事發生者(陸軍關係

二六

- 一 第三十二回生存者(海軍第九回)論功行賞
- 二 第三十三回生存者(陸軍第二十六回)論功行賞
- 三 塚田中將の南方方面陸軍總參謀長轉出に伴ひ田邊盛武中將を參謀次長に親補
- 四 陸軍南方某要職に大津茂雄氏等九氏發令
- 五 第三十三回生存者(陸軍第二十八回)論功行賞
- 六 第三十四回生存者(陸軍第二十八回)論功行賞
- 七 第三十五回生存者(陸軍第二十九回)論功行賞
- 八 ハワイ特別攻撃隊九勇士に對し二階級進級
- 九 陸軍特設部隊臨時職官設置に關する官制公布實施△現地軍東印度占領地域の軍政布告△現地軍マレー各州知事任命
- 十 加藤陸海軍大將以下六十四將星に勳章授與式を行はせらる
- 十一 第三十六回(陸軍第三十回)生存者論功行賞△寶篋百寶王殿下陸軍戸山學科長に御榮命、大本營陸軍情報部長に谷萩那雄大佐
- 十二 陸軍軍政のため兒士秀雄、櫻井兵五郎、北島謙次師の三願

- 一 間及び五司政長官任命
- 二 第七回(陸軍第三十一回)生存者論功行賞、秩父宮殿下を始め奉り皇族御五方にも金賜勳章を授與遊ばさる
- 三 第三十八回(海軍第十回)生存者(陸軍第四十九回)海軍第一十四回)死傷者論功行賞△陸軍十四將星に第卅九回(陸軍第三十一回)生存者論功行賞
- 四 煙、寺内、岡村三將に功一級の殊勲を賜ふ
- 五 陸國神社に新合祀の英靈一萬五千七十七名發表せらる
- 六 天皇陛下陸軍航空士官學校に行幸
- 七 陸軍に建設將校新設
- 八 十一月
- 九 地方海軍人事部長野、神戶福島三市に新設△陸軍士官學校長に牛島滿、陸軍豫科士官學校長に原水信政兩中將任命
- 十 關西宮殿に親王殿下、伏見宮博恭王殿下、朝香宮鳩彦王殿下、東久瀨宮裕彥王殿下に功一級を、梨本宮守正王殿下に菊花章勳章を、又西尾、松井米内、長谷川、及川の五大將に功一級を授與あらせらる
- 十一 △陸軍整備局長山田清一少將に代つて吉田止雄少將

- 一 ハワイ特別攻撃隊九勇士の會同海軍将を日比谷で發行
- 二 北都ホルネオ方面陸軍最高司令官新設、最高司令官に陸軍中將前田利信侯爵親補
- 三 第五十回(陸軍第三十六回)死傷者論功行賞
- 四 陸海軍三千三將星に勳章親授、杉山元大將に功一級授與あらせらる△台灣軍司令官に安藤利吉中將任命
- 五 飛行師團司令官制定
- 六 陸軍事務局長武藏中將に代つて佐藤賢了少將
- 七 海軍見習尉官制實施
- 八 精誠神社の新祭神一萬五千七十七名授與式の儀執行はせらる
- 九 ノモンハンの勇將安岡正臣中將以下四十二將星に勳章親授式を行はせらる
- 十 第五十一回(陸軍第三十七回)論功行賞
- 十一 十一月
- 十二 支那方面陸軍司令官古賀峯一總督大將に親任
- 十三 第五十二回(海軍第三十五回)死傷者及び第四十回(海軍第三十一回)生存者論功行賞
- 十四 朝鮮に徴兵制施行(昭和十九年から徴兵開始)を轉議で決定

- 一 第七回並に第四十四回死傷者(陸軍第三十二回)論功行賞
- 二 日獨伊三國協定成立
- 三 對米英戰を「大東亞戰爭」と呼稱するに決定△日佛印軍事協定成立
- 四 第二十二回軍事發生者(陸軍第十八回)論功行賞
- 五 日英同盟條約締結
- 六 東部軍司令官に中村孝太郎大將親補
- 七 第二十三回軍事發生者(陸軍第十九回)論功行賞
- 八 第二十四回軍事發生者(海軍第八回)論功行賞、陸海十四將星に事變最初の勳章授與式を行はせらる
- 九 第二十五回軍事發生者(陸軍第二十回)論功行賞
- 十 陸軍情報局新設、長官に上村幹男中將任命
- 十一 十一月
- 十二 大元帥陛下親臨の下に陸軍始大體兵式舉行
- 十三 帝國政府和議軍に勸諭開始を聲明
- 十四 善通寺件收容所新設、所長に水原義隆少將
- 十五 第二十七回軍事發生者(陸軍關係

- 海軍總務部長に小山實徳大佐就任
- 陸海軍司政長官に岡田文秀氏等七氏任命
- 陸軍航空司令部令公布(六月一日施行)
- 米英停戦の報に半島青年採用
- 陸軍憲兵令改正實施、台北に憲兵司令部設置△海軍司政長官九氏發令
- 六月 内地航空軍司令官に安田武雄中将就任
- 第四十一回(海軍第十二回)生存者論功行賞
- 第五十三回(陸軍第四回)死者追悼に第四十二回(陸軍第三十三回)生存者論功行賞
- 支那事變に共同作戦の滿洲國軍人に勳章または從軍勳章御贈與の御沙汰あらせらる△滿洲國皇帝陛下滿洲國の防衛確立に貢献せる日本軍人軍屬に御贈與の御沙汰あらせらる
- 新設海防艦による海防隊編成に關する諸令を改定公布
- 海軍關係生存者論功行賞、軍屬に恩賞の御沙汰
- 七月 陸軍中將田中稔氏以下十五司

- 政長官發令
- ハワイ海軍艦隊五十二勇士の感状と二階級特進の發表表
- 天皇陛下御ケ浦、土浦兩航空隊に行幸
- 海軍總務部府司令官に新見政一中將就任△陸軍三司政長官二十八司政官發令
- 海軍武官、兵の官職發表改正令公布(十一月一日實施)
- 天皇陛下御ケ陸軍飛行場に行幸、陸軍特別空地連合補習を大賞あらせらる
- ビルマ方面で戦死の陸軍飛行隊隊長加藤建夫中佐に對し感状授與の旨上聞に達し二階級特進の旨發表
- 第五十四回(陸軍第四回)死者追悼功行賞
- 八月 陸軍定期獎勵、本隊出身簡井與一大佐陸軍陸軍司令部官に榮轉
- 比島方面陸軍最高指揮官に田中靜壹中將就任
- 後宮侍從長を陸軍大將に任じ中部軍司令官に、河邊正三中将を支那派遣軍總參謀長に親補
- 北京、南京、廣東に陸軍兵事部新設

- 天皇陛下感状に關く久米大佐(落下傘部隊)野口大尉(戰車隊)に破格の賜與
- 朝鮮はか六ヶ所に俘虜收容所新設
- 行政簡素化に伴ひ陸軍司政長官一擧六倍に増員
- 陸軍司政長官二十七氏發令
- 九月 第五十五回(陸軍第四回)死者追悼功行賞
- 海軍も特設部隊臨時職員制を改正、司政長官以下大増員△海軍機務、衣糧兩廠新設(十月一日實施)
- 後藤英次、河瀬四郎兩中將瀧海、大湊兩警備府司令官に親補
- 陸軍々醫中將松浦光清氏以下十陸軍司政長官發令
- 晴國神社臨時大祭に新会社の英一萬五千二百一十一名の氏名發表△軍神加藤建夫少將の陸軍葬執行
- 陸軍功の榮譽を彰彰する金錨勳章頒給令改正(昭和十六年十一月八日以後の行賞から實施)△支那事變記念章制定△陸軍防衛台集規則制定
- 兵役法施行令大改正(二、四)

兵役施行令中改正

國民兵召集に關する改正
 (イ)第二國民兵(丙種合格者)は從來兵籍に入れられてゐなかつたが今後平時から兵籍に入れる(ロ)その召集要領は豫備兵、補充兵と同様にすることとし從來國民兵の召集は兵役令第五百二十九號第四項によつて數の割當は市町村に於て行つてゐたが、今回この條項を削除して豫備兵補充兵の場合と同様に於て行ふこととし、これに伴ひ身上の異動に就いても
 (一)國民兵でも常に本籍地を離れ寄留する場合は通稱人を定めて置かねばならぬ
 (二)外國旅行、籍の變る場合等は常に届出て身分所在を明かにして置く
 (三)町、村役場では國民兵の兵籍簿を作成してこれ等の諸規則の改正により兵役法第五十四條「歸休兵、豫備兵、補充兵又は國民兵は戰時又は事變に際し必要に應じて之を召集する」の條項により今後國民兵を召集することになつたものであるが今回これを適用される者は陸軍台集規則により昭和六年度以降の丙種合格者となつてゐる、尙國民兵はこれらの規定により平時においては教育召集

陸軍武官服役令の改正

等を行はな事になつてゐる
 一、一五
 (一)第一國民兵役にある下士官を戰時又は事變に際して召集し得られる規定が加へられた、即ち軍隊に於て教育を受け下士官として豫備役に編入された者も滿四十歳までは召集されることとなつた
 (二)一年志願兵、一年現役兵出身の將校又は下士官にして現在豫備役にある者の服役年限は兵役法によつて十七年四ヶ月であるが今回これを新制度の幹部候補生出身の將校、下士官の服役年限(滿五十一歳)と同様に延長された一、一五

高校、大學豫科

陸軍、文部兩省では十一月十五日公布の兵役法施行令改正に伴ひ高等學校高等科及び大學豫科の在學豫備期間をそれぞれ一年延長し、また大學、醫學部、藥學科の在學豫備期間を他學部と同様に扱ふこととなり陸軍、文部兩省令を以て公布した、從來の在學豫備延期々

間は早生れ廿一年、遅生れ廿二年最高年齢に在學する者については廿二年又は廿三年と定められて居り、卒業の年に最高年齢に達したものが、順調に大學に進學した場合は、從來の制度によれば大學の最高年齢に達中に檢査を受け同年十一月以降に入學することとなつてゐた、め今同高學校高等科及び大學豫科の在學豫備期間を更に一年延長、二十三年又は二十四年とし上級學校進學者の利便を圖ることとなつたものである、なほ各大學醫學部醫學科(在學年限四ヶ年)と同様の在學豫備延期を認められてゐたが今回の改正により在學年限三年の他學部同様取扱はれることになつた一、一九

陸軍管區

- 東部管區 東京師管、宇都宮師管、仙台師管、金澤師管
- 中部管區 名古屋師管、京都師管、大阪師管、姫路師管
- 西部管區 廣島師管、善通寺師管、熊本師管、久留木師管
- 北部管區 旭川師管、弘前師管、朝鮮管區 羅南師管、京城師管、台灣管區 關東軍管區

要港部を警備府に改稱

海軍では現在の大湊、鎮海、馬公、那覇の各要港部を十一月廿日付を以て警備府に改稱すると共に阪神海軍部を廢止して大阪警備府を創設し各警備府に司令官官を置くことに決定した

俘虜情報局設置

政府は國際法規に基き大東亞戰爭による敵國交戦者及び條約又は慣例による俘虜を取扱ふため今回俘虜情報局を設置することとなり十一月二十九日付官報を以て公布即日實施した

特別攻撃隊九軍

神二階級進級

十一月八日大東亞戰動の初日に遠くハワイの真珠灣口に決死的大奇襲を敢行、海軍と連携し戦艦アリゾナを始め多數の艦船撃沈に不朽の偉功を戰史に止めた帝國海軍獨特の特殊航空艇の活躍に關しては同月十八日の大本營海軍部發

下士官適任證所

有者の兵長進級
 陸軍では大東亞戰爭の緒々たる進展に伴ひ下士官兵の人員増強の必要を痛感、六月一日より第一國民兵役にある上等兵以下下士官適任證書を所持する者は各兵種別に従ひ別に命令なくして兵長に進級した

- 任海軍中尉 横山 正治
- 任海軍少尉 古野 繁重
- 任海軍少佐 廣尾 彰
- 任海軍大尉 横山 憲範
- 任海軍一等兵曹 佐々木直助
- 任海軍特務少尉 上田 定
- 任海軍二等兵曹 片山 義雄
- 任海軍兵曹長 相川 清

功五相五 中尉 小島 信司
 同 同 中村 東一
 同 同 廣田 泰一
 同 同 市村 淑雄
 ▲二九回生存者(陸軍二四回) 二・三
 ▲殊勳者
 功四相三 中佐 高野 五郎 新潟
 外八十五名
 ▲三三回生存者(陸軍二六回) 二・二七
 ▲一般殊勳者
 功四中尉 中佐 川上 護
 功六 准尉 永澤 鐵夫
 功四小尉 少佐 勝田 勝
 功五相四 大尉 田中 男
 功四中尉 大佐 中橋 廣観
 同 中佐 小林 島司
 功五小尉 少佐 本口 三治
 同 同 上村 透一
 同 同 大尉 大原 秀二
 ▲九回海軍生存者 二・二二
 ▲舞臺守府
 功六相六 警備長 高橋 政清 大崎
 同 警備一曹 山形 純一 中浦
 同 旭七回 山田 翁松 下川西
 同 同 伊川 清二 津川
 同 同 一曹 長澤 作平 田上
 同 同 香田 同 柳瀬市太郎 小出
 同 同 山口 由敏 下條
 同 同 旭七回 菊地 庄司 吉井

同 同 一ノ瀬 春吉 保内
 功六相七 三曹 金子 正二 曾ノ木
 同 同 三曹 渡邊 大五郎 小池
 同 同 白原 良次 加茂村
 (賜金各通)
 ▲生存者三四回(陸軍二七) 二・二四
 ▲殊勳者
 功四中尉 中佐 吉田 秋三
 同 大佐 長嶺 喜一
 同 同 大橋 熊雄
 功五小尉 中佐 高津 利光
 同 大尉 星野 正蔵
 同 中尉 小林 八郎
 功六相光 准尉 小林 清士
 同 同 山口 常俊
 功六相光 同 志賀 久三
 功六相七 同 上兵 安川 龜七
 ▲生存者三六回(陸軍三〇) 三・二
 ▲殊勳者
 功五相五 大尉 小川 武夫
 功七相七 軍曹 齋藤 順太郎
 ▲生存者三二回(陸軍三二) 三・二〇
 功四相四 少佐 瀧波 幸助
 功五 少佐 三田 清四郎
 功五相五 大尉 星 建四郎
 功五相六 中尉 渡邊 利一
 功五相光 同 小森 傳作

▲三八回生存者(海軍一〇回) 三・三
 ▲陸軍
 功五相七 一曹 關根 實
 南浦田上
 ▲一般殊勳者
 功六相七 一曹 小池 孝忠
 西須上草川字越
 同 一曹 佐野 三郎
 南浦中之島大字中之島
 同 一曹 庭山 正男
 ▲死者五〇回(陸軍三六回) 四・二
 功五 大尉 長濱 秀雄 新潟市
 同 中尉 中野 忠吉 長 澤
 同 大尉 樋口 留吉 大浦原
 功五相五大尉 近藤 吉太郎 見 附
 同 中尉 山田 公代 大新 潟市
 功五相五大尉 池田 一男 中 通
 同 同 吉田 忠兵衛 下 磯谷
 同 軍中尉 吉岡 正治 柏 崎
 同 少尉 手塚 伊太郎 小千 谷
 ▲五二回死者(陸軍二七回) 四・二五
 同 少尉 伊藤 榮一 女 川
 同 大尉 米野 健一 關 谷
 同 中尉 塚本 昌一 柏 崎
 同 大尉 堀川 徳次郎 石 山
 ▲四二回生存者(陸軍三三回) 六・九
 功四相三 大佐 橋山 伊三郎 新潟

功五相六 中尉 宮澤 良止 關 山
 同 同 堀田 文三郎 柏 崎
 同 同 海老名 正一 新 潟
 同 同 宗村 野一 同
 同 同 小島 嘉平 長 岡
 同 少尉 岸 榮一 燕 岡
 同 軍中尉 若林 文雄 森 町
 海軍(甲、乙、丙)飛
 行豫科練習生
 帝國海軍が飛行豫科練習生(少年飛行兵)を採用したのは昭和四年であるが、その後國際情勢の變遷に對應して多數の優秀なる幹部を急速に養成すべく昭和十二年甲種飛行豫科練習生制度が採用され従來の練習生は乙種飛行豫科練習生と稱されるに至つた、採用の際の學力試験は乙種國民學校卒業程度、甲種は中學三年修了程度を標準とし實業學校方面からの應募も大いに歡迎されてゐる、此外十五年からは丙種練習生として一般兵の中から學力並に適性検査の結果採用する制度が實施された
 検査の標準
 徵集検査は如何に行はれるか、甲種飛行豫科練習生の受驗者は入隊の年の十二月一日現在で十六才以上二十才未満の者となつてゐるか

ら本年度徵集(十月入隊)に志願し得る者は大正十年十二月二日から大正十五年十一月二日までに出生した者ならよい、本年の第一次検査(身体検査と學力試験)は八月十二日東京、神奈川、千葉、茨城、静岡、福島を最初に開始され十五日まで大体東日本各地での検査を終了、第二次検査合格者の中から選取された者が第二次検査を受け初めて採用者が決定する

身体検査規格

年齢 六年 六年 七年 七年
 身長(裸) 一五五 一五五 一五五 一五五
 体質(裸) 兎 兎 兎 兎
 胸圍(裸) 九七 九七 九七 九七
 立方體積 三〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇
 握力左右 三三 三三 三三 三三
 視力 三三 三三 三三 三三

陸軍南方要員
大増員

陸軍では占領地域の司政長官その他の大量派遣の必要を痛感し陸軍特設部隊臨時職員設置制を改正、八月廿六日公布即日實施
 この改正によれば陸軍司政長官(勅任)專任を五十五人より三

百二十一人に又陸軍司政官(委任)專任二百五十人を二千八百九人陸軍技師(委任)專任二百一人を千九百四十六人、陸軍通譯官(委任)專任十二人を二百二十四人陸軍通譯、陸軍通譯生、陸軍技師(判任)專任二十四人を一萬二千八百四十人に、それぞれ増員すると共に新たに陸軍理事官(委任)專任三百三十四人を設置することとなり司政長官に於ては約六倍、司政官約八倍、技師約十九倍、通譯約二十倍、通譯生、技師約二十倍と云ふ大増員となつた(八、二六)
 陸軍墓地整備擴充
 仙台師團及び東部軍司令部では今同縣内高田、新設田、村松の三ヶ所に忠靈塔三基を建設すべく十五萬六千四百圓を費することとなつたので現在の陸軍墓地を同敷地に移轉改築し護國の美譽を永久に顯彰せんとし、敷地の整備附屬設備等に要する經費を地元自備と一般資財とに分けて行ふこととなり町村長會にて審議の結果、一般資財附金五萬六千圓を地元三市町を除く縣下各市町村戸數及び縣稅負擔額を護國社資財金と同様の方法を以て十七年未迄に取纏める事に決定した、事業費總算二十四萬四

百圓の内譯は左の通り(五・一七)

| | |
|-------|--|
| ▲高田市 | 總額七萬五千圓、内五萬三千圓軍部負擔、七千圓地元負擔、一萬五千圓一般資財 |
| ▲新設田町 | 總額九萬四千圓、内五萬四千圓軍部負擔、一萬四千圓地元負擔、二萬六千圓一般資財 |
| ▲村松町 | 總額七萬五千圓、内五萬三千圓軍部負擔、七千圓地元負擔、一萬五千圓一般資財 |

新發田陸病慰問 (自十六年九月至十七年九月)

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 九月 | 八件 | 二件 | 二件 |
| 十月 | 三件 | 二件 | 三件 |
| 十一月 | 九件 | 三件 | 三件 |
| 十二月 | 四件 | 三件 | 三件 |
| 一月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 二月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 三月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 四月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 五月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 六月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 七月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 八月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 九月 | 三件 | 三件 | 三件 |
| 計 | 三六 | 三六 | 三六 |

高田陸軍病院

(電話五番) (自十六年三月卅一日至十七年三月卅一日)
 ▲恤兵金 千六百一十一圓八十九錢 一六七件
 ▲慰問品 三千百三十一圓七十七錢(現金見積り) 一一〇件
 ▲勸勞奉仕 三千八百二十四名 一一二件
 演藝慰問 四〇件

傷痍軍人新瀉療養所

相模市大御赤坂山
 所長 醫博 若林俊一 福島
 醫務課長 醫士 塚田恒助 新潟
 調劑官 佐久知廣 長野
 婦長心得 風間ミヨ

療養統計

| | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|
| 十六年 | 九月 | 七件 | 十月 | 二件 |
| | 十月 | 六件 | 十一月 | 三件 |
| | 十一月 | 一件 | 十二月 | 一件 |
| 十七年 | 一月 | 四件 | 二月 | 三件 |
| | 三月 | 六件 | 四月 | 四件 |
| | 五月 | 七件 | 六月 | 六件 |
| | 七月 | 七件 | 八月 | 六件 |
| 計 | | | | 五一件 |

大東亞戰史

自昭和十六年十月
至昭和十七年九月

- 一 皇軍長沙より反轉、原態勢に復歸
二 黄河一帯に新作戦展開
三 皇軍河南の要衝鄭州占領
四 長沙作戦部隊目的を達成して原態勢に復歸、今次作戦の総合戦果遺棄屍八萬二千、捕虜八千三百、砲百五門
五 上海方面軍過去二ヶ年の戦果遺棄屍十二萬一千、捕虜一萬八千、投降兵六萬、砲二百五十、交戦回数六千二百
六 官軍周邊の敵艦滅滅
七 晋冀魯作戦終了
八 山西省西部に新作戦展開
九 皇軍鄭州撤退
一〇 十一月
一一 河南省信陽北方に新作戦展開
一二 汝南(河南省)占領
一三 魯南新作戦展開
一四 豫南民明を佔領
一五 豫南民文及八塊漢治縣を佔領
一六 豫南民文及八塊漢治縣を佔領
一七 豫南民文及八塊漢治縣を佔領
一八 米英に宣戦布告△在栢味米太平洋艦隊主力消滅△米英太平洋

- 洋各地地勢攻撃△在上海英艦艦沈、米艦乗捕△皇軍馬來に奇襲上陸
九 我軍比島、馬來大公國△奪捕敵船二百餘隻
一〇 聯合艦隊司令長官に勅語を賜ふ△英東洋艦隊主力艦全滅△皇軍比島敵前上陸敵行△グアム島上陸成功
一一 グアム島完全占領
一二 聯合艦隊司令長官に重ねて勅語を賜ふ△支那事變を告めて對米英艦を「大東亞戰爭」と呼稱するに決定△ルソン島南部に敵前上陸△九龍完全占領△日佛印軍事協定成立
一三 香港總督が開城勸告拒否
一四 英領ボルネオに敵前上陸
一五 香港總督、再度の開城勸告拒否△米英、ハワイ敗戦の三長官能免△蘭海軍補給チモール島に上陸
一六 有力部隊香港へ上陸、軍攻撃展開
一七 ペナン島(マレー)占領△ミナナオ島上陸作戦
一八 比島ババオ陥落
一九 ウエーキ島占領
二〇 香港陥落
二一 香港入城式△馬來半島イポー陥落

- 一 陸軍部隊マニラを完全占領△長沙完全占領遺棄屍一萬九千
二 海軍部隊協力タラカン飛行場占領△米航母レキシントン型艦沈
三 中文軍第二期長沙作戦終了、遺棄屍五萬七千
四 マラッカ攻略
五 日獨伊三國軍事協定締結
六 ビルマ、タゾオイ完全占領
七 ジョホール州ヨンベン完全占領
八 米政府ハワイ海軍の損害を公表、戦死海軍側四千五百、陸軍一萬四千
九 ジョホール・パールを完全占領、蘭島品火砲二百三十、俘虜八千
一〇 二月
一一 海軍ジャバ島の主要航空基地を大規模攻撃八十五機撃墜
一二 ジャバ海で敵艦主力を捕捉
一三 新嘉坡に敵前上陸敵行△セレベス島の要衝マカッサル完全占領△マレー方面陸軍最高指揮官は山下基文中將の旨發表
一四 陸軍部隊シンガポール市街に突入

- 一 海軍部隊シンガポール、セレベス軍港占領△バンカ海峡で敵艦隊輸送船を捕獲三千二隻を撃沈
二 シンガポールの艦隊無條件降伏△南方方面最高指揮官は寺内壽一大將の旨發表△海軍落下傘部隊セレベス島メナドの攻略戦に参加(一月十一日)
三 海軍ボート・ダーウィンを襲撃、敵艦艦隊十二隻撃沈
四 海軍落下傘部隊クーパーに奇襲降下
五 陸軍ジャバ各飛行場を反復襲撃六十八機撃墜、帝國潜水艦カリフォルニア州沿岸を砲撃
六 三
七 新設陸軍部隊ジャバ島東、中部各方面に強行上陸△バダグアイ沖海戦敵巡一、潜水艦七隻撃沈八隻撃沈
八 南島に敵艦空襲△ホノルル再度空襲
九 バタヴィア完全占領
一〇 ラングーン完全占領
一一 ビルマ方面は飯田祥二郎、關印方面は今村均兩中將が陸軍最高指揮官なる旨發表
一二 東印度作戦を御察向、勅語を賜ふ

- 一 今村最高指揮官スラバヤ入城
二 マツカサー比島陥出
三 皇軍モレスビーに迫る
四 南アンダマン島に奇襲上陸、同島の軍軍無条件降伏
五 全スマトラの戦況完成
六 海軍コレヒドール要塞を徹底的捕獲△クリスマス島完全占領
七 四
八 バタアン半島總攻撃開始
九 海軍部隊コロンプ攻撃
一〇 インド本土初空襲
一一 英空母ハーマイス撃沈
一二 セブ島に敵前上陸
一三 バタアン半島完全占領
一四 パナイ島(ルソン島西南)上陸、イロイロ市占領
一五 敵機帝國本土を初空襲△ギマラス島占領
一六 パナイ島敵定作戦終了
一七 コタバト(ミンダナオ島)敵前上陸
一八 五
一九 マンダレー完全攻略
二〇 アキヤブ飛行場占領
二一 コレヒドール島攻略△珊瑚海海戦、撃沈米艦、航空母艦、驅逐艦各一、英艦甲巡各一大破
二二 本間指揮官マニラ入城

- 一 ミンダナオ島の戦況成る
二 ビルマ、印度洋作戦を御察向勅語を賜ふ
三 珊瑚海の大捷に勅語を賜ふ
四 印連國境カレワで英軍艦隊開戦以來の総合戦果發表
五 南支に新作戦展開
六
七 南支從化を占領
八 ミンドウエー海戦、米航母、甲巡、潜水艦各一撃沈△特殊潛航艇シドニー及びマダガスカル港攻撃
九 開戦以來の陸軍総合戦果發表△アリニューシヤン列島諸要點攻略
一〇 江西省完全占領
一一 江西省上陸完全占領
一二 江西省省城、貴州占領
一三 帝國海軍艦隊バンクーバー島、オレゴン州砲撃
一四 浙江省艦隊飛行場占領
一五 キツツ、アスカ島占領發表
一六 七
一七 浙贛作戦東西兩部隊握手
一八 布哇海戦参加部隊に感状
一九 福安國境に新作戦展開△浙江省温州攻略
二〇 海軍部隊アラフラ海北方の諸島を攻略
二一 八
二二 月

- 一 浙江省松陽縣城占領
二 衢陽で米艦撃沈
三 アラフラ海二群島攻略發表
四 ソロモン大海戦、撃沈敵艦一甲巡四、巡艦三以上、驅逐艦四以上其他△馬來作戦の松井平田口兩部隊に感状
五 ソロモン海戦を果發表、撃沈甲巡九、乙巡四、驅逐艦九その他
六 海軍周邊海戦果發表、敵船十隻八萬トン撃沈△ギルバート諸島に米軍來攻
七 第二次ソロモン海戦、米航母大中破二、戰艦一中破
八 九
九 アキヤブに來襲の敵機撃墜△日本機オレゴン州南岸に初の空襲敢行
一〇 江西省方面作戦軍目的を完了して原態勢に復歸
一一 帝國艦隊九月中旬アリニューシヤン方面で敵潛艦二隻撃沈
一二 帝國海軍、艦隊海軍に協同大西洋方面に出動
一三 浙贛作戦の兵團長酒井直次中將の戦死公表(五月廿八日)
一四 軍人援護會縣支部十七年度事業(六・三)
一五 國庫財團軍人援護會縣支部の十七

- 一 年度決算は五十四萬二千二百五十圓で新規事業は左の如く決定
(一) 未入營合格者其他醫務援護從來實施して來た醫務援護の外第一國民兵教育の爲め縣下各在郷軍人分會に於て合宿訓練を爲した場合同年した百餘者に對しても本年度より之を適用し醫務援護を加ふ
(二) 出征軍人に對し酒肴料贈呈
(三) 歸郷軍人に對し記念品贈呈
(四) 前線部隊へ新聞配付 從來は特報新聞のみを前線部隊に配付し來つたが、本年度は一般新聞をも配付して前線將兵を慰問する
(五) 前線將兵臨書贈問 臨書五萬枚を各國民學校に配付し兒童の純真な慰問文を集め之を前線將兵に贈り慰問する
(六) 不参加遊覽團に未入隊國庫社參拜 本會計課の國庫神社參拜事業に於てその當時不幸病氣其他の事情により参加出來ない遊覽及未入隊夫々百名を選り國庫神社に參拜せしめる
(七) 軍人援護事業功勞者表彰
(八) 三人以上出征家庭表彰
(九) 傷痍軍人結婚に記念品贈呈
(十) 忠誠表彰施設獎勵 一都市一ヶ校を以て之に助成金百圓を交付し忠誠表彰施設の獎勵を爲す
(十一) 戰死者用慰金贈呈

教育

縣下國民學校概観

- 1、國民學校制度の實施
四月一日より國民學校制度實施せられ茲に七十年の歴史を有する小學校令を改廢し眞に日本教育の本義に皇國の地位と使命に鑑み教育の制度内容に根本的刷新を加へられ、名實共に吾が國本來の教育制度の實施を見たり、其改正の要旨前に施行上、特に注意すべき事項を示せば、
- 1、皇國民の錬成を主眼としたること
- 2、知能相即心身一体の修練道場たるべきこと
- 3、全一的統合の下に新に教科を立てたること
- 4、教科書圖書に根本的刷新を加へたること
- 5、義務教育年限を八年に延長したること
- 6、國民學校の科を初等科高等科に分ちたること
- 7、教壇事情の徹底を期りたること
- 8、國民學校職員の組織待遇を

改善したること

- 1、國民學校令施行細則の制定
國民學校令公布に伴ひ小學校令施行細則を新編縣令第二十二號を以て改訂公布す
- 2、國民學校職員俸給及諸給與に關する規則の改訂、新潟縣令第三十號を以て改訂し以て俸給及諸給與の改善を期す
- 3、國民學校職員加俸支給規則の改訂をなし初給二千四百圓を二千六百圓に改め階級別特別加俸を二十六圓に増額し待遇改善を期す
- 4、國民學校制度實施に伴ひ之が徹底を期す爲め國民學校教員講習會を三師範會場として行ふ、各校共一回五十名、七回(六月より九月まで)講習人員一〇五〇名に達す
- 5、教員の異動
大東市縣下國民教育の重要性に鑑み本年度教員異動に當りては縣下教育體制刷新充實に資する有資格教員の不足中でありながら慎重に組織を検討し適正なる教員配置を考究し以て清新活潑の氣風を導入し全縣の教育水準の向上を企

三天

- 1、教育水準の均等を考慮し山間部並に都市部部の人事交流に努めたること
- 2、各都市に有資格教員の充實平均化に努めたること
- 3、特に新進少壯の人物の栽培に努めたること
- 4、異動(年度末) 一四二二名
校長退職三七名、轉補一〇四名
訓導退職二二名、休職一六五名、轉補九二五名、新卒二八五名、新任用四九名、復職二二名
- 5、教員待遇の改善
1、臨時手当支給 時局下教員の待遇比較的薄かりしも四月より月額十圓増の臨時手当支給せらる
- 6、教員増進せるもの左の如し
九月末 退職六名 月額 三、三三圓

國民學校校數

(昭和十六年六月一日現在)

| 區分 | 市 | 町 | 村 | 計 |
|---------------|------|------|------|------|
| 初等科ノミ | 本校數 | 分校數 | 本校數 | 分校數 |
| 初等科ノミ | 三二 | 二二六 | 三三 | 二九一 |
| 初等科高等科ヲ備フ學校 | 五 | 四九一 | 二二五 | 四九一 |
| 初等科高等科ヲ備フ學校 | (一六) | (一六) | (一六) | (一六) |
| 高等科ノミ | 三 | 二七五 | 二五〇 | 七九六 |
| 計 | 三九 | 二七五 | 二五〇 | 七九六 |
| (右ノ内特修科ヲ備フ學校) | (二六) | (二六) | (二六) | (二六) |

職員數

(昭和十六年六月一日現在)

| 區分 | 市 | 町 | 村 | 計 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 本科訓導 | 八〇 | 八〇 | 八〇 | 二四〇 |
| 初等科訓導 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 九〇 |
| 高等科訓導 | 三 | 三 | 三 | 九 |
| 初等科准訓導 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 助教 | 三 | 三 | 三 | 九 |
| 合計 | 一一七 | 一一七 | 一一七 | 三五一 |
| 學校看護婦 | 一 | 一 | 一 | 三 |
| 【備考】 休職、入營、應召ヲ含ム | | | | |

學級數兒童數

(十七年六月一日現在)

| 區分 | 學級數 | 男 | 女 | 計 |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| 初等科一年 | 一一〇 | 二九、三六六 | 二八、一五七 | 五七、五二三 |
| 初等科二年 | 一一四 | 二六、一〇〇 | 二五、一三七 | 五一、二三七 |
| 初等科三年 | 一一四 | 二六、三九〇 | 二五、八五九 | 五二、二四九 |
| 初等科四年 | 一一六 | 三三、一七〇 | 二七、三八〇 | 五九、五五〇 |
| 初等科五年 | 一一二 | 二六、四〇〇 | 二六、六三三 | 五三、〇三三 |
| 初等科六年 | 一一〇 | 二七、〇三二 | 二六、九三八 | 五三、九七〇 |
| 初等科計 | 六八六 | 一六七、四五八 | 一六〇、三〇四 | 三二七、七六二 |
| 高等科一年 | 七六七 | 二〇〇、九八 | 一六、一六四 | 二一七、一五二 |
| 高等科二年 | 七六五 | 一九、九五九 | 一一、五六〇 | 三一、五一九 |
| 高等科計 | 一、五〇二 | 四〇〇、〇五七 | 二八、七二四 | 四二八、七八一 |

縣下中等教育

界概観

一、中等學校全部にわたり職業指導の普及なる實施に伴ひ學校職員中より専任指導員を置くこととなつた

二、女學校(實科を含む)においては英語科を廢して一、二年に二時限、三、四年には純然たる選修科目とし、その代りに實業科の設置、家事科及び理科(生活に關聯せしめて)の充實を期す

三、時局下教育の向上に從ひて種々實業學校の全面的なる申補への昇格を實施、現在縣立には二種は二校を餘すのみ、公立市町村立においても目下昇格運動が明してゐる(興務課)

△國民學校用三、四年新教科書
國民學校初等科第三、四年生用「國民教科書」は教科用圖書調査會第一部會で本極りとなり十七年度から使用される國民學校三、四年生用「初等科修身」二、三、四計四冊の全編が明らかになつた、これは十七年度から使用されてゐる「ヨイコドモ」とヨミカタを發展せ

し初等科修身「初等科國語」と云ふ名稱の下に児童の心身發展に即應せる科目の分科を圖つたものである

△國民學校五、六年用新教科書
十八年度四月から國民學校五、六年生が使用の新教科書のうち國史、理科、習字、國語、工作、裁縫などの原案が十七年八月二十七日、八日文部省で開かれた教科用圖書調査會で本極りとなつた、十五年に二年生用、十六年に三、四年生用の教科書がきまり、十七年度に五、六年生用が出来上つて、國民學校初等科教科書目の全編が明らかとなつた、即ち十八年度から國民學校初等科生は全部國民學校教科書を使用せしめたりヨイコドモ發展の過程はここに至つたといつて差し支へない、理窟が漸く發達し切つた五、六年生に對して各科の科目は低学年用から見ると一貫した系統のもとにそれらの獨自性をのほし各教材の連絡を十分に計つて國史、理科から工作、裁縫に至るまで悉く大東市縣下における少皇國民の息吹を汲打たせ國體

三七

の田園、高度國防國家の建設、大 一 押し進め、中心の凝集を得つ
東洋戦事元途の大きな目標へひた のである

自昭和十五年年度縣立中等學校入學志願者數

| 學校別 | 昭十五年 人員 | 昭十六年 人員 | 昭十七年 人員 |
|----------|------------|------------|------------|
| 新潟師範學校 | 二三四五 | 二二六九 | 二二六三 |
| 高田師範學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 長岡女子師範學校 | 九一四四 | 九一四四 | 九一四四 |
| 新潟中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 卷中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新發田中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 村上中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 三條中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 長岡中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 小千谷中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 柏崎中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 高田中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 糸魚川中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 佐渡中學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |

| 學校別 | 昭十五年 人員 | 昭十六年 人員 | 昭十七年 人員 |
|----------|------------|------------|------------|
| 十日町中學校 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 新潟高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 卷高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 新潟高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 新發田高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 村上高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 長岡高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 柏崎高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 高田高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 糸魚川高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 河原田高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 三條高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 小千谷高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 加茂高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 直江津高等女學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 長岡工業學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 加茂農林學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 高田農學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 新潟商業學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 柏崎商業學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 長岡商業學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 新發田商業學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |
| 高田商工學校 | 二二四〇 | 二二四八 | 二二四八 |

| 學校別 | 昭十五年 人員 | 昭十六年 人員 | 昭十七年 人員 |
|--------|------------|------------|------------|
| 龍生水産學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新潟工業學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 津川農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 吉川農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新發田農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 中條農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 水原農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 上組農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 柏崎農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 安塚農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 佐渡農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 直江津農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新井農學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新尾實業學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 三條商工學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 柏崎工業學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 新潟官立學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 長岡官立學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |
| 長岡師範學校 | 二五〇〇 | 二四〇九 | 二四〇七 |

計 空 五七
 △中等校入學者選抜方法
 現行制採用
 縣務課では十七年度中等校入學者選抜方法を左の如く決定發表したが、十八年度も踏襲する豫定一、學區制に適合する豫定あり、學區制に適合する豫定ありとして本縣は實際せず現狀維持とするに意見一致した
 二、國民學校長からの内申書は國民學校長からの内申書を十點法から優良品の三種に改訂し、審査入學の信頼を高めるに決したが今後國民學校長から中等校校長に差出す内申書については協議の結果、薄の記載により内申者の他に成績簿の記載を添付し、それには席次を附せぬ事になった

△女學校の外國語は隨意科目
 文部省では高等女學校における學科目の取扱いに就き音読、保健、科學教育等の重要性に鑑み従來必修科目としてゐた外國語を隨意科目としその教授時間の餘裕を必要な學科目に振り向けることとしこれが臨時措置を七月八日各地方長官宛通達した
 △縣教員の補充策として師範入學生六百名を募集
 縣では國民學校令實施に伴い、學級増加と児童數の累増により百學級の激増を來し従つて正教員の充實歩合に格差を生じ現在八六%に比し助教は一、一五七名に達する現況にあり有資格教員の不足及び助教の増加による質的向上を補足するため十七年度各師範入學者を十六年度に比し本科第一部女四十名、第二部男廿名、女八十名計一百十名増募した

公立青年學校 (六月一日現在) 私立青年學校 (三(男) 七(女) 一(男女))

運動體育

學徒體育を大改革

(昭和十七年度)

大東亞戰爭に即應して縣の中等學校に對する體育方針も大轉換をなした。戰時訓練第一となつた。其結果武道及び國防的な競技等戰闘能力の基礎培養となるものを第一とし、その他の競技では同時に多數人がやり得るもので體育を運して意志の鍛練となるものを主とした。即ち男子中等學校の課式野球は當分中止となり軟式野球を大いに奨励、其大會を開催する、種々・排球も中止の運命となる模様で、これらに代つて銃剣道を始め柔剣道が興隆、武道大會の他に武術普及大會が開催される外、男子中等學校には滑空訓練大會が開催される、又學徒報國團の大改革も計畫されてゐる。

▲學徒に体操手帳(七月)
あらゆる体操の基準を示して常にこの基準を超えるやう努力すると共に各年齢に於ける自己の記録を記入して健全なる心身の発達を圖り次代の健民を養成せんとの意圖から縣體育會では先般から「新

瀧縣學徒体操手帳」を編纂中であつたがその見本が漸く出來、さしあたり之を國民學校高学年に八百青年學校六百、中等學校百の計千五百部を發送、試用せしめた結果の希望や注文を取つて改正した上國民學校高学年から中等學校生徒全部に頒布し体操の據り所を示して体向上を圖る事となつた。

▲銃剣道振興會縣支部設置
一、突必殺の實戰武道たる銃剣道を統一ある指導の下に國民武道として聖職下國民の普及振興を圖る大日本銃剣道振興會縣支部設置式は一月廿八日縣廳に開催左の通り役員を任命十七年度より各種の事業を實踐することとなつた。

▲支部長 學務部長橋爪清人
▲副支部長 學務課長中津忠次、社會教育課長白川貞吉、在籍軍人會新瀧支部副部長陸軍中佐中村實一、理事 體育運動主任加治、武道主任大野、司令官 陸軍主任青年學校主任長谷川、社會教育主任藤田、學務部課長久保少佐、體育主任金光、學務部課長野尾
▲幹事 銃剣道教士高橋、同上佐

木、同四段本間、同上太田、司令官久保課長、縣書記安部、司令官部金井課長、青年學校係田中曹長、武徳會主任補間島、同上右府、幹部候補小池政吉、同上石山

▲顧問 新潟縣知事、新潟縣陸軍司令官、新潟地方海軍人事部長、大日本銃剣道振興會理事伊藤廣司、▲參與 市長代表、町村長會長、在籍軍人聯合分會會長代表、在籍軍人會分會代表、師範學校校長代表、中學校校長代表、實業學校校長代表、國民學校校長代表、青年學校校長代表、武徳會副支部長、社寺兵事課長

▲評議員 聯合會長二十一名
▲修練科目
一、精神要素及學理
二、兵器取扱法
三、基本教育
四、應用教育
五、教育法

第十二回明治神宮體育大會

十月廿日より明治神宮外苑體育場其他體育場に於て開催された第十二回明治神宮體育大會は十一月三

日を最終として全國より馳せ参じた精銳によつて争闘の結果本縣代表選手の出場記録は左の如くであつた

○陸上競技
▲男子中等學校府縣對抗八百米競走 第二組 新潟縣(渡邊、持田、島、菅家)
▲男子中等學校府縣對抗八百米競走 第三組 新潟縣(長岡商)
▲男子中等學校府縣對抗四百米競走 田口(新潟縣)

▲一般女子府縣對抗走幅跳競選 第二組 松尾(新潟高女)
▲青少年府縣對抗走幅跳競選 小野澤(失格)
▲一般男子府縣對抗八百米競走 第六組 齋藤(失格)
▲一般男子府縣對抗八百米競走 第七組 渡邊(長岡商)
▲一般男子府縣對抗八百米競走 第八組 渡邊(長岡商) 田口(新潟縣)

▲中等學校府縣對抗(新引競走)
一回戦 五組 4新瀧
▲中等學校府縣對抗(手榴彈投擲)
一回戦 十一組 3新瀧
▲中等學校府縣對抗(七糞彈投擲)
一回戦 五組 2新瀧

▲青年學校府縣對抗(新引競走)
一回戦 第六組 2新瀧
▲青年學校府縣對抗(手榴彈投擲)
一回戦 四組 3新瀧
▲青年學校府縣對抗(七糞彈投擲)
一回戦 大組 3新瀧
▲青年學校府縣對抗(七糞彈投擲)
一回戦 五組 2新瀧
▲中等學校府縣對抗(七糞彈投擲) 一回戦 六組 4新瀧
▲青年學校府縣對抗(七糞彈投擲) 一回戦 三組 4新瀧
▲男子中等學校府縣對抗(七糞彈投擲) 一回戦 三組 1新瀧
▲男子中等學校府縣對抗(七糞彈投擲) 一回戦 三組 2、入選
▲一般男子府縣對抗(七糞彈投擲) 第一組 小野(新潟師)失格
▲男子中等學校府縣對抗(七糞彈投擲) 第二組 菅家(高田師)失格

○相撲
▲青少年府縣對抗第一回戦 岩 手 2-1 新瀧
▲青少年府縣對抗第二回戦 横濱市 1-2 新瀧
▲青少年府縣對抗第三回戦 新瀧 2-1 大分
○加藤 藤 西 村
○小林 佐 藤
○渡邊 川 崎

對抗相撲にわれらが新潟代表として出場した東北地方大會の個人優勝者加藤君と陳休慶勝子1ムの主將だつた小林君らの奮闘もついにむくいられた。順位決定競選に敗れた

▲長距離競走(壯年組) 1 増田眞一(長岡商) 一時十四分廿五秒 2 山澤留二(同)
▲同少年組 1 村澤健(高商) 一時廿三分廿八秒 2 小島博行(谷中)
▲同成年組 1 岸野勇(湯澤俱) 一時十五分廿一秒 2 山崎甲子郎(同)
▲台座記念 1 増田眞一(長岡商) 2 岸野勇(湯澤俱)
▲複合競技 1 郷戸富勝(高商) 2 野澤庄一(谷中)
▲飛躍競技 1 内山修平(谷中) 2 増川忠(谷中)
▲競走 1 湯澤健(二時四十分四十五秒) 2 安藤慶(二時四十分四十五秒)
▲斥候競走 1 小千谷中(五十分四十八秒) 2 高田師(五十一分十八秒)
▲中等學校府縣對抗 1 四五點小千谷中 2 三四點高田師
▲滑降(中等校) 1 畑山進(高田師) 二二分五十一秒 2 山川嘉則(高田師)
▲滑降(高商) 1 中島信行(高田師) 二二分四十二秒 2 畑山進(高田師)
▲第十二回神宮スキー大會 (二月六日於大鏡)

△團體競走
 △鐵道局對抗 3新潟
 △警務局對抗 1樺太
 △警務局對抗 3新潟
 △產業従業員府縣對抗 5新潟
 (前出、小島、中村、須、坂詰)
 一時間四分四十二秒
 △府縣對抗複合 2鶴岡富勝(高
 爾)二八五・七
 △府縣對抗複合 5新潟七點
 △長距離壯年組 1増田真一(長
 岡)一時間二十七分一秒
 第十二回縣下男子中學校
 武道大會

△第一回決選
 高田中學 3-2 新潟中學
 中島 ○メ山野
 ○山口メ 加藤
 ○北野(コ) 西村
 古瀬 ○メ大津
 ○宮澤(コ) 今井
 △第二回決選
 北越商業 5-0 三條商工
 ○宮崎メ 鶴巻
 ○大野メ 小林
 ○花岡(下) 佐久間
 ○宮岡メ 高橋
 ○碑田メ 五十嵐
 △柔道
 六月十四、十五日
 於高田師範學校

△決選
 新潟中學 2-1 芝田中學
 ○大石(優勝) 小林
 丸山昇 ○背負投 阿部
 小島 (分) 大森
 丸山勉 (分) 松柳
 ○小野(優勝) 官島
 第十二回縣下男子中學校
 綜合體育大會
 六月廿日、廿一日
 於綜合グラウンド
 △陸上競技
 (二部三部は得点とならず)
 △百米決勝【一部】甲班1三中小
 吳(一秒九)番外新師太田(一
 一秒四) 2長商農出、番外高師
 山岸、乙班1上組高橋(一二秒
 八) 2柏農田村【二部】1新師
 丸山(一二秒二) 2長十支澤【三
 部】1三商上深澤(一二秒五)
 2新上佐
 △八百米決勝【一部】甲班1新商
 金井(二分一四秒)番外新師柳
 (二分一三秒二) 2佐櫻井出【二
 部】1新師清水(二分二秒二)
 2同 荻野【三部】1芝中谷屋
 (二分一九秒六) 2谷中堀井【一
 部】乙班1柏農高橋(二分一八
 秒三) 2新上佐
 △二百米障礙決勝【一部】甲班1
 三申世原(二七秒九)番外谷口

△二百米自由型 1大黒善彌(新中)
 一分七秒二 2大橋正三(新商)
 △二百米背泳 1大橋正三(新商)
 一分二〇秒六 2内山友和(新中)
 △八百米障礙 1新中チム一〇
 分四六秒三 2新師
 △總得点 1新潟中學七二點 2新
 潟商業五〇點
 第十一回縣下女子中學校
 綜合體育大會
 六月廿八日於長岡市)
 △百米決勝【一部】
 1近藤(糸魚川)十三秒六 2兒
 玉(長岡)
 △二百米決勝【一部】
 1柏井(柏崎)十四秒八 2
 田(新發田)
 △二百米決勝【一部】
 1兒玉(長岡)廿九秒三 2今井
 (糸魚川)
 △二百米決勝【一部】
 1畑井(新潟)卅一秒四 2川鍋
 (芝田)
 △走山
 1松尾(新潟)四十七秒二、2

【一部】1新師小林(二秒九)
 2同坂
 △四百米決勝【一部】甲班1柏商
 桑山(五五秒五新記録)番外高
 師茂木(五六秒二) 2佐櫻井出
 番外新師佐藤、乙班1柄貫惣角
 (一分三二秒二) 2上組原【二
 部】1新師丸山(五六秒) 2同
 富井
 △千五百米決勝【一部】1柏上瀧
 澤(四分三秒六)番外高師高
 橋(四分三秒三) 2柏中由村
 【二部】1新師清水(四分一七
 秒八) 2高師土田
 △二千米決勝【一部】乙班1柏農
 高橋(六分三秒四) 2柄貫
 田【二部】1高師茂木(六分三
 一秒六) 2高師畑山
 △五千米決勝【一部】甲班1卷中
 大越(一七分一三秒二)番外新
 師齋藤(一七分三三)高師高橋
 (一七分一五秒) 2柏上瀧澤
 【二部】1新師渡邊(一七分一
 〇秒八) 2高師土田
 △八百米障礙決勝【一部】乙班1
 上組(一分五二秒五) 2陽農【二
 部】1新師(一分四八秒一) 2
 新上【三部】1三商上(一分四
 九秒二) 2柏農
 △手榴彈投決勝【一部】1有恒松

近藤(糸魚川)
 △短棒投【一部】
 1吉原(新井)三四米八〇 2齋
 藤(村松)
 △弓道【一部】
 1新津十九中、卷十八中
 △弓道【二部】
 1松尾(新潟)十三秒八、2小
 川(長岡)
 △四百米障礙
 1新津五十五秒二、2糸魚川
 △排球
 新潟 32 1814 14長岡
 新潟 2 2121 17新津
 △卓球
 長岡 3 10新津
 △卓球個人
 1加藤(河原田) 2池浦(長岡)
 △体操
 1新潟二八六點、2佐藤二六
 九・五點
 △体操個人
 1佐藤(新潟)六九・五點 2秋
 山(佐藤)六九點
 △陸上球
 長岡 田中 3 2 外川 女師

四六
 山(五九米三四) 2三申吉野
 △棒高跳決勝【一部】1谷中池田
 (三米)【番外】新師齋藤(二米
 八〇) 2松中吉野
 △走山決勝【一部】甲班1三申
 小田(五米九七) 2芝商相馬【
 一部】乙班1津農大岡(五米四
 三) 2上組高橋【二部】1新師
 木島(五米六二) 2高師白野【三
 部】1三商上澤澤(五米五六)
 2新上小島
 △走高跳決勝【一部】1長中安達
 (一米六五) 2高中井
 △砲丸投決勝【一部】1三中小池
 (一〇米八八)番外新師十吳一
 (〇米四七) 2芝商八幡、番外高
 師矢島【二部】1高師小國(一
 一米八八) 2高師小林
 △公開演技
 △手榴彈突撃 1新師(二分六秒
 二)新師
 △各校得点數
 △陸上競技【一部甲班】1三條中
 學四六點 2小千谷中學三九點
 【一部乙班】1柏農四〇點 2
 上組二六點
 △体操競技
 △団体演技【一部甲班】1新師
 (三二點五)高師【同乙班】
 1北城商(二六三點五) 2新師
 【個人一部甲班】1新師菊地

△全國大會出現代表校
 △陸上 新潟高女、糸魚川高女
 長岡高女
 △排球 新潟高女
 △排球 新潟高女
 △籃球 森山、田中組(長岡)高
 澤外川組(女師)
 △弓道 新津高女
 第十二回縣男子中等學校
 水上競技大會
 第一回縣男子中等學校海
 洋游泳大會
 第十二回全國中等學校水
 泳大會陸上選
 縣國民學校教員水上競技
 大會(七月廿五日於柏崎)
 △八百米障礙決勝 1長岡中學 2
 長岡工業
 △二百米自由型決勝 1新保光太郎
 (高中) 2二分三秒八 2新田六
 郎(新師)
 △教員自由型 1格一 2一分
 一秒二 橋尾道治
 △八百米自由型決勝 1木村 徹
 (高中) 2大島泰(柏崎)
 △自由型 1平原幸雄(高中)
 一分九秒六、2宇佐見卯一(柏
 中)

(一〇四點五) 2同福田【同乙
 班】1北城商山本(八五點) 2
 同山本【二部】1新師水野(一
 〇七點) 2同川田
 △陸上決選
 新師 3-2 新商
 (安田) 三三四 (山) 野田
 (米) 山 四一三 (小) 野澤
 (石) 川 四一二 (鍋) 田
 (米) 山 一一四 (永) 山 野田
 (石) 川 四一三 (永) 山 野田
 △相撲決選
 高師 3-2 長中
 △高師個人優勝 1五十嵐(新
 中) 2圓山(新商)
 △籠球決選
 長商 51 3021 2117 33 新師

三秒五 2新中
 △二百米平泳 1川瀨(新中) 三
 分二秒八 2鈴木昭夫(新商)
 △八百米自由型 1吉田孝(新中)
 一分三三秒五 2瀧澤昭二(新
 中)
 △百米自由型 1大黒善彌(新中)
 一分七秒二 2大橋正三(新商)
 △二百米背泳 1大橋正三(新商)
 一分二〇秒六 2内山友和(新中)
 △八百米障礙 1新中チム一〇
 分四六秒三 2新師
 △總得点 1新潟中學七二點 2新
 潟商業五〇點
 第十一回縣下女子中學校
 綜合體育大會
 六月廿八日於長岡市)
 △百米決勝【一部】
 1近藤(糸魚川)十三秒六 2兒
 玉(長岡)
 △二百米決勝【一部】
 1柏井(柏崎)十四秒八 2
 田(新發田)
 △二百米決勝【一部】
 1兒玉(長岡)廿九秒三 2今井
 (糸魚川)
 △二百米決勝【一部】
 1畑井(新潟)卅一秒四 2川鍋
 (芝田)
 △走山
 1松尾(新潟)四十七秒二、2

△陸上 新潟高女、糸魚川高女
 長岡高女
 △排球 新潟高女
 △排球 新潟高女
 △籃球 森山、田中組(長岡)高
 澤外川組(女師)
 △弓道 新津高女
 第十二回縣男子中等學校
 水上競技大會
 第一回縣男子中等學校海
 洋游泳大會
 第十二回全國中等學校水
 泳大會陸上選
 縣國民學校教員水上競技
 大會(七月廿五日於柏崎)
 △八百米障礙決勝 1長岡中學 2
 長岡工業
 △二百米自由型決勝 1新保光太郎
 (高中) 2二分三秒八 2新田六
 郎(新師)
 △教員自由型 1格一 2一分
 一秒二 橋尾道治
 △八百米自由型決勝 1木村 徹
 (高中) 2大島泰(柏崎)
 △自由型 1平原幸雄(高中)
 一分九秒六、2宇佐見卯一(柏
 中)

近藤(糸魚川)
 △短棒投【一部】
 1吉原(新井)三四米八〇 2齋
 藤(村松)
 △弓道【一部】
 1新津十九中、卷十八中
 △弓道【二部】
 1松尾(新潟)十三秒八、2小
 川(長岡)
 △四百米障礙
 1新津五十五秒二、2糸魚川
 △排球
 新潟 32 1814 14長岡
 新潟 2 2121 17新津
 △卓球
 長岡 3 10新津
 △卓球個人
 1加藤(河原田) 2池浦(長岡)
 △体操
 1新潟二八六點、2佐藤二六
 九・五點
 △体操個人
 1佐藤(新潟)六九・五點 2秋
 山(佐藤)六九點
 △陸上球
 長岡 田中 3 2 外川 女師

近縣中等學校
 水上大會
 (六月廿八日於新中ブル)
 △三百米混泳 1新中チム
 (二分五三秒四新記録) 2新商
 △四百米自由型 1吉田孝(新中)
 五分三十七秒七 2瀧澤昭二(新中)
 △二百米障礙 1新師チム二分

四七

- △四百米自由泳 1 木村徹 (高中) 五分三秒二、2 大島泰 (柏商)
- △百米背泳 1 前島正郎 (高中) 一分一七秒四、大會新記録 2 内山政郎 (長商)
- △教員百米背泳 1 木島昌兵衛 一分二六秒四、2 杉山晋次郎
- △教員百米背泳 1 橋一郎 一分二六秒六、2 橋關喜一
- △總得点 1 高田中學五十分點、2 長岡中學廿九點
- 第一回縣下男子中等學校競艇運動會 1 全國中等學校體育大會競艇運動會選拔賽、2 全國各民學校男子教職員體育大會競艇選(七月二十五日於柏崎競艇場)
- △十連運搬競艇走 1 柏中一分三十秒、2 柏商
- △百米競艇走 1 濱藤英(三條) 十一秒六、2 平山軍人(古志)
- △手榴彈投擲突擊決 1 新中五十一秒三、2 柏中五十六秒八
- △四百米競艇走 1 八木宏二(中浦) 五十五秒三、2 内田吉郎(北浦)
- △千五百米競艇走 1 網島甲子男(中浦) 四分三十一秒四、2 木暮(西浦)
- △競艇通過競走 1 柏中三十七秒四、2 柏商三十七秒五

- △短標決勝 1 中山清(刈羽) 五十分五十八、2 本間幸二(西浦)
- △走標決勝 1 濱藤英(三條) 六分四二、2 中林五一(中魚)
- △行軍競走 1 新沼詔範 二分一分五十四秒二、2 藤二、二分一十八秒
- △總得点 1 七七點、柏中 2 六九點、高中 3 六六點、新中
- △劍道 1 田中三四二(中魚) 2 伏木弘(新濁)
- △柔道 1 藤原清信(柏崎) 2 會繁良吉(東野)
- △全國大會出場者決定
- △柔道は四等迄、五等以下補缺
- △陸上は一等人賞者の外、東村豊十郎(新潟)、内山吉郎(北浦) 兩君が入選
- 全國學徒教員體育大會 (八月廿二日、廿六日) 於甲子園、櫻原神苑
- △出場成績
- △走高飛決勝 1 早濤松誠(新師) 一米七〇
- △陸上通過競走 1 新沼詔範(五三) 一分一七秒二、2 濱藤(新濁) 一分一七秒二、3 濱藤(新濁) 一分一七秒二、4 清水幸雄(新潟) 一分一七秒二
- △八百米決勝 1 清水幸雄(新潟) 一分一七秒二

- 二分四秒二
- △百米決勝 1 太田正(新師) 一分一七秒三、2 平原(新潟教員) 一分一七秒三、3 清水幸雄(新潟) 一分一七秒三、4 佐藤(新潟教員) 一分一七秒三
- △四百米決勝 1 濱藤英(新潟教員) 一分一七秒三、2 新沼詔範
- △走田飛決勝 1 濱藤英(新潟教員) 一分一七秒三、2 新沼詔範
- △相撲決勝 2 新潟教員
- 師範校の部決勝
- 新潟 46-34 島根
- 中等校の部
- 長野商業 40-39
- 第一回縣青少年團海洋鍊成大會 (八月二日於柏崎海岸)
- △青年團 潜水鍊成一組深井(柏青) 四九秒五、二組折藤(西川) 五〇秒
- △少年團中級清水運搬 一組五十(四日町) 二七秒五、二組根立(新濁) 二八秒五、三組細川(新濁) 三三秒、四組早津(新濁) 三三秒、五組早津(新濁) 三三秒
- △少年團上級落水運搬 一組林(柏崎) 二二秒一、二組高木(柏崎) 二四秒、三組小川(柏崎) 二四秒五、四組橋爪(四日町) 二四秒五

- △少年團中級五十米 一組南坂(大田) 四一秒二、二組坂井(本面) 四〇秒八、三組根立(新濁) 四四秒、四組小川(大田) 四三秒八
- △青年團及隊長距離 柏崎青年團 九分五五秒
- △少年團二百米競泳 柏崎子 一分二二秒
- △青年團和船競泳 柏崎青年團 四分四十五秒
- △青年團十米 松浦(柏崎) 二分五十六秒
- △少年團上級五十米 一組高木(柏崎) 三三秒、二組根立(石地) 三六秒、三組根立(柏崎) 四三秒八、四組石崎(四日町) 三三秒八
- △少年團中級二百米競泳 大田子 一分二八秒五
- 第二回選拔鍛鍊 (八月廿日於) 長岡競泳池
- △三百米競泳 1 新中子 一分三十五秒五、2 大會新記録、2 長岡子 一分三十五秒七、3 たい記録
- △八百米自由泳 1 木村徹(高中) 一分一七秒五、2 大會新記録、2 大島泰(柏商) 一分一七秒七、3 大會新記録

- △百米自由型 1 飯谷正樹(長中) 一分八秒七、2 坂田光作(長中)
- 3 平原幸雄(高中)
- △二百米自由型 1 新保光太郎(長中) 三分二秒三、2 大會新記録、2 川瀬(新中) 三分二秒八、大會新記録
- △二百米競泳 長中子 一分二秒三、秒五、高中子 一分二秒四
- △四百米自由型 1 澤信男(長中) 五分二七秒四、大會新記録、足利毅(高中) 五分四二秒九、大會新記録
- △百米背泳 前島正郎(高中) 一分一八秒八、大會新記録、内山政郎 一分二二秒四
- △八百米競泳 高中子 一分一〇分四〇秒、大會新記録、長中子 一分一〇分四四秒六
- △總得点 1 長中四二點、2 高中四〇點
- 本社主催庭球大會
- △第九回新潟市A B C D選手權及縣下O B選手權庭球大會 (八月十六日於綜合競技場)
- △A級決勝

△B級決勝

| | |
|----|-----|
| 和田 | 須澤 |
| 白石 | 高橋 |
| 服部 | 佐々木 |
| 小島 | 大熊 |

△C級決勝

| | |
|----|----|
| 白川 | 竹内 |
| 風間 | 黒澤 |

△D級決勝

| | |
|----|----|
| 松水 | 野田 |
| 有藤 | 栗田 |

第十三回明治神宮國民鍊成大會 (九月十九日、二十日) 於新潟市綜合運動場

競走の部

- △マラソン 小林芳次(高田師範) 二時四九分一七秒、藤澤省三(加茂町)
- △百米 一般女子兒玉百合子(長女) 二五秒一、下條茂(新女) 二五秒三、中等男子 品田長生(高師) 二二秒二、太田正(新師)

- △一般男子 濱藤英(三條) 一分一七秒七、吉田保治(日曹)
- △重運搬 一般女子 松尾起子(新女) 一八秒七、松尾學子(新女)
- △女子青年 松田露子(新潟) 二〇秒五、渡邊静野(北魚)
- △女子青年都市對抗 新潟一分四〇秒二、北魚
- △二千米 中等男子 清水幸雄(新師) 六分三三秒七、柏田市衛(新師)
- △四百米中等男子 茂木吉雄(高師) 五七秒四、宮城隆雄(高師)
- △牽引競走(中等校) 新中四九秒、長上(青年校) 五八秒五、入船(行軍競走) 中等校 新師三三分五八秒、新中(青年校) 加茂西 二四分二六秒、新上
- △綜合序列(中等校) 新中、新師(青年校) 新上、入船(青少年團) 西浦二〇八九、長岡二〇八八
- △陸上の部
- △手榴彈(中等男子) 柄澤勇義(新商) 五〇米二、八崎平(芝商)
- △短標投(一般女子) 小宮山キヨ(新女) 三〇米四九、小林久(高女)

- △走標(中等男子) 早濤松誠(新師) 一米五五、早料一郎(芝商)
- △体力検査の部
- △男子青年團 中野龍五郎(西浦) 四三點一、日下部文雄(長岡)
- △体操の部
- △男子中等(個人) 眞水浩澄(新師) 二七點五、菊地信夫(新師) (教員個人) 藤井昭一(古志) 一三三點五、藤井昭一(古志)
- △集團得点(一般男子) 新中四六點五、新師四三點五(男子產業從業員) 新上八八六點五、日曹二本八四點五(女子產業從業員) 日曹二本八三點五、島本道十七五點
- △青年訓練の部
- △中等學校 小千谷中學校青年團、濁川青年團
- △籠球の部
- 常盤 68-23 片貝
- 新潟女 31-15 長岡女
- 新師 54-44 新中
- △排球の部
- 新潟高女 2121-1215 新潟高女
- 長岡俱 2121-1419 新潟俱
- △相撲の部
- △青少年個人通過員 大橋重

千代田生命 明治火災
第一 徴兵 東京火災

代理店 **石田 保險部**

加茂町 森林組合

事務所 加茂町上條郵便局前
電話 三八番

各種織物製造業

新潟縣 加茂町

川捨 機業場

川崎 捨吉

電話 一〇番

白玉粉製造業

株式會社 **金山世商會**

新潟縣 加茂町
電話 二一五番

新潟縣 加茂町

阿部精麥株式會社

電話 長一三五番 二三五番

取締役社長 阿部 清梧

專務取締役 栢 森新吾

絹人絹織物製造業

新潟縣 加茂町

株式會社 **工場**

社長 眞柄 利雄

電話 會社 四一八番
自宅 五八番

内科・外科
小兒科・産科婦人科
耳鼻咽喉科・放射線科

財團法人 **小千谷病院**

電話 一三〇二番
四番

新体制下理想的の
御宴會と御會食は

設備完全隨一の社交場

イタリア軒

事務用 2276番
電話代表 270番

瀟洒な日本室
電氣すき焼
食 堂

宗教

宗教団体法公布 實施後の状況

本法實施されてから本年九月で二年半経過したが、此間は所謂過渡期であつた従来の寺院、教團所説教所、講義所及佛堂を一應行政的に整理を見たのである、而して佛堂は千數百存したが割合により夫々所定期間内に過分の存了を見た、之が數内状況は左の如くであつて競争下思想指導の必要性と南方文化工作と宗教の活性化なる教化活動は寧ろ今後に俟つべきもの必ずしも鮮しとしない、更に本法に依り従前の類似宗教が思想界の實情に鑑み其總てを宗教行政の視野に入り逐次健全なる發達への温床となりつゝある。

國幣社以下神社數及神職員數調

(昭和十七年一月三十一日現在)

| | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|
| 郡市區分 | 國幣社 | 縣社 | 郷村社 | 無格社 | 計 |
| 北浦原郡 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| 中浦原郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 |
| 計 | 2 | 2 | 3 | 3 | 10 |

縣市寺院郡市別數

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 北浦 | 140 | 中浦 | 233 |
| 西浦 | 191 | 南浦 | 217 |
| 東浦 | 49 | 北島 | 167 |
| 古志 | 118 | 北魚 | 69 |
| 南魚 | 69 | 中魚 | 64 |
| 刈羽 | 42 | 東頭 | 59 |
| 中頭 | 44 | 西頭 | 24 |
| 岩船 | 31 | 佐波 | 195 |
| 新瀨 | 65 | 長岡 | 50 |
| 高田 | 11 | 三條 | 35 |
| 柏崎 | 50 | | |
| 計 | 1,085 | | |

神道教務所

(昭和十四年十二月三十一日現在)

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 昭和十年 | 229 | 昭和十一年 | 287 |
| 同十二年 | 295 | 同十三年 | 315 |
| 同十四年 | 332 | 同十五年 | 391 |
| 同十六年 | 419 | 同十七年 | 487 |

は特別の思召しを以て金一封を御下賜の旨八月十九日宮内省を通じ奉養費長(土居知事)宛御沙汰があつた(八、二〇)

無格社を整理

縣では縣内に存在する四千六百五十の無格社整理に乗り出したが、整理方針は左の通りで約二千餘の神社が消滅することとなる(八、一五)

△主として無格社の實情に鑑み適切な整備の責をあげ制度下所調無格社を無くする

△無格社中相當なものは村社に列し他は新たに境外神社(境外社未社)とするか又は私祭神祠とすべく神社の實情と地方の状況により措置する

△事實上郡内神社とみられるものは従来通り信仰する人々の奉養下に置き事情によつては本社管理下におかされる

奉養會に御下賜金

昭和十七年奉養會奉養費を御下賜の旨八月十九日宮内省を通じ奉養費長(土居知事)宛御沙汰があつた(八、二〇)

内務省では神社行政の完備を期し昭和十五年度奉養費を寄附、東京大阪、兵庫、静岡、愛知、京都、福岡の七府縣に配置したが、更に新潟、福島、廣島、岡山、熊本、千葉の六縣にも配置することとなり三月十九日左の通り發令した

別格官務社 山神社司 脇山 好孝 任地方事務官(六等) 新潟縣事務を命ず

護國神社地鎮祭

郷土出身の護國の神として成長役以來的殉國の英雄九千余柱を祀る護國神社の地鎮祭は總工費八十萬圓敷地一萬六千二百坪で創建されることとなりその地鎮祭は六月十三日新潟市西船見町濱浦の松林の建設地鎮地に於て厳かに執行された

神道教務所

△勤勞奉仕隊本部設置
縣では護國神社造營勤勞奉仕隊本部を設けこれが事務所を護國神社創建費内に設置することとなつた役員は左の如し

- ▲統監 土居知事
- ▲隊長 橋爪學務部長
- ▲參謀 中村警務部長、坂田經濟部長、淺見土木部長
- ▲總務部長 樋口社寺兵衛部長
- ▲同主任 脇山事務官
- ▲作業部長 藤田都市計畫課長
- ▲同主任 小秋技手
- ▲勤勞奉仕隊第一回勸員大會 三百十三隊十萬の隊員を擁する勤勞奉仕隊第一回勸員大會は六月十四日護國神社建設地に開催、護國

の英雄を奉祀する護國神社創備作業の第一歩として整理作業に奉仕した

澤廣寺問題圓滿解決

宗教團體法實施に伴い高田市澤廣寺問題の解決に關しては千數萬の信徒は元より高田市始め上越地方民の重大關心事として注目されてゐたが、四月一日の同法實施を前にして七十年來懸争を續けて來た同問題も圓滿解決を告げるに至つた(四、二)

學術文化

日本新聞會設立

新たに公布された新聞事業令に基いて設立準備中であつた日本新聞會は二月五日設立總會を開催政府より指定された全國有力新聞社代表白藤名は情報局長から出席、田中前吉氏設立委員長として設立の經過を報告し、情報局長は主務官廳を代表して「新聞本來の使命に徹して國家の公器たる機能を充分發揮されたい」と力強く要望し、次いで定款、豫算を協議一致可決、こゝに全國新聞界は團結を新たにす、國家國民の公器としての使命を自指し劃期的な出發を見ることとなつた(二月五日)

日本文學報國會

創立

皇國文化の興隆と眞の日本文學樹立のために我國文壇の勢力を結集、櫻富藤隆氏を會長として誕生した日本文學報國會の發會式は六月十八日會員約二千名及び出版文化協會其他參集の上東京日比谷公會堂で舉行、各部代表が力強い宣誓を行つた

縣文化會文學部發足

新潟縣文化會文學部では三月十四日役員會を開催、十七年度事業として左の三事業を決定
一、二年誌新潟縣文學部發行
一、夏期大學開催
一、毎月座談會開催

風樹社美術展

風樹社美術展は五月三日から五日まで長岡公會堂で開催、出品作品は齋藤應志、若井眞雄、丸山精一、平澤熊一、本間正之、小野末、内山貞敏、高村眞天、安宅安五郎、栗浦善三の諸氏と加藤一也氏のスケッチ等で殊に加藤一也氏の陣中作品は敵陣下で描いた佳作で戦場を一命を懸けながら尚美しい夢を持ち續けてゐた同氏には頭の下る思ひがする
第二回皇國文化史料展(〇・毛)縣郷土博物館主催第二回皇國文化史料展會は四月二十七日から二十九日、三日間同館に於て開催、陳列品の主なるもの左の如し

二年書簡
▲宋版阿毗婆論(東福寺版)
▲元版法華經(元時代)
等何れも奈良、平安時代の繪圖たる文化を代表す、きものよみである
新聞共販結成(三・二)
縣新聞共同販賣組合結成式は十二月十九日新潟市公會堂に於て開催、左記役員を發給決定した
▲本社側 ▲理事長 新潟日日新聞 田中正治 ▲理事 東京日日新聞 本則榮、新潟新聞 佐藤慎、朝日新聞 柳澤居郎、報知新聞 渡谷金治、新報知新聞 尾博、上野新聞 山田健一、中央新聞 山崎憲二 ▲販賣店側 新井町佐藤莊二郎、高田市中城、長岡市大澤渡一郎、同立野政賢、同八百板留治、新潟市若松安則、新發田町加藤亨、新津町新藤隆松、並木佐渡羽茂、本間作次

- ▲大般若經 奈良時代和銅五年十一月十一日長屋王御願經、發紙・墨漆繪圖
- ▲廣島縣新聞 奈良時代奈里紙現行五行
- ▲大寶積經 天平十二年五月一日光明皇后御願經
- ▲十誦律 神護景雲二年五月十三日孝謙天皇御願經
- ▲紫紙流字金光明經繪圖 奈良時代、紫紙流界金書(實公筆と傳へらる)
- ▲梵經經 平安初期、傳弘法大師筆、紫紙朱書の校合あり、鍍金軸
- ▲紺紙或紙交書法華經 平安中期、傳小野道風筆
- ▲法華法師撰破邪論 平安末期、保安四年書寫卷首及紙背に「法隆寺一切經」の墨印あり
- ▲大般若經 鎌倉中期貞應二年法貴寺大滿天神一筆經
- ▲觀無量壽經 三條西實隆筆文書

新聞紙名簿(新聞紙法による。有保護) 九月末現在

| 紙名 | 發行所 | 發行人 | 代表者 |
|--------------|------|-------|-------|
| 新潟日日新聞(日刊) | 新潟市 | 東谷清次郎 | 小柳 調平 |
| 新潟縣中央新聞(日刊) | 長岡市 | 鈴木善太郎 | 坂口 敬吉 |
| 上越新聞(日刊) | 高田市 | 雅木嘉興司 | 猪又久次郎 |
| 同盟通信 | 新潟支局 | 小原間 茂 | 古野伊之助 |
| 丸新縣報(月刊) | 長岡市 | 長瀬 虎助 | 安澤 正治 |
| 新潟縣販賣利用組合聯合會 | | | |

| 學びの友(三月) | 新潟縣教育會 | 君 備一郎 | 近藤勸治郎 |
|------------|-------------|-------|-------|
| 支會通信(三月) | 新潟市 | 金 吾 | 宮野眞三郎 |
| 東京興信所(二月) | 新潟縣教育會 | 君 備一郎 | 近藤勸治郎 |
| 新潟株式月報(一月) | 新潟株式取引所内工口會 | 佐藤第一郎 | 佐藤第一郎 |
| 新潟縣社會事業 | 新潟縣社會事業會 | 五十嵐 肇 | 五十嵐 肇 |
| 自治(一月) | 新潟縣廳内 | 中俣 廣義 | 高山 又平 |
| 北 溟(一月) | 新潟市 | 加藤 大輔 | 加藤 美生 |
| 東亞貿易 | 新潟市役所内 | 片山三男三 | 片山三男三 |
| 新潟商工會議所之報 | 新潟商工會議所 | 濱 州一 | 白勢 屋作 |
| 米北通信 | 中津村役場 | 里村 專策 | 上原 彰直 |
| 金津村報 | 中津村役場 | 高山 正直 | 古田憲太郎 |
| 農 桑 | 新潟縣農桑同志會 | 松田邦太郎 | 立川 仲藏 |
| 内野月報 | 西浦内野役場内 | 宮下 卓爾 | 宮下 卓爾 |
| 月 報 | 南浦中之島村 | 高橋 林吉 | 高橋 達 |
| 互尊獨報 | 長岡市觀光院町 | 遠山 運本 | 反町 榮一 |
| 櫻興堀之内 | 北魚堀之内町役場 | 野澤 知重 | 野澤 知重 |
| 柏崎少年團報 | 柏崎市役所内 | 前田達二郎 | 前田達二郎 |

學術文化

| 新潟縣及縣人 | 中頸町海町 杉本 角夫 | 杉本 角夫 |
|------------|------------------------|--------|
| 城ヶ岡農報 | 佐渡 金等村 渡邊 長 | 渡邊 長 |
| 新商タイムス(六回) | 新潟商業報國團 官尾 政治 | 秋山 龜 |
| 郷里の音づれ(三回) | 岩部村上町本町 齋藤 龍太郎 | 萩原 慶次郎 |
| 天 氣 鑑(日刊) | 中浦島屋野村 佐々木 鶴藏 | 佐々木 鶴藏 |
| 商工と趣味(一月) | 新潟市 宮澤 光治 | 宮澤 光治 |
| 高 志 路 | 新潟市 小林 存 | 小林 存 |
| 會 報 | 縣木炭同業組合聯合會 荒川 一夫 | 丸山 秀雄 |
| 新潟縣醫師會報 | 新潟縣醫師會 布川 興策 | 布川 興策 |
| 石山村報 | 石山村役場 小澤 榮一 | 小澤 榮一 |
| 雲 洞 報 | 北魚上田村 雲洞庵 新井 石龍 | 新井 石龍 |
| 米 峰 報 | 柏崎市 柏崎中學校 小由藤 二郎 | 益田 護之助 |
| 日曹報會報 | 中頸町本木工場 大槻 武雄 | 大槻 武雄 |
| 直江津町報 | 中頸町江津町 土肥 善三 | 土肥 善三 |
| 日本スレンス | 直江津町 初田 數徳 | 初田 數徳 |
| あけほの(六年) | 新潟市立高女 荒木 政次郎 | 中川 秋坪 |
| 風 | 中津會之木會川長壽寺内里村 裏 里村 裏 里 | 裏 里 |

北越商業學校(五年) 新潟市流作場 種岡忠太郎 種岡忠太郎
 時 報(五四) 北越商業學校
 縣立河原田(五年) 縣立河原田高女校 青木重孝 青木重孝
 高女だより(五四) 野を歩む者の會 相馬昌治 相馬昌治
 野を歩む者

本社十七年度事業

| | | | |
|-----|---|---------------|-------|
| 二 | 日 | 中國寫真展(會期一週間) | 小林百貨店 |
| 十二 | 日 | 太平洋を語る座談會 | イタリア軒 |
| 十四 | 日 | 遺家族顧問時大會(二日間) | 公會 |
| 二十四 | 日 | 音樂奉仕班派遣 | 榮會 |
| 二十六 | 日 | 音樂奉仕班座談會 | イタリア軒 |
| 三十一 | 日 | 音樂と唱指導會 | 郵便局 |
| 一 | 日 | 音樂と唱指導會 | 郵使局 |
| 十一 | 日 | 音樂奉仕班派遣 | 日本油 |
| 二十一 | 日 | 國防スキー訓練(三百間) | 冬島越 |
| 二十四 | 日 | 生活改善座談會 | 小林百貨店 |
| 二十八 | 日 | 音樂奉仕班派遣 | 日本油脂 |
| 一 | 日 | 卒業生送別の集ひ | 公會 |
| 七 | 日 | 軍事講演と映畫 | 大竹會 |
| 十三 | 日 | 選舉禁止座談會 | 小黒館 |
| 十九 | 日 | 少國民文化宣傳講演會 | 公會 |
| 三十 | 日 | 山田わか女史講演會 | 公會 |

| | | | |
|-----|---|-----------------|-------|
| 一 | 日 | 必勝大東亞戰爭展(會期一週間) | 萬代百貨 |
| 十七 | 日 | 陸軍航空戰術講演會 | 公會 |
| 十九 | 日 | 青少年運動展 | 小林百貨店 |
| 二十五 | 日 | 實業野球大會(二日間) | 綜合運動場 |
| 三 | 日 | 遺家族顧問時大會 | 公會 |
| 四 | 日 | 米増産大會授賞式 | 公會 |
| 十 | 日 | 同座談會 | 公會 |
| 十三 | 日 | 名曲鑑賞座談會 | イタリア軒 |
| 十五 | 日 | 古曲聴く會 | 神會 |
| 十六 | 日 | 麥増産表彰式 | 縣會 |
| 十八 | 日 | 商店野球大會開催 | 市會 |
| 二十 | 日 | 滿洲事情講演と映畫會 | 新發田 |
| 二十四 | 日 | 滿洲事情講演と映畫會 | 綜合運動場 |
| 三十 | 日 | 北支事情講演と映畫會 | 公會 |
| 六 | 月 | 同座談會 | イタリア軒 |
| 十四 | 日 | 冊海々戰術講演會 | 公會 |
| 十六 | 日 | 市會議員候補者合同演說會 | 公會 |
| 十七 | 日 | 市會議員合同演說會 | 市立高女 |
| 七 | 月 | 市會議員合同演說會 | 市立高女 |
| 十一 | 日 | 事變記念音樂と舞踊の夕 | 公會 |
| 十五 | 日 | 海の記念座談會 | イタリア軒 |
| 十八 | 日 | 海の演說會(一週間) | 小林百貨店 |
| 十八 | 日 | 新潟市民相撲大會 | 綜合運動場 |

| | | | |
|-----|---|--------------|--------|
| 二十一 | 日 | 平出大佐講演會 | 白山會 |
| 二十五 | 日 | 農民歌、踊指導會 | 白山會 |
| 八 | 月 | | |
| 十四 | 日 | 農村巡回映畫班派遣 | 縣下六ヶ所 |
| 十四 | 日 | 盆踊大會(一週間) | 二ヶ所 |
| 十六 | 日 | 海軍々樂隊演奏會 | 公會 |
| 九 | 月 | | |
| 十四 | 日 | マレー語講習會(三ヶ月) | 縣農會 |
| 十六 | 日 | 航空座談會 | イタリア軒 |
| 十七 | 日 | 航空寫真展 | 小林百貨店 |
| 十九 | 日 | 航空日本の夕 | 大竹座、東寶 |
| 二十三 | 日 | 切符制座談會 | 小林百貨店 |
| 二十六 | 日 | 女子青年奉仕報告會 | 小林百貨店 |

本縣美術界展望

日本美術の再認識、米英兩國文化振興の聲は大東亞戰爭勃發により更に拍車をかけられ藝術に國境なしといふが如き考へ方も影を落めるに至り眞に東洋の眞に祖國日本の美を顕現せんとする運動が活潑となり古美術の研究書、圖録等が次々に發行され相當の實行を示してゐることは一般の關心が歐美的的藝術は又何なしに受入れるといふ傾向を排除しつゝあることを如實に示してゐる、この傾向が十七年度

に開かれた展覽會にも濃厚に反映してゐることは十七年度の美術工藝に見逃せない事實である。本縣の美術展覽會は二月六日から開かれた新潟油彩畫家協會主催の素描展に始まり秋の縣展、油彩畫家協會展を大詰として幕を閉じた油彩、水彩、素描展は前記の新潟油彩畫家協會展によつて幕を切つて下されたが、同展覽會には参考出品としてマテス、岡田三郎助、土田琴海、高橋三郎氏等の大家のものが地方として稀に見る、

展覽會であつた、これに續いて藤澤志雄油彩畫展、三月に入つては森山一虎油彩畫展等があり相當見應へあつたものであり、四月下旬には安宅安五郎、齋伯作展があり同齋伯最近作の集積であるだけに最も見應へのあるものであつた。六月の縣展覽會には北島吉二平河邊昌久、佐藤百五郎等の幹部級が最近の力作出品が特に會場を賑はした、續いて新潟地方油彩畫育ての親ともいふべき諸橋政範氏の近作展があり、同氏の老練、圓熟、しかし元氣瀟々たる筆蹟は後輩を驚かせしめるに足る力作揃ひであつた、八月末の新潟人美術展覽會は彫刻、油彩畫、工藝を包含せる綜合展覽會で齋伯羽下修三氏を始め岩瀨、曾和氏等の力作は同會の基礎がいよいよ堅實になつて來たことを示した、縣展、油彩畫展は本縣締切までに開催され、觀賞の對象となり得ない、日本畫は森田春光展がトップを切つてゐるが、これに續いて七彩社展、鬼塚隆徳展、磯野藤山遺作展等があり、六月には富川潤、大矢道夫、池田憲三の三君の個展があつたが、いづれも新進だけに各人各様の潑刺たる力作であり本年日本畫關係展覽會の盛衰であつた、なほこの他

新潟市在住の渡邊清業、片桐千壽兩氏の個展は精進幾みなき力作であり殊に渡邊氏は數年間の業積の集積であつただけに好評を博した本年の展覽會中最も異色のあつたものは新潟民藝協會主催の日本展で會員多年の蒐集に係はる日本朝鮮、支那を始め各國の陶磁器、染織、木工、金工、民藝等を網羅せるもので民藝品が示す美が如何に健康、豪宕なものであるかを示し今後の美術工藝の行方に多大の示唆を與へた事は注目された

◇各種展覽會

- △藤澤志雄油彩畫展(小林百貨店三月廿一日-廿三日)
- △森山一虎油彩畫展(小林百貨店三月二十七日-二十九日)
- △七彩社展(萬代百貨店四月一日-一日)
- △鬼塚隆徳日本畫展(小林百貨店四月二日-二六日)
- △安宅安五郎近作展(小林百貨店四月二日-五日)
- △磯野藤山遺作展(萬代百貨店五月二日-十七日)
- △富川潤日本畫展(小林百貨店五月二日-十五日)
- △大矢道夫日本畫展(小林百貨店六月五日-十日)

- △縣展會委員會友展(小林百貨店六月二日—七日)
- △金澤美術工藝展(萬代百貨店六月十七日—二十一日)
- △諸國政論近作展(小林百貨店六月十九日—二十四日)
- △池田三福展(萬代百貨店六月二十四日—二十九日)
- △全國書道展(小林百貨店八月五日—九日)
- △新潟美術人會第二回展(萬代百貨店八月二六日—三〇日)
- △獨逸美術展(小林百貨店九月一日—四日)
- △民藝展(萬代百貨店九月一日—三日)
- △片桐子衛門展(萬代百貨店九月一日—四日)
- △渡邊彌太郎展(萬代百貨店十月一日—四日)
- △高村右衛門展(萬代百貨店十月七日—十一日)
- △小谷津中良寛十載展(萬代百貨店十月九日—十一日)

本縣映畫界展望

大東亞戰爭の勃發により娯樂方面は如何なる方向轉換をなすか注目されてゐるが年末東條首相は健全娯樂は民族國民に缺くべからざるものであるから大に力を入れると

聲明しこれに加ふるにハワイ爆撃マレー海峽等の大圖景が續々と公表され、クリスマスには英國支那侵略の基地香港が無敵軍の前に無條件降伏しその上觀望戰も水も洩らぬ防備の前には内地に一歩をも踏み得ない状態にあつたので國民は緊張の裡にも和らいた氣持でお正月を迎へた縣下の映畫界も従來の如く停つたものではな

が流石にお正月らしい明るい氣分で幕を開け相當以上の賑ひを見せた、しかしこれが反面に映畫界には着々進行してゐたので一抹の不安があつたことは見逃せなかつた、四月一日からいよいよ財團法人映畫配給社の手で配給の一元化が實施され、全國映畫館を二分、紅系白系に二分され新潟における封切館は紅系新潟松竹、新潟實業白系新潟東寶、大竹と決定し一番館は紅系新興、白系映劇と決定、長岡は紅系富士館、東亞劇場、白系長映館と決定したが、四月一日からの配給は封切ものが間に合はず箱物でお茶を濁したが、松竹映畫が東寶系に上陸され、東寶映畫が松竹系に上陸されたのでフアンは別案の無い映畫なので入場者も激減しこれでは前途暗澹たるものとして業者を悲觀せしめた、新

映畫が實際に封切されたのは四月第四週からで紅系には東寶映畫「緑の大地」白系には松竹映畫「父ありき」が上映されたが、フアンは依然として喰ひなかつた、これは本縣のみならず全国的に見ても傾向が濃厚であり配給會社制に對して相當の不満があつたやうであつた、しかし馴れるに隨つて入場者も漸く増加して來て紅系の「國旗」白系の「日本の母」等は相當の成績を見せるに至つた、九月に入り紅系では英國東亞侵略の基地、シンガポール攻略における悲劇的な皇軍の隆興の進軍振りを報道班員によつて撮影された「マレー戦記」が上映されるや記録映畫、文化映畫如何に優秀なりと雖も劇映畫の成績には及ばぬしとの感嘆を見事打破つて意氣軒昂たるものがあつた、これはマレー戦記が優秀なる映畫であることを実證すると共に映畫に對する認識が百八十度の轉換を示した、尙白系に於ても「空の神兵」も好評録を出したことがこれを裏書してゐる、なほ新潟における新映畫の封切は十一月一日から東京と同時に切りとなり他もこれに準じて上映が早くなつたので新潟映畫が早く提供され映畫と大衆との接觸は更

に深まることになり他の藝術を遙かに引離して大衆生活の必需品化する事になつて來た

重要美術品認定
(自昭和十六年九月至昭和十七年八月)
栃尾町 岡村 廣藏 (認定月日 一七・〇三)

須本看色十六羅漢圖十六幅
△文書典籍
長岡市 大原 隆松 (認定月日 一七・〇三)

紙本墨書老母經(一巻)天平十二年五月一日光明皇后御願經
南魚石打村 岡村 政隆 (認定月日 一七・〇三)

紙本墨書伏見天皇宸翰御歌集斷簡一葉(廣澤切) (うとくこそ)
色紙墨書 萬葉集卷 第四斷簡一葉(樽尾切) (といふことは)
紙本墨書萬葉集第十斷簡一葉(天治本) (此書秋風吹奴手篋ノ内)
紙本墨書大般若經卷第二百五十七一巻(池上内親王御願經)
紙本墨書長阿含經卷第十二巻一巻(善光の朱印あり)
紙本墨書阿達羅羅正理論卷第五十殘卷一巻「中古寺印」又「内家私印」の印あり
紙本墨書大般若經卷第二百一十一巻

縣下圖書館調

| 館名 | 和漢洋書冊數 | 開館日數 | 職員人員 | 經費總算 | 十七年館長名 |
|-----------|--------|----------------|------|------|--------|
| 明治新設縣立圖書館 | 10,000 | 三六 | 國六 | 一八五 | 武居 權内 |
| 新潟市立圖書館 | 7,214 | 三三 | 國六 | 一八五 | 中川 秋野 |
| 新潟商工圖書館 | 8,751 | 三九 | 七〇〇 | 七〇〇 | 濱 州一 |
| 大正記念互尊文庫 | 7,123 | 三九 | 三〇 | 一〇〇 | 若月 越夫 |
| 長岡市立圖書館 | 7,000 | 三〇 | 四〇 | 四〇〇 | 中川 潤治 |
| 高田圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 渡邊 常世 |
| 三條圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 角張 信隆 |
| 柏崎圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 佐藤 久吉 |
| 新設田圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 樋口 三代基 |
| 町立新津圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 廣藤 丑太郎 |
| 村前町教育會圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 酒井 環 |
| 加茂町立圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 勝井 和二郎 |
| 見附町圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 田中大五郎 |
| 町立出雲崎圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 小田 益藏 |
| 六日町圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | |
| 新井町圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | |
| 佐渡郡金澤圖書館 | 7,000 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | |
| 縣下圖書館數 | 153 | (昭和十七年八月十五日現在) | | | |

新潟郷土博物館

一、昭和十六年度觀覽者統計
 △有料 五四三二人
 △無料 一五二八人
 合計 六九六〇人

學生 九三九人
 習志團體 五五〇人
 學生團體 一六九九人
 △無料 一、〇二四七人
 △計 一、三三二二人
 合計 二、一四六九人

- 一、昭和十七年度事業
 - △第二回皇國文化史料展覽會(自四月廿六日至五月二日)
 - (本邦古蹟展覽會)
 - △縣内各地講演 二十五回
 - 一、郷土關係出版物
 - △中野財團新潟郷土博物館案内 九月發行
 - △本邦古蹟展覽會目錄 四月發行
- 國寶指定**
(自昭和十六年九月至昭和十七年八月)
- △文書典籍
 - 南魚石打村 岡村 隆造 (認定月日 一七・〇三)
 - 繁紙金字 嵯峨經 卷第六十五一巻「東大寺印」の朱印あり
 - 紺紙銀字 華嚴經卷第一(一巻)
 - 北浦聖羅村 一言 孝順 (認定月日 一七・〇三)
 - △刀 劍
 - 太刀 密貞利 一口
 - 新潟市 風間 要吉 (認定月日 一七・〇三)
 - 太刀 無銘傳長光 一口

帝國學士院賞 受賞者(十七年度)

△恩賜賞
 マライシアに於ける稻米産物の研究
 東大助教文野 宇野 圓
 △學士院賞
 北大教授理博 牙 誠司

初の藝術院賞
 帝國藝術院では「帝國藝術院は專ら藝術の振興を以てその任務を担ふべきものである」として賞を授くことになり、昭和十七年四月第一回(十六年度)藝術院賞を左の如く決定授賞した

- 一、油繪「娘子關を征く」 小磯 良平
- 一、詩「道程」 高村光太郎
- 一、歌「歌集及及公國初聖蹟歌」 川田 順

美術では日本畫、彫塑、工藝に適當なく、音楽も該當なし

民族研究所設立
 文部省所管の「民族研究所」は五月十九日設立準備委員二十九名、幹事九名が發令されたが、その目的は東亞諸民族に關する基本的総合的研究を行ひ指導的民族政策的の確立に寄與せんとするものである

大日本婦人會 本縣支部結成

胎動久しきに及びその急速な實現が望まされてゐた大日本婦人會本縣支部結成は既に舊縣體愛婦、國婦、聯婦を解消しつゝも、その事務整理、事務整備等に日を費すこと徒らに多く昭和十六年より十七年四月上旬にかけて只管人的達成上の地均し工事を續ける有様で十二月八日の米英開戦の國民的感激に比すれば誠に焦燥の一途を辿る感深いものがあつたが二月二日機熟した本部の結成式を各團に本縣の結成氣運も次第に醸成されるに至り縣團、縣隊區司令官、海軍人事部長と重直協談の結果四月十八日知事の決裁を得て縣團員より正式に發給表を見るに至つた、即ち郡市町村支部及小部落、町内會所に至る下級組織を整備の上全縣五十萬の會員を擁して新たな發足が行はれることになつたわけ

の以上西氏の外に顧問として土居知事、寺宮仙台師團長、猪俣實聯隊區司令官、寺田海軍人事部長其れ他各官公署、團長等十名、參與に中村警察部長、坂田經濟、橋爪學務、淺見土木各部長を始め二十名理事に小川振興部長、三川社會教育部長、木村社會部長、有馬國防部長以下三十五名審議機關として最も重大な役割を果す審議員五十名の多数に上る婦人運動指導者が網羅され並事に井上縣會計課長、行方新縣團員の兩氏が當り事務擔當主任に近衛壽治退任大佐を決定した、なほ婦人役員は

日婦縣支部結成式 斯くして結成への道程は歩一歩短縮され五月八日五度大迎へる大船奉戴日の佳き日を期して縣支部結成式を行ふに至つた、この日本都より川西事務局長を迎へて初代支

本縣婦人協力會議 六月二十五日には事務局層上に於て、初の郡市支部長會議を催し令旨傳達、十七年度事業計畫の説明

- 一、健全なる家風の樹立
二、母の教養訓練
三、子女の養育訓練
四、健全なる娯樂の普及
一、衣食任の刷新に關する件
二、衣生活の簡易化
三、食生活の合理化
四、住生活の合理化

5、公家作法の普及徹底 等について戦時下有意義にしかも建設的意見の開陳を見做然活氣を呈した婦人協力會議は第二日(十四日)全体會議に入つて結婚式服改善について意見の一致を見、遂に結論を得ずして一先づ教育の余蘊なきに至つたのはかへすく、殘念であつた、香しからぬ協力會議の處理を急いだ縣支部では二十五日公會堂集會室に議長、四副支部長、各委員長參集、協力會議處理委員會を行ひ協力會議で口頭泡を飛ばして尙且つ決定をみなかつた結婚式服の件は慎重審議の結果「嫁の式服は白無垢を廢し止め袖黒無地、紋付一着の事、勿論參列者は之に準ずる、但し已むを得ざる場合のみ縮緬襟前丈け高さ一尺三寸に止む事」と頗る曖昧な決議が成立した

婦人標準服にも 切符制 商工省では現行衣料切符制度に一部實情にそはぬ點があるので改正を加へ、八月二十四日附官報に告示即日施行した、改正の要點を摘記すれば

一、従来の「手編毛糸」は單に「手編糸」と名稱を改めると共に、點數も従来の「オンス二點から一點に引下げたこと

廣瀬松尾眼科院長
 小児科 野平安雄
 第二内科 三宅 隆
 第一内科 谷口 昇
 院長 吉村 繁
 事務長 桐生 照藏

▲新潟縣中央病院
 (長岡市新築町)
 院長(休職) 井井清三郎
 副院長兼耳鼻咽喉科院長
 産婦人科 杉崎 陽
 外科 込田 康夫
 石坂 良英
 眼科 田中 清人
 内科 菅橋 博
 レントゲン技師 石澤 治亮
 事務長 丸山 周平
 薬局長 富田 五郎
 藥劑師 武内 フミ

▲長岡病院
 (古志橋古村農民道場前)
 院長 谷子 成徳

▲興信病院(第三)
 長岡市東平手町
 院長 榎谷 正治
 外科 丹後 研哉
 内科 藤下 泰
 倉橋泰太郎

▲財団法人高田病院(電三)
 高田市大手町六五
 院長 内科 高橋 敏行
 小児科 杉山 嘉作
 外科 横田 清雄
 皮膚科 石神 治郎
 婦人科 上野 治郎
 耳鼻咽喉科 同 木村 英雄
 眼科 岩本 正雄
 レントゲンラヂウム 太田 清輝
 物理療法 高橋 敏行

▲高田市命堂病院(電三五)
 高田市西城町三丁目
 院長(耳鼻咽喉科) 森川 政三
 内科 藤澤 豊
 産婦人科 歌川 宜三
 婦人科 村山 清吉
 眼科 細谷 静雄

▲高田病院(電六)
 高田市西城町二丁目
 院長 天野 富太郎

▲新尾立病院(電二四)
 古志郡新尾町
 院長(外科) 木村 玄夫
 院長(内科) 藤野 君 健男
 院長(内科) 竹内 信藏
 副院長(内科) 守友 豊治
 外科 三澤 隆

耳鼻科 丸山榮郎
 小児科 大行 忠三

▲小千谷協賛組合病院
 北小千谷町(電一五)
 院長(内科) 宮内 弘
 産婦人科 鈴木 嘉六
 外科 中山 一郎
 同 入澤 邦彰

▲堀之内分院
 淺野 泰
 石上伊一郎

▲新井町協賛組合病院
 院長 藤村 東夫
 内科 同
 外科 同
 産婦人科 同
 耳鼻科 同
 眼科 同

▲在波病院
 院長 佐野 健雄
 副院長(外科) 伊藤清太郎
 耳鼻科 石母田壽夫
 眼科 藤原 耀次

▲私立聖誠堂病院
 中魚十日町
 院長 菅坂 藤藏
 副院長 丸山 泰雄
 藥劑師 仲林 素司
 職員 高橋 俊雄
 職員 坂本 武夫

▲石丸眼科病院(電五)
 三島板町
 院長 三島 重信
 副院長 藤野 石丸 信次

▲松林病院(電三)
 北浦新設田町
 院長 松林 清廣
 副院長 同 唐津 英作
 外科 同 高橋 健彦
 内科小児科 同

▲桂病院(電三)
 北浦新設田町材木町
 院長 任 重博
 外科 中野 喜一
 内科小児科 深井 定子

▲公立魚沼共済病院(電九)
 北魚沼郡小出町
 院長 齋藤 時雄
 副院長 同 庭山 政次
 同 齋藤 士 小林誠之助

▲新潟縣醫師會
 會長 布川 興策
 副會長 藤林 道徳
 同 今井 深

▲日本醫師會議員
 (二六、九月末)
 正 員 藤林 道徳
 副 員 布川 興策
 今井 深
 藤林 道徳
 坂井 信

交通通信

國有鐵道と船舶に二十四時間制採用

八田鐵道は六月十六日の定例開議に於て國有鐵道では十月一日から翌坊上二十四時間制を採用し午前午後と呼稱を廢止する旨説明を求めたが、従來陸海軍關係を始め鮮滿支の鐵道でも二十四時間制を採用して能率増進上大いに成果をあげてゐる、鐵道省でも右により大陸間に重關係等の運送が更に緊密となり、輸送上の事務刷新と能率増進が期待されてゐる、海務院でも呼應して十月十一日から定期航路の船舶に同様に二十四時間制を採用することになり八月四日各地方海務局長宛通牒を發した

急行、優待料金値上

戰時財源増強の重要國策を盛る國鐵運賃の値上げに先だち鐵道省では急行、優待料金の値上げ及びこれに伴ふ新設通行税の徴收をすべく十一月二十九日附官報で告示、一月一日から實施した、新料金について見ると急行券は従來の約倍額、優待券が約八割の値上げ、ま

大急行通行券は従來一律に二階課税であつたのが新たに三等に二階二等二階、一等三階と改正、優待券にも通行税を新設、急行券と同割合の課税が加はり(但し現在列車には三等優待が連結されてゐないから汽船の三等優待利用の課税とされる)等級が高ければ額の大幅値上げはこの改正の動向を生かした點である

新料金表

一、急行料金

▲普通急行料金 3等一圓五十錢、2等二圓、1等四圓五十錢(以上四百キロまで) 3等二圓、2等四圓、1等六圓(以上四百一キロ以上)

▲特別急行料金 3等二圓三十錢、2等四圓五十錢、1等六圓八十錢(四百キロまで) 3等三圓、2等六圓、1等九圓(四百一キロ以上)

▲列車優待料金 2等 上段 五圓(現在三圓)下段八圓(同四圓五十錢) 2等特別室上段七圓(四圓)

二、優待料金

▲普通優待 3等十五錢、2等六十錢、1等一圓三十五錢(四百キロまで) 3等二十錢、2等八十錢、1等一圓八十錢(四百一キロ以上)

▲特別急行優待 3等二十錢、2等九十錢、1等二圓(四百キロまで) 3等三十錢、2等一圓二十錢、1等二圓七十錢(四百一キロ以上)

▲同子供優待 3等十錢、2等四十錢、1等一圓(四百キロまで) 3等十五錢、2等六十錢、1等一圓三十五錢(四百一キロ以上)

▲同子供優待 3等十錢、2等四十錢、1等一圓(四百キロまで) 3等十五錢、2等六十錢、1等一圓三十五錢(四百一キロ以上)

▲列車の場合 上段 2等一圓、2等特別室一圓四十錢、1等二圓

鐵道運輸現行は鐵道營業法の委任に基いて明治三十三年省令を以て改正せられ、その後九回に亘つて部分的な改正が行はれて來たが現下の幅帯を極める交通運送を同様に遂行するためには不十分な點があるので鐵道省では二月に至り全面的な改正を加へ四月一日から施行した改正要目は次の通りである

一、客車便による小 貨物の廢止
 客車便による荷物運送は小荷物運送と手荷物運送の二種類であつたが旅客、貨物兩運送力の合理的調整を圖るため手荷物運送を除いては客車便による運送を廢止し全部貨物運送に統合した

二、賠償額の引上げ 賠償額の表示のない託送手荷物、高價品及び動物の損害賠償に關する制限は現下の經濟事情に即應しないため旅客、荷主にとつて甚だ不利な場合も生ずるから賠償指數其他の事情を考慮して其賠償額

四、優待券通行税

▲汽船の場合 關釜間上段 3等二十五錢、2等五十錢、下段 3等二十五錢、2等五十錢、青函間 2等上段四十錢、同下段五十錢、惟泊間 2等上段五十錢、同下段七十錢

▲汽船の場合 關釜間上段 3等二十五錢、2等五十錢、下段 3等二十五錢、2等五十錢、青函間 2等上段四十錢、同下段五十錢、惟泊間 2等上段五十錢、同下段七十錢

價額を約二倍に引上げる、即ち託送小荷物運賃一人につき五百五十圓であったのを一個につき三百圓に引上げ(但し旅客一人につき五百圓を最高額とする)高價品は一キログラム(容器運賃を含む)迄毎に一圓を二圓、一口最高額五百五十圓を三百圓に引上げ、動物は牛馬一頭につき百二十圓を二百四十圓、豚三十圓を六十圓、豚、鶏羊二十圓を四十圓、その他動物一キログラムにつき五十圓を二圓(一口最高額五十圓を百圓)にそれぞれ引上げる。

三、公費に關する規程 託送を受ける手荷物又は貨物が損傷する虞がある時は、運賃は速かに荷主に對してその處分につき損害を求めるところとし、もし損害が無い時は損害を受け除給が無い場合は運賃は荷主のために適當な公費處分を行ふことを得ることとし、運送品の損傷による荷物の損害を能く限り少くする。

四、通し運送の規程 外國、外地又はそれらの地域に至る船舶との通し運送については内地の運送と種々異なる事情があるので、これらの通し運送については特に鐵道大臣の認可を受け、それと特殊事情に適應した取扱をなし得るやうにして旅客と荷主の便宜を図る。

鐵道運賃引上主要綱

運賃省では後述共全面的な新料金實施を二月二十四日發表、四月一日から實施した。

△旅客運賃

「普通旅客運賃」一、從來の賃率に七割程に分れた運賃階級制を採用してゐたが、これを二階程とし、百五十斤以下は一割二錢、百五十斤以上を一割一錢とした。従つて料金は百五十斤迄は軒數の倍、百五十斤からは軒數に百五十斤を加へると簡單に算出出来る。但しこの場合計算上の噸數を切上げて五錢又は十錢とするから例へば百五十斤の料金は三圓一錢の代りに三圓五錢となり百五十斤の場合同じとなり、百五十斤の場合同様百六十斤と同じ三圓十錢となる。

一、最低運賃は從來の三分分(大人五錢、小兒二錢)を五分分(大人十錢、小兒五錢)とした。

一、座席率は一、二等が約二割、三等が二割八分となり、例へば東京から大阪まで二等普通急行特等下段で行くと概共三千三百五十錢となり、改正前の十九圓八十錢に比べ倍近い値上げ、また上野青森間二等急行の場合は改正前の八圓

八十錢が十二圓十錢となつた。

△定期乗車券 一、社會的特別性を考慮して積極的な値上げはせず普通運賃との幅を保持する程度に止めた、従つて大体一般二割二分學生一割五分、工員一割五分の引上げとなつた。

一、發賣期間は從來の三分乃至百五十斤を五斤乃至百斤とし、從來の職工定期券を工資定期券と改めその範圍を勞務手帳所持者に擴張また通用期間は「賃、學生共一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月の三種とした。」「回数乗車券」從來の記名式を無記名式とし割引率五分、通用期間六ヶ月、券數二千片、區間は百斤以内となつた。

一、特定電車區間運賃「從來東京及び大阪で實施してゐた省線區間特等運賃は最低五錢を千錢に引上げる外は大体從來通りとした。

△手荷物(テツキ)關係 一、託送の物品の範圍を縮小、旅客に必要な物だけに制限した、従つて從來のやうに風呂桶を手荷物として送ることには出来ない。

一、從來の附隨小荷物制度を廢止し、その中大、自轉車及び商品に限り有料手荷物として手荷物の範圍に入れた。

一、容量制限も縮小し、原則として一圓の長さ二米、容積〇、五立

七〇

方米、重量二十斤(日滿支線路のもの六十斤)以内とした。

一、從來は等級により前運送の制限を制限したが、改正ではすべて旅客一人につき一圓まで無償とし、二圓以上は一圓につき二百斤まで五十錢、五百斤まで一圓、五百斤以上は五百斤までを増す毎に五十錢を加へることとした。

△貨物關係

一、從來客車便で送つてゐた小荷物は「荷物取扱貨物」とし、車上での都合で旅客列車のほか貨物列車でも送ることとしたので到着が幾分遅れることがある。

一、容量の制限を重量十斤(日滿支線路のものは三十斤)長さ二米容積〇、三五方米に引上げたが牛乳及び公益上急遽を要するものはこの制限以上でも扱ふ。

一、運賃は五分刻みとし、最低運賃は從來の十五錢を二十五錢に引上げた。

縣内汽車運賃見取

試みに新潟縣から各主要縣への新運賃(和共)を示せば次の通りである。

△上越線

| | | |
|------|------|------|
| 東京市内 | 五圓五五 | 四圓八五 |
| 高崎 | 四、三五 | 三、五五 |
| 水上 | 三、七五 | 二、九五 |

| | | |
|------|------|------|
| 鶴後川口 | 一、九五 | 一、五〇 |
| 六日町 | 二、五五 | 一、九〇 |
| 東京市内 | 六、五〇 | 五、七〇 |
| 長野 | 四、一五 | 三、三五 |
| 直江津 | 三、一〇 | 二、三五 |
| 柏崎 | 二、二〇 | 一、七〇 |
| 高崎 | 三、二〇 | 二、四〇 |
| 長岡 | 一、四〇 | 一、〇三 |
| 東三條 | 九、〇〇 | 六、八〇 |
| 新津 | 三、五〇 | 三、〇〇 |
| 龜田 | 二、〇〇 | 一、五〇 |
| 會津若松 | 二、九〇 | 二、二〇 |
| 日谷 | 一、三五 | 一、〇三 |
| 津川 | 一、二〇 | 八、八〇 |
| 五泉 | 一、五五 | 四、五〇 |
| 新發田 | 一、三五 | 一、〇三 |
| 坂町 | 一、六〇 | 一、〇三 |
| 村上 | 三、四〇 | 二、五五 |
| 酒田 | 三、八五 | 三、〇五 |
| 秋田 | 四、九〇 | 四、一五 |
| 青森 | 六、九五 | 六、〇五 |
| 金澤 | 五、四〇 | 四、七〇 |
| 大坂市内 | 八、七〇 | 七、四〇 |
| 京都市内 | 八、二五 | 七、一〇 |

交通通信

| | | |
|-------|------|------|
| 名古屋市内 | 六、九〇 | 五、九五 |
| 下關 | 一、四〇 | 一、〇〇 |
| 内野 | 二、五〇 | 二、〇〇 |
| 西吉田 | 六、五〇 | 五、〇〇 |
| 彌彦 | 七、五〇 | 六、〇〇 |
| 東三條 | 九、五〇 | 七、三〇 |
| 地蔵堂 | 八、〇〇 | 六、〇〇 |
| 柏崎 | 一、八〇 | 一、〇四 |

新潟電鐵運賃改正

新潟電鐵會社では各線の旅客運賃引上げに伴ひ四月一日から左の如く新運賃制を實施した。

| | | |
|-----|------|------|
| 縣前 | 二、〇〇 | (据置) |
| 大野 | 一、五〇 | (二〇) |
| 新大野 | 一、五〇 | (四〇) |
| 味方 | 四、五〇 | (四〇) |
| 白根 | 六、〇〇 | (五五) |
| 六分 | 七、五〇 | (六〇) |
| 白根 | 四、〇〇 | (据置) |
| 月洞 | 三、〇〇 | (同) |
| 六分 | 二、五〇 | (二〇) |
| 新飯田 | 二、〇〇 | (一五) |
| 灰方 | 一、〇〇 | (据置) |
| 白根 | 一、五〇 | (二〇) |
| 縣前 | 一、〇〇 | (一五) |

△回数券運賃は現行のものに停止し新たに無記名式二千片(五分引)

通用期間六ヶ月とした。

△定期券運賃は普通、學生定期共十二ヶ月を期限同様に一ヶ月定期券を大体据置き三ヶ月及六ヶ月定期券を一割より二割程度引上げた。

◆改正値段

| | | |
|----|-------|-------|
| 等級 | 改正値段 | 從來値段 |
| 一等 | 四圓五十錢 | 三圓五十錢 |
| 二等 | 三圓三十錢 | 二圓五十錢 |
| 三等 | 一圓八十錢 | 一圓五十錢 |
| 一等 | 三圓八十錢 | 二圓二十錢 |
| 二等 | 二圓七十錢 | 一圓九十錢 |
| 三等 | 一圓五十錢 | 一圓十錢 |
| 一等 | 五圓 | 三圓六十錢 |
| 二等 | 三圓六十錢 | 二圓六十錢 |
| 三等 | 一圓 | 一圓六十錢 |
| 一等 | 五圓三十錢 | 三圓七十錢 |

二等 三圓六十錢 二圓七十錢

三等 一圓十錢 一圓七十錢

△小水、直江津間

一等 四圓八十錢 三圓

二等 三圓四十錢 二圓二十錢

三等 二圓九十錢 一圓五十錢

バス事業の再編進行

臨時下陸上輸送力の増強を圖るため全國のバス事業を根本的に再編成すべく八田鐵相は八月廿一日の閣議に大綱を報告演説を求め同日各地方長官宛左の要綱を通報したが統合實施に當つては強制的色彩を避けるため陸運統制令はこれを背後の眼みとする程度に止め、特にその變動を行はず自主的統合を行はしめる方針である。

(一) 地方交通事情に即應し各道府縣を一ないし數個の交通區に分ち當該交通區毎に事業の統合を行う。

(二) 各交通區において事業の基礎、運賃の規模を備せるものを選定し、これを主体として事業の譲渡または會社の合併をなすしめる、もし主体として適當なものがない場合は新會社を設立せしめる。

(三) 統合の實施は地方長官をしてこれをなさしめるが、その具體的措置は鐵道省と緊密なる連絡を要する。

發生及檢舉數

(昭和十六年)
本年 前年以 計
事件 前事件

犯罪者教育程度

(昭和十六年)
男 女
無教育者 一三〇 一三九
自己の氏名を 三八〇 一三四
記し得る程度 七五五六 七〇七

建築物火災數

(昭和十六年)
度數 五八七
世帯數 四四一
損害見額 三、三三六、九七一圓
死傷人員 八八

主要原因別火災調

(昭和十六年)
原因 市街地 村落地 計
行火炬煙 三三二 四〇 七二
取 灰 一四 七 九一

新潟少年保護會

會長 新潟地方裁 中村 憲平
副會長 新潟縣知事 土田 章平
顧問 新潟地方裁判所長 兩角 誠英
新潟縣市長會長 井上 英
新潟縣町村長會長 佐藤 芳男
(事務所) 新潟地方裁判所檢事局
(電話) 二八〇〇

新潟縣保護聯合會

(新潟市西大洞町)
(電話) 七五七番
會長 新潟地裁檢事正 中村 憲平
副會長 新潟地裁檢事 山本 作藏
理事 新潟地裁檢事 鈴木 常吉
同 新潟市長 井上 英
同 新潟市長 松井 郡治
同 新潟市議會議長 藤田 一榮
同 新潟市議會議員 長谷川 三郎
同 新潟市議會議員 伊藤 博夫

新潟辯護士會

(新潟市醫學町)
(電話) 七五七番
會長 今成留之助
理事 廣島 一郎
副理事 井出 智
同 長谷川 憲
同 堀川 龍藏
同 樋口 正勝
同 藤原 吉時

農 業

食糧増産指導本部活動狀況

新潟縣として未開の増産目標額
米(水、陸稻)四百二十一万六千
五百〇五石を始め粟、大小豆、
甘藷、馬鈴薯、蕎麥、玉蜀黍等何れ
も夫々大目標を樹て敢然として、
之れに突進し、前年の不成績をも
併せて補ふべく諸般の計畫と準備
を爲せしが、縣食糧増産指導本部
は先づ、その組織、機構を改め、
三部門制に改組せり、即ち
一、企画部
二、指導部
三、調査部
にして、指導部は、各部毎
に擔任者を定め、責任指導を行ふ
の方針を定めたり
以上の機構の運用と関連を有す
る全縣約八千名の共勵委員の實情
を調査し、適當ならざる者は解任し
て適任者を任用せり
更に耕種改善事業、施肥事業を
地域別に設計し、技術を總動員して

業

目標達成に努む、而してこれが實
行を適期に確實ならしむるため毎
月食糧増産「定期協議會」を開催
し前月協定事項の報告と毎月爲す
べき行事の打合せを行ひ、これを
部、町村、部落、農家個人と系統
的に徹底せしむる方法をとり食糧
増産上必要なる月別の事項は縣に
おいて協定指示せば一週間に於て
殆くも農家個々に到達することゝ
せり
農家個々に對して毎月必行事
項は食糧増産「月報」を發行して
部落協議會の議案ならしむると共に
各戸に配付して農家の經營指針た
らしむ
全縣に亘りて勵行の必要ある事
項、即ち稻熱病防除、二化螟虫探
察、二化螟虫被害防除、堆肥増
産のため一斉堆肥積込等の「實行
週刊」を定め勵行せしめたり
十七年度増産指導本部の實績を
顧るに早敷、浮塵子対策としての
石油散布、稻熱病に對しての葉面
の散布、二化螟虫の探察、被害葉
摘除等の問題は何れも先手々々を
打つた關係上確かに劣少くして効
多き結果を得たることは農家各位

本縣農業保險の概況(十七年度)

一、農業保險組合及同聯合會の設
立狀況
農業保險組合及同聯合會の設置は
事業創設當時(昭和十四年)の計
置に依れば昭和十八年度を以て完
成せしむる豫定なりしところ時局
の進展に伴ひ國內態勢を急遽整備
する必要上一ヶ年繰上り本年四月
迄に縣下十六郡に亘り各郡に農業
保險組合の設立を見、被保險面積
二千萬町歩を超え保費金額二千萬
圓に達せんとし茲に本縣農業保險
網の完成を見るに至れり
二、被保險農作物及保費金額
被保險農作物は水稻、桑葉、麥の
三種類なるが各農作物別被保險面
積及保費金額(見込)左の如し
被保險 反 保費金額
水稻 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇
桑葉 七〇、〇〇〇 七〇、〇〇〇
麥 五〇、〇〇〇 五〇、〇〇〇

新潟縣農會活動

概況(昭和十七年度)
一、昭和十七年度縣農會活動方針
本縣系統農會の活動方針としては
農業増産の行手を阻む各種懸念に
對して之が克服のための總ゆる
事業を總動員して、戦時下農會の
最高使命たる農業増産達成に全力
を傾注せんとするにあり、本年度
の縣農會の事業体系も以上の如き
見地から再整備し、之が刷新を圖
つたが、その事業の主要なるもの
を上ぐれば次の如くである
一、綜合食糧増産部活動方針
本年度本會事業の樞軸をなすもの
にして、縣下六十の部落農會團體
を總動員して、本動員會に義務的
參加を促し、五種目の農作物の部

差別増産計画を努力、肥料、栽培管理全般に亘つて樹立せしめ、系統農會並に縣農事、農場係官の協力を得て増産成績優良なるものを表彰する。

二、農業生産統制令實施指導 戦時下農業増産達成のため農會に對して、國家の與へた一つの統制權であつて農業生産統制は今後の農村指導に一時期を劃するものであり、戦時下統制經濟進行の農村的一翼をなすもので本統制會の主眼とするところは市町村農會に對して農業生産計畫を樹立せしめ、この計畫實現のため、必要ある場合は努力に關しては農會の統制、共同作業、移動努力の統制及び農具、役畜の移動並びに利用方法の統制を認め、主要農作物に關してはその作付面積、その栽培方法等の統制を農會をして發動することゝ認められたものである、本年度本會において發動せる統制項目は次の如くである。

- 第一 夏季作業
 - (一) 稻熱病共同防除
 - (二) 堆肥一齊積込
 - (三) 稻粟由被害莖一齊摘採
 - (四) 紫雲英一齊播種
- 第二 秋季作業
 - (一) 麥類防核共同防除

(二) 麥類一齊播種
三、共同作業、共同炊事、共同保育指導
春期に於ける實施成績は次の如し
共同作業 縣下全部落に於いて實施す

- 共同炊事 一、三〇〇ヶ所
- 共同保育 一、〇五〇ヶ所
- 四、農村婦人農作業推進授會 主要農作業に就て左記の通り婦人農作業の受授會を組織
 - (一) 女子牛耕授會
 - (二) 女子田植授會
 - (三) 女子草刈授會
 - (四) 女子稻刈授會
- 五、堆肥生産倍加運動 堆肥生産倍加運動を繰、農事試驗場と協力實施し、併せて全國堆肥品評會に参加せしめ活潑なる運動を展開
- 六、有畜農業指導 本年度より特に有畜農業指導の専任技師を新設無畜農村解消に乗り出す
- 七、適正規模安定農家に關する調査
- 八、農産物出荷統制 農産物の各般に亘り配給統制規則の實施を見米穀、麥類を始め雜穀、糠類、青果物及其他の農産物に在りては統制の基礎を農會の出荷計測に置くので農會は其の出荷統制の完備を

期する爲め之れが舊日の徹底、適正なる計畫の樹立、出荷の促進、團圓なる輸送計畫等につき施設を講ずると共に指導奮勵を加へつゝある。

早期供出米に獎勵金

米穀年度末の米穀供給状況は外米の輸入が極めて順調である外米の増産もまた好成績のため何等不安なく圓滑に推移する見込みであるが農林省では今回増産期對策に於て是迄の増産を踏まへて十七年度産米の早期買上げを實施すべく九月十七日初旬關係道府縣地方長官宛通牒を發し早期供出米に對しては獎勵金を交付することに於て、その方法は十月十日迄に供出される本年度産米に就ては食糧管理特別會計より石當り六十錢、十月末日迄に供出する分には同じく四十錢の獎勵金を交付するもので、右早期供出米の團圓が地方は大体早場早産地であるが在年度の早場米十萬石、割當地方十五萬石(獎勵金額六十五萬圓)を約二百二十萬石(道二千二百萬石)に擴大し昨年の如く獎勵金の總額に限度を設けず右以外の地方に於ても十月末日迄に供出するものには同様獎勵金

を交付するもので早期供出を全國管理米に亘つて促進せんとする點に於て特に注目される措置である。

本縣米收高

縣統計課では三月十三日十六年度産米實收高を發表した、これによれば實收高は
水稲 三、六三〇、七二七石
陸稻 四、六四〇石
計 三、六三五、三五七石
これを前年實收高に比すれば
水稲 五八〇、九三三石減
(一割二分八厘)
陸稻 三、八一二石減
(四割五分一厘)
計 五八四、七四四石減
(一割二分九厘)
之が作付段別は二九五、八七二町歩で前年に比し二町七段を増加した
縣農務課ではこの收量に基きリストを作成、縣下四百ヶ村を實收成績に依りABCの三級に分別したAは生産目標に對する實收額百%以上、Pは百%一七〇%、Cは七十%未満
農務課企業部別の成績表は左の如くである。
實收高生産目標割合分頭
北浦 五〇、六〇、六三、七、B

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 中浦 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 岩船 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 新潟市 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 西浦 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 南浦 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 三島 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 古志 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 長岡 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 三條 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 北魚 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 南魚 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 中魚 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 刈羽 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 東頭 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 中頭 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 佐渡 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 西頭 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 高田 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |
| 柏崎 | 一、〇六、三 | 三、〇三、三 | 三、〇三、三 |

本年度二萬二千四百二十五石でこれが増産計畫は耕地事業のほか桑園整理、後作品種の改善、病虫害防除等により達成せんとするものであるが、縣農務課ではこれに再檢討を加へ目標額を四萬二千一萬六千五百五石と改訂發表した

農業従事者一
(縣農會調査)
一人當所得 同日
昭七 一〇四八四 六三
昭八 一三五一〇 七八
昭九 六三三八八 四一
昭十 二二八五八 一四一
昭十一 二七八四四 一三二
昭十二 三四八三三 一六六
昭十三 二六七八六 一三五
昭十四 四四四六五 一九四
昭十五 五四一四九 二二一

小作米取扱方法
米穀國家管理實施要綱の改正に伴ひ縣では左の小作米取扱方法を三月五日各市町村長、市町村農會長、産出長、警察署長、市町村農地委員連立に示達した
一、地主の管理米は小作人において小作人の居住する市町村の政府

指定倉庫に入庫し産業組合より發行する地主名義入庫米を(除く)を地主に持参し小作米の納入に充つること
二、地主は小作米(指定倉庫入庫米を含む)を受取りたる時は必ず小作人に對し受領書を交付すること
三、地主の保有米になりたる小作米に對する地主の受領書は小作人において米穀管理事務取扱員に之を提示し確認を求めて置くこと
四、地主の保有米となるべき小作米に對しては米穀検査の陸管理米蓋印の捺印を受けざることを
五、小作米の輸米は(十)に依る價格に代り代金納するも差支へなきこと
六、小作米の受渡しにおいて六十キログラムは四十キログラムとして取扱ふこと、但し格差及び獎勵金額は各制に準じて行ふこと
七、米穀管理制度に依る管理米數額の決定は小作人にありてはその實收高より自家保有米及び小作米の數量を控除したる殘額なりとするも茲に謂ふ小作米は實納小作米の數量なるを以て若し香米米決定の時期までに小作米減額を決定するの見込みなき場合においては其の争ひとなれる部分は之を切り

難し、その部分を一體小作人の名義において供出し争ひとならざる部分は地主名義に於て供出する事
八、從來の小作米等級は左表に示す新四等級制の該當等級に相當するものとして取扱ふこと(カッコ内は從來の等級數を示す)
△一等上(一等並に並上一二等)
△二等(並一三等) △三等(並一上等) △等外(格外一等外)
九、等級改正に伴ひ補償金額に依る額を下らざる額を支給すること
(イ) 新制二等米に對しては舊制並下(四等)に對し支給せし額
(ロ) 新制二等米に對しては舊制並(三等)同上(ハ) 新制一等米に對しては舊制上(一等) 舊制並上(二等) 同上の既往實績に依り算定せる額、但し實績なき場合は兩者相半ばするものとして算定せる額
十、小作料を米穀を以て支拂、契約の場合においてこれを時價を以て代金納する場合の價格は定められたる品等に相當する米穀の政府買上げ價格(生産検査價單儀二等米は十七圓十四錢)より出荷に要する諸掛(取扱ひ團體の手感料及び取扱ひ團體の定めたる出荷に要する諸掛)を控除せる額
十一、小作契約において小作料を

時價又は生産者先相場で依り代金納する定めある場合において代金納する場合の価格は、縣内價格（生産検査單位三等米は十六圓五十錢）に依るものとす小作料の標準金額の決定せるものはその決定額に依りその決定額が縣内價格以上に及ぶものは縣内價格に依るものとす

縣下農地開發事業施行豫定概要

(昭和十七年度)

農地開發機關設立初年度たる昭和

| 地區名 | 開發總面積 | | 本年度開發豫定 | | 摘要 |
|----------|-------|---|---------|---|---------|
| | 田 | 畑 | 田 | 畑 | |
| 北浦築地村 | 丁 | 丁 | 丁 | 丁 | 本年度完成豫定 |
| | 一七 | 七 | 一七 | 七 | |
| 中浦川東村田圃 | 五 | 一 | 五 | 一 | 同 |
| | 五 | 一 | 五 | 一 | |
| 中浦横越村小杉 | 五 | 七 | 五 | 七 | 同 |
| | 五 | 七 | 五 | 七 | |
| 北浦京ヶ瀬村横越 | 五 | 一 | 五 | 一 | 同 |
| | 五 | 一 | 五 | 一 | |
| 西浦島上村横田 | 七 | 六 | 七 | 六 | 同 |
| | 七 | 六 | 七 | 六 | |
| 南浦中之島村末寶 | 六 | 五 | 六 | 五 | 同 |
| | 六 | 五 | 六 | 五 | |
| 南浦中之島村西野 | 一 | 五 | 一 | 五 | 同 |
| | 一 | 五 | 一 | 五 | |
| 中之島村西野 | 一 | 五 | 一 | 五 | 同 |
| | 一 | 五 | 一 | 五 | |
| 計 | 四 | 五 | 四 | 五 | |
| | 五 | 七 | 五 | 七 | |
| | 九 | 二 | 九 | 二 | |
| | 五 | 四 | 五 | 四 | |
| | 九 | 二 | 九 | 二 | |
| | 五 | 四 | 五 | 四 | |

十六年度指定事業に於ては指定地區十ヶ所中工事に着手したるもの七地區の開發事業であつて南浦原郡中之島村西野地區を除く六地區は竣工全部を完了して本年度に全工事を終り西野地區は開發面積も相當大であると共に害虫の罹患地であつて工事期間も短い關係上更に昭和十八年度へ相當の工事費を豫定である、而して十八年度に於ては水約七六〇餘石、甘露、馬鈴薯等を二十萬圓内外増産し得る見込である、地區別施行豫定面積を示せば次の通り

本縣農家經濟狀況

(縣農會調査)

| 年 度 | 農家收入 | 支 出 | 所 得 | 資 本 | 備 考 |
|-----|---------|---------|---------|---------|-----|
| | | | | | |
| 七 | 一、三三〇、八 | 七、九〇〇、〇 | 五、五〇〇、〇 | 六、五〇〇、〇 | |
| 八 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 九 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十一 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十二 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十三 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十四 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |
| 十五 | 一、四〇〇、〇 | 八、〇〇〇、〇 | 六、六〇〇、〇 | 七、〇〇〇、〇 | |

次に昭和十七年度指定事業は未だ農林省關係の手續了せず正式指定には至らないが縣農地委員會の諮問を経たる西頭城郡米魚川町、中魚沼郡水澤村外二ヶ村及南魚沼郡六日町外二ヶ村の三地區が指定される見込であるから之等についても充分成績を揚ぐるべく努力する者であるが其の開發總面積は次の通り

| 地區名 | 田 | 畑 | 計 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|-----|-------------------|
| 西頭城郡 米魚川町 | 丁 | 丁 | 丁 | 本年度に於ては開畑二〇〇町施行見込 |
| | 一五 | 一五 | 五〇 | |
| 中魚沼郡 水澤村外二ヶ村 | 一 | 二 | 三 | 同 |
| | 一〇〇 | 一〇〇 | 二〇〇 | |
| 南魚沼郡 六日町外二ヶ村 | 六 | 〇 | 六 | 同 |
| | 六〇〇 | 〇 | 六〇〇 | |
| 計 | 六 | 一 | 七 | 水源設備に着手する見込 |
| | 六五 | 一 | 六六 | |
| | 三三 | 五 | 三八 | |
| | 八五 | 〇 | 八五 | |

縣農業協力會 實施事業

(昭和十七年度)

- 一、農事實行組合未設置部を縣消運動、加農團體の一体協力運動を本年三月より四月にかけて展開、六十部等に農事實行組合の設立を促す(本運動開始前の實行組合数は約一千)
- 二、共同貯蓄、共同貯蓄所開設補助
- 三、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 四、共同貯蓄所、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 五、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 六、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 七、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 八、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 九、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現
- 十、共同貯蓄、昨秋實施組合數四百、本年春季は一千三百ヶ所實現

食糧増産競技會

米の部

- 國民食糧確保、國策推進の一環たりしめるべく十六年春季本縣が發表した食糧増産競技會は關係各方面の協力を參加農家の敢闘によつて有餘の成果を収めたが米の部は數次に亘る競争を経て四月廿七日の最終審査委員會に於て總量二千六百點(米穀)中から先づ左の四十農家を選定
- △中浦 石井可久以、柴澤厚
 - △刈羽 田中熊太郎
 - △南魚 桑原直治、佐藤安元、金津定治、内山保
 - △南浦 酒井盛三郎、岩崎隆雄、坂井文治、内山勘作
 - △北浦 服部隆雄、小黒平太、酒井和助、小林秀雄、原吉平、坂井一郎、齋藤平治
 - △西浦 下村太郎平、富澤文二郎、伊藤英助、櫻井誠二、高木平太郎、松井米助、柴山作治、小林

- 富田郡、皆澤吉一
- △中魚 小林與七、藤田誠一、庭野久四郎
 - △佐渡 三浦貞一
 - △北魚 實山政隆、大淵貞松
 - △三島 長谷川長三、支間嘉平治
 - △岩崎 工藤長次郎、矢田浩太
 - △東頭 市川今五郎
 - △西頭 川合佐吉
- 更に嚴密な検討を加へた結果左の如く入選順位を決定、五月四日新潟市公會堂に於て米産主國の最高榮譽を授けた輝く増産農士三十七農家の表彰式を挙げて了した
- △一等(表彰状、賞金五百圓)一名
中浦 横越村 石井可久以
 - △二等(表彰状、賞金五十圓)五名
中魚 上野村 小林與七
刈羽 上小國村 田中熊太郎
北魚 貝野村 藤田誠一
南魚 紫雲寺村 原 吉平
南浦 新淵村 齋藤 寛三
 - △三等(表彰状、賞金十圓)八名
南魚 鹽澤町 桑原 直治
北浦 神山村 服部 隆雄
中浦 横越村 柴澤 厚
西浦 島上村 下村太郎平
三島 西越村 支間嘉平治
北浦 長浦村 坂井 一郎
南浦 大面村 岩崎 隆雄
同 中之島村 坂井 文治

- △四等表彰状、記念品五三名
- 南魚 六日町 佐藤 元安
 - 南魚 今 町 酒井盛三郎
 - 北魚 飯神村 實山 政隆
 - 中魚 十日町 庭野久四郎
 - 同 降岡村 倉澤文二郎
 - 同 伊藤 榮助
 - 同 米納津村 飯所 誠二
 - 同 桐島村 長谷川長三
 - 同 高木平太郎
 - 同 長浦村 小黒 平太
 - 同 松長村 松井 米助
 - 同 柴山 作治
 - 同 小島村 小林富治郎
 - 同 工藤長次郎
 - 同 市川今五郎
 - 同 小林 秀雄
 - 同 齋藤平治
 - 同 内山 勘作
 - 同 川合 佐吉
 - 同 木浦村 内山 保
 - 同 平林村 矢田 浩太
 - 同 六日町 金澤 定治
 - 同 大谷村 内山 保
 - 同 小吉村 皆澤 吾一
- △特賞(一名)
一、縣知事賞 農相推薦額
中浦横越村木津 石井可久以
二、縣農會賞 農相推薦額
中魚上野村上野 小林 與七
- △麥の部
麥の部も亦嚴密に競争を請けて五

石一四五%

△耕地改良(二〇〇%) 既設増産

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

△農産物(二九〇) 三石一四八

小麦 五萬八百五十二石

の生産を實現、更に於ても従来の

消費額たる立派を二割して生産額

に増進しようといふ構想である

三月二十五日開催の農務委員

員會において左の如く各種農産の

生産目標を決定した

△胡瓜(反産額四百六十貫) 四

百七十九貫七十八貫△茄子(反

産額四百三十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△ほうろく(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△人参(反産額二

百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

二百四十貫) 八百九十五貫

八百五十五貫△かぼち(反産額

八六

北魚沼山山村出中

1 自給肥料中堆肥の増産に付一設

の指導奨励に努め好成績を収め

たり

2 稻熱病防除については率先實行

部若民の指導に當り爲に悪天候

に拘らず同部落は六分の増産を

収めたり

3 甘藷育苗圃を備當し甘藷の増産

を奨励す

4 その他水稲育苗圃を備當し村

民をして品種の選擇に導きな

らしめたり

中野城谷村 齋藤 保

1 共進委員として熱心部若民を指

導す

2 自給肥料就中糞糞の増反を奨

励しこれが普及に好成績を収め

たり、家畜の奨励をなし堆肥

の増産に努め好成績を得たり

3 部落全農家に農薬經營の記録を

奨励したり

4 耕種改善基車動行に就いては大

いに努力し好成績を得たり

縣農工品生産量

本縣における十六年度の農工品生

産総額七月二日左の如く縣農務

課から發表された(検査成績によ

る)

△産(十八種) 數量五十一萬四千

東浦 佐藤 義雄 石川 義太郎

三島 平島 勘次 久美 彌

古志 田邊 孫市 五十嵐 五郎

北魚 古田 和太郎 野澤 知重

藤原 上村 守東 渡邊 太郎

中魚 岡田 正平 山口 孝一

川羽 石黒 大次郎 高橋 誠一

東頭 藤崎 一治 高橋 貞一

中頭 内山 平治 小林 剛

西頭 高橋 順作 板田 貞次郎

岩船 佐藤 泰造 和出 松五郎

佐藤 高橋 幸吉 安部 邦太郎

八七

蠶絲業

本縣蠶絲業の現状

第一 蠶糸業統制法と

の蠶糸業統制法と

支那事變の進展と共に日獨伊三國

條約の成立を契機として生糸は外

國依存より脱却し國內蠶糸業の

充足に轉換し得るの機構を整備す

るの必要上蠶糸業統制法の制定を

見、斯くて昭和十六年四月蠶糸業

統制法公布實施せらるゝに至つて

蠶糸業全体を通じて生産統制輸出

東浦 佐藤 義雄 石川 義太郎

三島 平島 勘次 久美 彌

古志 田邊 孫市 五十嵐 五郎

北魚 古田 和太郎 野澤 知重

藤原 上村 守東 渡邊 太郎

中魚 岡田 正平 山口 孝一

川羽 石黒 大次郎 高橋 誠一

東頭 藤崎 一治 高橋 貞一

中頭 内山 平治 小林 剛

西頭 高橋 順作 板田 貞次郎

岩船 佐藤 泰造 和出 松五郎

佐藤 高橋 幸吉 安部 邦太郎

新岡 井上 英 佐藤 邦太郎

長岡 新保 忠造 佐藤 邦太郎

高田 中川 潤治 小川 正治

三條 吉田 文治郎 高野 輝一

柏崎 中村 松平 三井田 虎一郎

金子 政治 岩田 怡一

高山 新一 富所 太三郎

島岡 七郎 櫻谷 末市

北浦 丹英 康平 伊花 才二

中浦 小澤 榮一 和氣 一郎

西浦 山田 助作 森 耕田

南浦 榎本 善太 近藤 武房

新潟縣農會

會長 岡田 正平

副會長 佐藤 泰造

教授兼幹事 佐藤 賢太郎

本館 櫻谷 末市

技師 井上 政吉

八七

蠶絲業

本縣蠶絲業の現状

第一 蠶糸業統制法と

の蠶糸業統制法と

支那事變の進展と共に日獨伊三國

條約の成立を契機として生糸は外

國依存より脱却し國內蠶糸業の

充足に轉換し得るの機構を整備す

るの必要上蠶糸業統制法の制定を

見、斯くて昭和十六年四月蠶糸業

統制法公布實施せらるゝに至つて

蠶糸業全体を通じて生産統制輸出

東浦 佐藤 義雄 石川 義太郎

三島 平島 勘次 久美 彌

古志 田邊 孫市 五十嵐 五郎

北魚 古田 和太郎 野澤 知重

藤原 上村 守東 渡邊 太郎

中魚 岡田 正平 山口 孝一

川羽 石黒 大次郎 高橋 誠一

東頭 藤崎 一治 高橋 貞一

中頭 内山 平治 小林 剛

西頭 高橋 順作 板田 貞次郎

岩船 佐藤 泰造 和出 松五郎

佐藤 高橋 幸吉 安部 邦太郎

新岡 井上 英 佐藤 邦太郎

長岡 新保 忠造 佐藤 邦太郎

高田 中川 潤治 小川 正治

三條 吉田 文治郎 高野 輝一

柏崎 中村 松平 三井田 虎一郎

金子 政治 岩田 怡一

高山 新一 富所 太三郎

島岡 七郎 櫻谷 末市

北浦 丹英 康平 伊花 才二

中浦 小澤 榮一 和氣 一郎

西浦 山田 助作 森 耕田

南浦 榎本 善太 近藤 武房

新潟縣農會

會長 岡田 正平

副會長 佐藤 泰造

教授兼幹事 佐藤 賢太郎

本館 櫻谷 末市

技師 井上 政吉

万川郡共同 鹿野組合
 會津只見 鹿野共同 鹿野組合
 野馬郡共同 鹿野組合
 計 (鹿野郡)

第四産産處理

鹿野の産産は従来牛産取引大
 部分を占めてきたが昭和五年乾
 草組合設立以來乾草取引に組合
 関係供給が奨励され更に製菓、製
 菓業者の直接取引による特約取引
 が普及し昭和十五年に於ては産産
 額を二〇〇として各取引別之を
 見ると乾草取引五四、五%、特約
 取引二二、四%、組合製菓供一
 四、八%、委託製菓〇、五%、生
 産取引三、三%、自家製菓三、三%
 多量、産産供一、二%にして乾草
 取引最も多量である、而して
 此等の取引は各々特色を有するが
 一面多大の缺陷があるので製菓業
 統制法が制定され製菓家の生産し

一、春製菓 (上巻)

| | | |
|------------|---------|-------|
| 鹿野製菓工場供給数量 | 四六八、三〇八 | 七〇、二% |
| 鹿野製菓工場供給数量 | 一三二、〇四五 | 一八、七% |
| 鹿野製菓工場供給数量 | 四、〇六六 | 〇、六% |
| 鹿野製菓工場供給数量 | 五九四、四一九 | 八九、一% |
| 鹿野製菓工場供給数量 | 六〇、二五五 | 九、〇% |
| 鹿野製菓工場供給数量 | 一三、〇八四 | 一、九% |

たるは全部一度統制會社に買上
 げられ (自家用産を除く) た後之
 れが消費者、即ち製菓業者或ひは
 産産供給工場等に賣渡される事と
 なり従来行はれた産産の賣渡
 或ひは地産等とは全く一掃され明
 朗なる産産處理となつた
 即ち鹿野産産統制委員會に於ては本
 縣の産産計畫數量を各取引別に製
 菓業者の生産製造計画數量に依り
 各製菓業者に對し供給數量の決定
 をなし更に所謂鹿野中心主義によ
 り其の收納すべき地域即ち町村を
 も決定したので生産處理の處理は圓
 滑となるに至つた
 而して鹿野産産統制委員會に於てな
 された昭和十六年産産供給數量は
 次の如し

二、夏秋製菓

| | | |
|------------|---------|--------|
| 鹿野製菓工場供給數量 | 二二六、一八八 | 五〇、七% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 一四四、〇〇三 | 三二、三% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 八、九七九 | 一、九% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 三三九、一七〇 | 八四、九% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 二二、八九二 | 五、一% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 四四三、七四六 | 一〇〇、〇% |
| 鹿野製菓工場供給數量 | 四四五、八〇八 | 一〇〇、〇% |

又製菓家が統制會社に賣渡したる
 上巻一貫匁の平均單價は春製菓に
 おいては八圓六十九錢、初秋製菓
 においては八圓〇五錢、晚秋製菓
 においては八圓〇八錢、夏秋製菓
 平均は七圓六十錢で前年の價格
 (農林統計) 春製菓十圓七十錢、
 夏秋製菓八圓五十六錢に比して春
 製菓は約二圓、夏秋製菓は約一圓
 の安値を示した

第五製菓業

昭和十七年に製菓業法が制定せら
 れ免許を受けたる工場數七十二工
 場檢定所、七三六箇であつたが生
 産現場の下落に伴ひ經營困難に陥
 り昭和十一年度全國製菓業組合聯
 合會の自治的統制に依り補償金を
 受け事業を廢止せるもの三十三、
 工場檢定所一、四三〇箇に達した、
 其後製菓業法の改正に依り新に十
 九小工場をも免許工場とし五十五

工場に増加したるが再度全國製菓業
 組合聯合會の整備計畫に依り昭和
 十四年度には四十四工場が又昭和十五
 年度には三十三工場が事業を廢止し
 た、其の後製菓業統制法の制定實
 施と共に生産は安定したが生菓の
 團圓數量は一〇一、二九四貫にし
 て前年の生産額一三三、三六六
 貫に對し一兩六分強の減少となり
 剩へ人的資源の枯渇と石炭不足の
 爲め生産費が増高したので引續き
 實施中の製菓業整備施設に依る補
 償金を受けて廢止せる工場があり
 又大東市戰爭の勃發と共に人的、
 物的の節減を圖ると共に一面整理
 合同強化の爲め製菓場の生産も更生
 金庫に於て引受けることとなり、
 業者も其の意を了とし、整理又は
 合同をなし結果昭和十六年度末
 には製菓業八十二工場檢定所、九一
 五箇、組合製菓一組合、檢定所六
 箇となつた

養蠶戸數並ニ桑園反別

| 年次 | 春 | 夏 | 秋 | 實戸數 | 桑園反別 |
|----------|--------|--------|--------|---------|------|
| 昭和十二年 | 五七、一三四 | 五三、〇四一 | 四六、二二四 | 一四六、四三九 | 反 |
| 同十三年 | 五二、七四九 | 五〇、二六〇 | 五八、一七七 | 一四三、一九四 | 反 |
| 同十四年 | 五三、〇一四 | 五一、七三六 | 五八、四七六 | 一四二、一七四 | 反 |
| 同十五年 | 五四、二〇一 | 五三、三三九 | 五九、四九七 | 一四一、一四五 | 反 |
| 同十六年 | 五一、七〇四 | 五一、二七七 | 五八、四五三 | 一三九、三九〇 | 反 |
| 昭和十六年都市別 | | | | | |
| 北浦原郡 | 四、四九二 | 四、六四〇 | 五、六一八 | 一五、二九一 | 反 |
| 中浦原郡 | 一、九三〇 | 一、九二五 | 二、二二六 | 六、四六〇 | 反 |
| 西浦原郡 | 七二六 | 五四六 | 七二六 | 一、六一六 | 反 |
| 南浦原郡 | 四八五 | 五八七 | 七二七 | 一、二八一 | 反 |
| 東浦原郡 | 三七五 | 三五九 | 四七二 | 一、一七三 | 反 |
| 三島郡 | 三、二九六 | 三、四三七 | 三、六三八 | 八、五二〇 | 反 |
| 古志郡 | 五、七四七 | 五、八〇五 | 六、一〇五 | 一四、七五〇 | 反 |
| 北魚沼郡 | 六、九二五 | 六、二〇一 | 七、三二五 | 一五、八一一 | 反 |
| 南魚沼郡 | 五、一七五 | 六、一九六 | 六、〇六七 | 一六、〇二八 | 反 |
| 中魚沼郡 | 七、一九六 | 七、九七八 | 七、五八八 | 一七、三四三 | 反 |
| 刈羽郡 | 五、三九八 | 四、六五五 | 五、六九四 | 一六、一〇九 | 反 |
| 東頸城郡 | 三、〇一五 | 一、七三四 | 三、二二四 | 二、四七六 | 反 |
| 中頸城郡 | 一、九二七 | 二、八八五 | 二、九一八 | 五、七七三 | 反 |
| 西頸城郡 | 一、八〇八 | 一、二一八 | 二、〇四三 | 一、七八七 | 反 |
| 岩船郡 | 二、七七七 | 二、七八八 | 三、六七九 | 一、五〇九 | 反 |
| 佐渡郡 | 三、七六 | 三、七三 | 五、八 | 八、五八 | 反 |
| 新潟市 | 二 | 二 | 二 | 八 | 反 |
| 長岡市 | 一一 | 一一 | 一一 | 一九 | 反 |

掃立數量

| 年次 | 春 | 夏 | 秋 | 計 |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 昭和十二年 | 一、三〇五、四〇九 | 一、一八四、四三三 | 一、四八八、八三九 | 三、九七九、〇八二 |
| 同十三年 | 一、〇八〇、八五八 | 一、〇四九、七三七 | 一、一三〇、五九五 | 三、二六〇、一八九〇 |
| 同十四年 | 一、二四二、三〇一 | 一、二二六、七五八 | 一、二二七、九〇五 | 三、六九七、〇六四 |
| 同十五年 | 一、一七四、五九三 | 一、一〇一、〇〇八 | 一、二一五、六〇一 | 三、四九一、二〇二 |
| 同十六年 | 一、〇三九、五七八 | 一、一九五、九〇九 | 一、二三五、四八七 | 三、五三〇、九八四 |
| 昭和十六年都市別 | | | | |
| 高田市 | 九八、四七五 | 二二六、七五八 | 二二五、一七三 | 四七〇、四〇六 |
| 三條市 | 四三、九〇〇 | 四八、一一四 | 九二、〇一四 | 一八四、〇二八 |
| 柏崎市 | 一八、三三六 | 二一、〇七〇 | 三〇、四〇六 | 六九、八一二 |
| 北浦原郡 | 六、七二一 | 一〇、三五一 | 一七、〇七三 | 三四、一〇五 |
| 中浦原郡 | 六、八四〇 | 六、五四五 | 一三、三八五 | 二六、七二〇 |
| 西浦原郡 | 一八、三三六 | 二一、〇七〇 | 三〇、四〇六 | 六九、八一二 |
| 南浦原郡 | 七、三、四四八 | 八、〇二七〇 | 一五、三、七一一 | 二〇、四、二二六 |
| 東浦原郡 | 一五、七、六一八 | 九、九、三三四 | 二五、六、八五二 | 四一、三、四六四 |
| 三島郡 | 一七〇、一三三 | 一三六、七五五 | 三〇六、八八七 | 四〇七、七七五 |
| 古志郡 | 九六、六一五 | 一六六、八四八 | 二六三、四六二 | 五二六、七二七 |
| 北魚沼郡 | 二八、九七七 | 一七一、〇七七 | 三〇〇、〇七四 | 五二六、〇五八 |
| 南魚沼郡 | 九〇、三二二 | 六五、八四九 | 一五六、一六一 | 一五六、一六一 |
| 中魚沼郡 | 三三、四九一 | 一六、九六八 | 四九、四五九 | 八〇、四五〇 |
| 刈羽郡 | 三〇、三〇八 | 七四、〇二九 | 一〇四、三三七 | 一三四、三六五 |
| 東頸城郡 | 二一、六八八 | 一〇、七二七 | 三三、四〇五 | 四五、八二〇 |
| 中頸城郡 | 五七、七八四 | 六三、九五五 | 一一一、七三九 | 一二一、七三九 |

| 年次 | 春 | 夏 | 秋 | 計 |
|-------|---------|---------|-----------|---------|
| 昭和十二年 | 八二四、三七八 | 六三〇、四〇四 | 一、四五四、七八二 | 一、〇、五一九 |
| 同十三年 | 六八七、四四二 | 五五九、三一四 | 一、二四六、七五四 | 五六 |
| 同十四年 | 八〇一、六二七 | 六八五、一八四 | 一、四八六、八一 | 三五五 |
| 同十五年 | 八七四、四九六 | 六八四、七〇七 | 一、五五九、二〇三 | 五五 |
| 同十六年 | 七六九、八四五 | 五二五、七七八 | 一、二九五、六三三 | 五五 |
| 計 | | | | 一、一七〇 |

郡市別計

| | | | |
|------|---------|--------|---------|
| 北浦原郡 | 八六、二八〇 | 六二、三六八 | 一四八、六四八 |
| 中浦原郡 | 四一、三一七 | 二一、七三二 | 六三、〇三九 |
| 西浦原郡 | 一三、七五三 | 五、四七〇 | 一九、二二三 |
| 南浦原郡 | 四、九四八 | 三、五三三 | 八、四八一 |
| 東浦原郡 | 六、八四八 | 三、七三六 | 一〇、五八四 |
| 三島郡 | 四九、〇四九 | 三六、〇三〇 | 八五、〇七九 |
| 古志郡 | 九八、七四五 | 四六、五九三 | 一四五、三三八 |
| 北魚沼郡 | 二二〇、二二五 | 六七、五三二 | 一八七、六四七 |
| 南魚沼郡 | 六七、六八六 | 九一、三三六 | 一五九、〇三二 |
| 中魚沼郡 | 八三、九一七 | 七九、四〇四 | 一七三、三二一 |
| 刈羽郡 | 六四、八七八 | 二七、二六二 | 九二、一四〇 |
| 東頸城郡 | 二二、二二二 | 六、五九九 | 二七、八二一 |

昭和十六年郡市別

| | | | |
|------|------|------|--------|
| 北浦原郡 | 二、七二 | 四〇、一 | 二六、五〇〇 |
| 中浦原郡 | 三、〇四 | 四三、三 | 一九、七〇〇 |
| 西浦原郡 | 二、二六 | 四二、五 | 二六、八〇〇 |
| 南浦原郡 | 一、七六 | 二二、五 | 一一、七〇〇 |
| 東浦原郡 | 三、六五 | 一八、四 | 二二、四〇〇 |
| 三島郡 | 二、三四 | 四二、三 | 二二、四〇〇 |
| 古志郡 | 二、四二 | 四二、一 | 二二、八〇〇 |
| 北魚沼郡 | 二、一九 | 四二、五 | 二六、〇〇〇 |
| 南魚沼郡 | 二、六四 | 四三、四 | 二六、二〇〇 |
| 中魚沼郡 | 二、二九 | 三九、六 | 二二、八〇〇 |
| 刈羽郡 | 一、四二 | 二七、四 | 一六、二〇〇 |
| 東頸城郡 | 〇、七七 | 一五、三 | 八、六〇〇 |
| 中頸城郡 | 一、九六 | 三五、八 | 一八、二六〇 |
| 西頸城郡 | 〇、八七 | 一五、九 | 九、七〇〇 |
| 岩船郡 | 〇、四一 | 三三、一 | 一五、六〇〇 |
| 佐渡郡 | 一、五九 | 一九、六 | 一三、〇〇〇 |
| 新潟郡 | 四、〇〇 | 二八、〇 | 二八、五〇〇 |
| 長岡市 | 一、四六 | 二二、五 | 一一、五〇〇 |
| 高田市 | 一、〇〇 | 五五、〇 | 三二、〇〇〇 |
| 三條市 | 一、四三 | 二四、三 | 一五、一〇〇 |
| 柏崎市 | 一、一九 | 二二、八 | 一三、四〇〇 |

製糸場數及釜數

| | | |
|-------|----|-------|
| 昭和十二年 | 四四 | 三、一八四 |
| 昭和十三年 | 四二 | 三、一六一 |
| 昭和十四年 | 四四 | 三、〇九四 |
| 昭和十五年 | 五一 | 三、二〇四 |
| 昭和十六年 | 五八 | 三、一八四 |

蠶種製造額

| 年次 | 蠶種 | 不越年 | 計 |
|-------|----------|----------|----------|
| 昭和十二年 | 一、二六、五五瓦 | 一、二六、五五瓦 | 二、五三、一〇〇 |
| 同十三年 | 一、三〇、〇六 | 一、二八、〇六 | 二、五八、一三〇 |
| 同十四年 | 一、四六、五五 | 一、二六、〇六 | 二、七二、六一〇 |
| 同十五年 | 一、四六、五五 | 一、二六、〇六 | 二、七二、六一〇 |
| 同十六年 | 一、三三、〇六 | 一、二六、〇六 | 二、五九、一三〇 |

養蠶家一戸當桑園反別

| 年次 | 桑園反別 | 掃立數量 | 收穫額 |
|-------|------|------|----------|
| 昭和十二年 | 一、二七 | 四〇瓦 | 三、三三、二七一 |
| 同十三年 | 一、四七 | 三六、六 | 三、一三、〇〇〇 |
| 同十四年 | 一、四三 | 三九、〇 | 三、一三、〇〇〇 |
| 同十五年 | 一、三三 | 三八、二 | 三、〇六、二〇六 |
| 同十六年 | 一、二二 | 三六、五 | 二、九一、一六五 |

生糸生産額調

| 年次 | 機械生糸 | 原簿生糸 | 玉糸 | 計 |
|-------|----------|-------|-------|----------|
| 昭和十二年 | 一、四九、〇三四 | 七、八六一 | 一、〇二 | 一、五九、九〇八 |
| 同十三年 | 一、五三、七〇七 | 五、六九四 | 八六五 | 一、六〇、二六六 |
| 同十四年 | 一、四二、二五六 | 四、九八三 | 八三三 | 一、四八、〇七一 |
| 同十五年 | 一、四一、二七七 | 六、〇四九 | 一、〇七一 | 一、四八、三九七 |
| 同十六年 | 一、四八、六六五 | 六、二七一 | 八二五 | 一、五五、七五一 |

蠶糸業關係団体

| 名称 | 設立年月 | 代表者氏名 |
|------------|---------|--------|
| 縣蠶業組合聯合會 | 昭和七年四月 | 古田島和太郎 |
| 縣製糸業組合 | 同 年 一月 | 根元浩二 |
| 縣蠶種業組合 | 同 年 一月 | 相澤貞治 |
| 縣桑苗同業組合 | 大正十四年四月 | 古田島和太郎 |
| 縣產業組合製糸組合 | 昭和九年十一月 | 藤崎卓爾 |
| 縣產蠶處理組合聯合會 | 同 十一年一月 | 藤崎卓爾 |

蠶種製造業者

新潟縣蠶種共同施設組合(北魚沼郡小出町) 昭和十六年度蠶種製造額 二、五三、一七八瓦
右製造場所並製造額 九三

水産業

水産擴充對策

(昭和十七年度)

水産食糧確保のため昭和十七年度に於て施行せる水産擴充對策の概要左の如し

- (一) 増産事業
 - 一、稚魚放流事業 新信濃川分水路にて稚魚百七十六萬尾を採捕し縣下二十河川に放流せり
 - 二、鮭、鱒放流事業 鮭の稚魚千二百萬尾を文圃二十五萬尾を縣下重要河川に放流せり
 - 三、鯉、鰱、白布事業 鯉魚四十三萬尾を養殖業者に配布せり
 - 四、鮑、扇貝事業 淺海に於ける鮑の増殖を計らんが爲め縣外より種苗を購入し縣下適地に移植せり
 - 五、岩海苔増産事業 沿岸岩礁地帯に於ける海苔に對し混雜土海苔畑を築造し岩海苔の増産を計りたり
 - 六、養蠶事業 淺海性水産物の増産を圖るため要機、投石事業を施行せり
- (二) 水産物生産確保對策
 - 一、漁業用資材、燃油等に對する規正強化に對し水産物の生産確保のため左記方策を實施せり
 - 二、企業の整理、合同及協同化

砂防設備指定

内務省では砂防法第二條により左記地區を砂防設備を要する土地に指定七月十三日告示した

- 中魚 四〇、七〇 五五、四四
- 羽羽 八四、八三 一〇二、〇七
- 東嶺 五八、四三 四四、三九
- 中嶺 二八、一七 一九、二七
- 西嶺 一〇九、八九 一〇三、六〇
- 岩船 一〇七、九六 六八、四七
- 佐渡 四九、二七 三九、二五

△中嶺坂部寺野、坂部坂部の大熊川に對し上流の左岸は寺野村大字磯織字南原九八右岸は坂部大字磯織字南原三三二五より下流の左岸は坂部村大字中野字風吹二二四右岸は同村大字同原田四、二〇五地先迄の全

△又坂部村の北ノ川に對し付き上流は左岸大字下谷字岩田一、八七八右岸は大字野村ノ木澤一、六二六地先より下流の大字中ノ宮字宮田右岸大字同字南畑の大熊川との合流點の川敷全部

木炭配給統制規則修正

縣では木炭配給の圓滑を期すると共に産組、商組の二本建集荷等給の弊を是正するため左の如く十月縣木炭配給統制規則に全面的修正を加へた

- △生産地集荷 農事實行組合、産組、商業集荷等の産組關係機關一本建とし支店ある場合は代行集荷機關を指定する
- △配給 大口消費は燃料商組と商組、一般消費は燃料商組と商組一本建とし支店ある場合は知事代行機關を指定
- △生産地集荷 生産者から消費者への直接配給を禁止、集荷配給機關の手を經て配給する、生産地消費價格制は禁止
- △公營製炭 自家用製炭、配給統制上生産地集荷機關を經由輸出する、手数料は徴せしむ
- △縣外移出 原則としては禁止するが輸送等特別の理由ある場合は二十貫を限度として許可
- △縣内市町村以外への移動 縣外移出に準ず

縣森林組合結成

本縣に於ける森林關係者を一丸とする縣森林組合聯合會準備會は五月十二日新潟イタリヤ軒に開き左の事業收支計畫案を可決引續き理事、幹事、顧問の改選を行つた

- △事業收支計畫(収入の部) 販賣物代金二、七四三、五〇〇圓△一般費用分擔金五五六八圓△木材販賣手数料三五二二四圓△補助金五八二〇〇圓△會員出資金二

縣木炭同業組合

組合長 立石 專藏
副組合長 相澤 政一
同 齋藤 徳平

- 一、四〇〇圓△發行費を金三〇〇、〇〇〇圓△その他△計二一七二、四八二圓(支出の部)△
- 二、選定指導費二、〇〇〇圓△事業助成金四一、八〇〇圓△立木伐採計畫案編成費一〇、〇〇〇圓△銀行融通元金返還金三〇〇、〇〇〇圓△販賣物代金二、七四三、五〇〇圓△會員出資金積立金二〇、四〇〇圓△その他△計三、一七二、四八二圓
- なほ右のうち二百七十四萬二千五百圓の巨額に上る森林産物販賣金に對する手数料は販賣價格の百分の一、三即ち三萬五千二百四十四圓となつてゐる
- △新任理事、顧問、幹事(理事十四名) 伊藤文吉、荒木義雄、森山耕出、田下政治、杉崎久榮、飛木宗男、野澤和重、樋口永雄、岡田正平、藤澤清治、岡野治、佐藤榮造、高橋幸吉、野澤長市(顧問九名) 土田知事、坂田經濟部長、大瀧博士、山田助作、田原孝太郎、市島廣厚、高島順作、飯塚知信、渡邊清太郎(幹事五名) 和氣一郎、榎本善太、石塚常榮、島與七郎、加藤俊治

漁業の協同化、整理合同を促進せしめ漁業の合理的經營により漁業生産力の増進を圖れり

水産統制令公布

海洋漁業の企業体を二元的に統合せんとする水産統制令(國家總動員法第十八條に基く勅令)は五月二十日公布即日實施された、これによつて農林省では全水産業の中央統制機關たる「帝國水産統制株式會社」(資本金五千萬圓)及び既存海洋漁業株式會社(假稱)の設立命令其他を合一具體的統合に着手するが本法による統制範圍を業別に示せば次の如くである

- 一、條約に基く漁業
- 二、母船式漁業、母船式鮮魚漁業及び母船式製鹽業
- 三、タラバ蟹、オホクリ蟹及びハナサキ蟹類漁業

- 四、北緯四十六度以北の海面を漁業區域とする鮮魚漁業及び鮮魚流通漁業(千島を根據とするものにして北緯四十六度以南の海面を漁業區域とするものを含む)
- 五、汽船捕鯨業
- 六、汽船トロール漁業
- 七、東經百三十度以西又は北緯四十五度以北の海面を漁業區域とする汽船底曳網漁業
- 八、北緯二十度以南の海面を漁業區域とする汽船網漁業
- 九、前各號に掲ぐる漁業を営む者の行ふ製水業冷蔵業及び冷蔵業
- 十、鮮魚罐詰製造業
- 十一、鮮魚製冰製造業
- 十二、第一號乃至第八號及び前二號に掲ぐる事業の生産物の販賣業にして農林大臣の指定するもの
- 十三、前各號に掲ぐる事業に關する調査研究事業

新潟縣鮮魚介統制配給規則

第一條 販賣の目的を以て知事の指定したる地(以下縣指定産地と稱す)に鮮魚介を輸入する者は其の輸入したる鮮魚介を當該縣指定産地に付知事の指定したる集

荷場(以下縣指定集荷場と稱す)に輸入すべし、但し左に掲ぐる場合は此の限りに在らず

- 一、知事の許可を受けたる者が知事の指定したる範圍内に於て鮮魚介を輸入したる場合
- 二、正味五貫を超えざる數量の鮮魚介を輸入したる場合
- 三、特別の事由に依り知事の許可を受けたる場合
- 第二條 (略)
- 第三、四條 (略)
- 第六條 販賣の目的を以て縣外より輸入したる鮮魚介は知事の指定したる荷受機關の賣買取引に依るに非ざれば之を販賣し若し販賣の委託を爲し又は買入れ若し買入の委託を爲すことを得ず
- 一、知事の許可を受けたる者は知事の指定したる範圍内に於て販賣する場合
- 二、一旦正味五貫を超えざる數量の鮮魚介を販賣する場合
- 三、縣内に直接運送せられたる鮮魚介を販賣する場合
- 第七條 知事の指定したる地域(以下縣指定消費地域と稱す)内に當該地域外より販賣の目的を以て輸入したる鮮魚介は前條の荷受機關の經營する市場にして知事の

指定したる市場(以下縣指定消費市場と稱す)の賣買取引に依るに非ざれば之を販賣し若し販賣の委託を爲し又は買入れ若し買入の委託を爲すことを得ず、但し左に掲ぐる場合は此の限りに在らず

- 一、知事の許可を受けたる者が知事の指定したる數量の範圍内に於て販賣する場合
- 二、一旦正味五貫を超えざる數量の鮮魚介を販賣する場合
- 三、特別の事由に依り知事の許可を受けたる場合
- 第八條 鮮魚介の小賣を爲す者又は業方上鮮魚介の消費を爲す者にして縣指定消費地域内に住所、居所、營業所、事業場又は事務所を有する者は當該消費地域内に所在する縣指定消費市場其他鮮魚介の販賣を爲す者の販賣場以外より當該縣指定消費地域内に於て賣渡し又は消費する鮮魚介を賣受け(買入の委託を爲す場合を含む以下同じ)又は販賣の委託を受けることを得ず、但し左に掲ぐる場合は此の限りに在らず
- 一、一旦正味三貫を超えざる數量の鮮魚介を賣受ける場合
- 二、特別の事由に依り知事の許可を受けたる場合
- 第九條 (略)

第十條 鮮魚介の小賣を爲す者の組織する團體は其の業務又は其の構成員の業務に關し鮮魚介の買受市場、配給區域又は配給の割合若しくは數量を定め其他鮮魚介の配給に關し必要な統制を爲さんとするときは知事の承認を要すべし、知事本廳内に於ける鮮魚介の需給調整上時に必要ありと認むるときは鮮魚介の小賣を爲す者の組織する團體に對し鮮魚介の買受市場、配給區域又は配給の割合若しくは數量に關し必要な事項を命ずることあるべし

第十一條 鮮魚介配給統制規則第十三條第一項の規定に依る届出は昭和十七年二月末日迄之を爲すべし、總額五噸未満の機船を以て本縣内に鮮魚介の陸揚を爲すものは知事の指定したる場合を除くの外當該船舶に付其の陸揚地を定め昭和十七年二月末日迄に知事に届出づべし

第十二條 前條の届出書には左の事項を記載すべし

- 一、船名及所有者名
 - 二、船種及船舶構造費又は船體の番號
 - 三、總噸數
 - 四、機船に在りては機船の馬力
 - 五、四月より六月、七月より九月十月より十二月、及一月より三月の四期の各期間の陸揚區域
 - 六、陸揚地(本縣以外の縣に於ける陸揚地を附記すること)
- 附則
本令は公布の日より之を施行す(昭和十七年二月二十七日)
- 新潟縣鮮魚介配給統制規則第一條の規定により陸揚地及び當該陸揚地についての集荷場左の通り指定し昭和十七年三月二十七日より之を施行す
- | 指定陸揚地 | 指定集荷所 |
|-----------------|---------------|
| 岩船郡岩船町 | 保護責任者岩船漁業協同組合 |
| 西蒲原郡 | 無責任者西蒲原村同 |
| 三島郡寺泊町 | 保護責任者寺泊町同 |
| 同 出雲崎町 | 同 出雲崎町同 |
| 西蒲原郡立町 | 同 名立小泊同 |
| 同 磯部町 | 同 磯部町同 |
| 同 能生町 | 同 能生小泊同 |
| 同 浦本村 | 同 浦本同 |
| (但字鬼伏の地區を除く) | |
| 佐渡郡小木町 | 同 小木町同 |
| 新潟縣鮮魚介配給統制規則第七條 | |

縣鮮魚介配給統制委員

- 新潟縣經濟部會議
會長 土居 章平
- 委員
- 坂田 啓造
 - 多賀 芳郎
 - 角田 三治
 - 三井田虎一郎
 - 中村又四郎
 - 中村又七郎
 - 原田 清一
 - 井上 英
 - 鈴木 多門
 - 兒玉マツエ
 - 川崎幸市郎
 - 本間三郎
 - 井上 英
 - 徳田高五郎
 - 石川 傳吉
 - 後藤 泰次
 - 高橋 豊六
 - 中村又七郎
 - 兒玉 伊助
- 水産會
- 會長 川崎幸市郎
- 委員
- 北蒲原郡 同
 - 新潟市 同
 - 西蒲原郡 同
 - 三島郡 同
 - 刈羽郡 同
 - 中蒲原郡 同
 - 西蒲原郡 同
 - 佐渡郡 同

社

會

國民防空實施細目

陸海軍の國土防衛に關し、國民皆防を完備にする改正防空法は十一月廿七日の第七十七臨時議會で可決され十一月二十日(朝)に實施される(同日十七日の官報を以て同法施行令及び同施行規則が公布されたが、この關係條文中一般に直接關係の深い事項は次の通りである)

△防空令施行細目 防空の實施に從事せしめる特殊技能者として産婆、保健婦を加へ、これらの特殊技能者及び防空に關して特別の教育訓練を受けた者を防空の實施に從事せしめる場合は徵用令による徵用令書にも記載する從事令書が交付され、かつ本人の居住、技能、一身上、家庭上の状況等を十分調査して命令を出すことになつてゐる

二、家庭の隱蔽防火機具として建築物の管理者、所有者、居住者又は建築物内に職務就業者の人が指定された、但し國民學校初等科児童又は年齢七歳未満の者、妊

産婆、婦科、六十五歳以上の老人傷病者、不具病疾者であつて防空實施に從事し得ない者並にこれ等の者の最少限度の保護者、正當の事由ある者は禁止から除外された

△防空從事者扶助令關係 防空從事者が挺身國土防空に當るに際し萬一破ることあるべき傷病疾病の療養費に對して後援の愛ひなからしめ、その遺族を扶助せんとするもので防空監督、警防員その他の防空勤務者については地方長官が全額國庫補助を以て扶助金を支給することになつてゐるがその種類は

(一)療養費(二)實費(三)臨時扶助金(傷病の治療後又は身体に障害を残すものに支給)は(イ)終身自由を辨し得ないものには最高千五百圓(ロ)終身業務に服し得ない者には最高千圓(ハ)その他身体に著しい障害を残すもの又は外親に養を養つた婦女には最高千圓(ニ)打切扶助金(療養の期間一年間超過しても傷病の治療しないものに支給)最高千五百圓(四)遺族扶助金千圓(五)葬費一圓等である

△所謂家庭防空令として隱蔽防火に協力したものに對しては市町村長が左の規程で地方長官の認可を受けて支給するが、この際は二分の一の國庫補助がある

(一)療養費(二)實費(三)臨時扶助金(イ)終身自由を辨し得ないものに對し最高千圓(ロ)終身業務に服し得ないものに對し最高千圓(ハ)その他身体に著しい障害を残すもの、又は外親に養を養つた女子に對し最高千圓(四)遺族扶助金千圓(五)葬費一圓等

なほ施行規則では防空上の見地から工場を分數を認るため内務大臣の指定した區域内では建築面積が合計六百六十坪を超過する工場又は常時使用する原動機馬力數の合計二百馬力を超過する工場はその新築増築とも地方長官の許可を受けねばならず、更にこの區域内で特別區域を指定して建築面積合計二百坪を超過する工場又は常時使用する原動機馬力數合計五十馬力を超過する工場はその新築増築の許可を要することしかくして重要防空地域での工場分數が企望された

國民徵用令大改正

十六年九月十一日公布された國民徵用令の一部に改正を加へ絕對不敗の國民皆徴用令を實現せんとする改正勅令が十二月十六日の官報で公布即日施行された、この改正は従来の國民徵用令を一層強化したものでまづ第一に「軍事上必要な場合」以外徵用し得ざる事になつてゐたのが新たに「軍事上は勿論、特別の必要ある場合」となり、又従来の性別、年齢、婚姻等に關する一切の除外例が撤廃され日本國民たる男女は一應全部徵用されることとなつた、第二に從來の作業、又は管理工場に行ふ總動員業務に從事せざるものなれば徵用出来ないことになつてゐたのが、必要な場合は厚生大臣の指定の工場等に徵用されることになつた、第三は徵用者が後援の愛ひなく欣んで國家の命する總動員業務に從事出来るやうに家族に對する扶助制度を確立したことで次の場合に扶助を行ふことになつてゐる

一、徵用された者の親族が病んで家族の生活が困難となつた場合、また世帯が一掃でも特別の事情でその家族が生活困難な時

二、被徵用者が業務上傷病疾病になつたため徵用を解除された場合本人又はその家族が生活困難にな

つた時
三、被爆者が業務上の傷病や疾病のため死亡した等によつてその遺族が生活困難になつた時

大詔奉戴日を設定

政府は大東亞戦争遂行のため必勝の國民士氣を昂揚し國民生活の健全明朗なる積極面を發揮すべく、畏くも十一月八日大東亞戦争勃発の當日後援あらせられた大詔を奉戴しこの日を以て舉國戦争遂行の源泉たらしめ過去の大業を繼承し奉ることとなり新春三日の閑静に於て「大詔奉戴日」設定に關する件」を正式決定、一月八日から實施したが従來の輿論奉戴日は停止され、大詔奉戴日に統一した體である。

衣料品に點數切符制

福丁省では總制員法による物資統制令に基き、縫製品及靴類消費統制規則を制定、一月廿日公布即日實施して衣料品の配給に對し新品、中古品を向はず點數制による綜合切符制を施行する事となつた、この切符制の適用範圍は内地のみであるが、一人當り一ヶ年の衣料品消費點數は年齢別、性別、職業別

の區別なく凡ての都市（市制實施地）及び六大都市の隣接町村は乙種として自點、その他の郡部居住者は甲種として八十點であつて一世帯内の家族間での融通を認め右點數内に於ては消費者に購入品の選擇の自由を許したが、所定期限内に使用せぬ切符は無効となる。

味噌、醬油配給

統制見則

國民生活の必要食料たる味噌及び醬油の切符制は一月十日から暫定的方法で行ひ一月十七日味噌醬油等配給統制規則を公布二月一日から實施した、要旨大の如し
(一) 自家製造の味噌、醬油を除き味噌又は醬油の製造業者は原則としてその製品を地方統制會社を通じて全國統制會社にアミノ酸醬油にあつては直接日本アミノ酸統制會社に販賣する。
(二) 全國統制會社は味噌、醬油については豫め農林大臣の承認を受けた内外地別、道府縣別の配給計畫に基き道府縣の需給の調整を圖ることとし、アミノ酸統制會社は農林大臣の承認を受けた配給計畫に基き道府縣別にアミノ酸統制會社に販賣する。
(三) 地方統制會社は全國統制會社

社より割當を受けた味噌、醬油につき豫め地方長官の承認を受けた配給計畫に基き當該道府縣内の小賣業者、軍需又は大口消費者に配給する。
(四) 配給統制を確保するため製造業者については販賣制限の外に原料の使用制限及び自己生産品の使用又は消費制限をなす。

飲食店に米食

時間設定

生産者の節米協力を一歩前進させるため縣では二月十日から各種飲食店一齊に米食時間を設定せしめる旨向月三日縣經濟、農務兩部長名を以て市町村長並に警察局長へ指示した、適用範圍は居店店その他を含む飲食店、食堂、露店、そば屋、仕出屋等に於いて營業上米飯、醬油等を提供する場合及び飯館に於て宿泊せぬ客に米飯を提供する場合で指定時間左の通り
△朝 午前六時から八時迄
△晝 午前十一時半から午後一時半迄
△晩 午後五時から九時迄

新潟市で菓子

切符制

新潟市では菓子全般の適正配給

100
確立までの暫定措置として左の要綱により三月廿一日から小売用に重點を置く菓子の切符制を實施した、これは生菓子の生産量を削減して、干菓子は問屋組合の保蓄引受とし、これによつて保證される生産量に基き生菓子を管轄制とし、生菓子、干菓子とも市製切符を發行するものである、販賣要綱並に割當量左の如し
一、市長發行の切符制による
一、生菓子は配給日に購入し干菓子は管轄制による
一、配給は増質共に小兒に重點を置き成るべく明治、森永等の良品を優先的に與へ金額に於ても増額を認める
一、年忌佛事は最少限度に自備し業務用については別に考慮する

少年

△少年(數)年三歳より十二歳まで一人一ヶ月當生菓子十四錢干菓子三十一錢、計五十一錢
△一般(老若男女を問はず少年以外のもの)一人一ヶ月當生菓子十四錢、干菓子二十一錢、計三十五錢

享樂營業の許可

範圍決定

企業許可令の制定により娯樂及び

可せず
△娯樂興行場、劇場、客席、遊藝場等の新設、擴張、移轉は健全なる娯樂の傳達のため必要ありと認め且つその場所、種類、方法、資材調達等支障なき場合に限り遊藝場にあつては應請の上許可しその他は受理の上進達のこと
△二種目以上の營業者對その營業を廢止し合同の方法により新にこれをなさんとするについてはその業態が従來より擴張せず堅實化するものと認められた場合のみ

貯蓄目標二百三十億圓

事變以來戦後國民の貯蓄は愛國の熱情と比例し増加の一途を辿り殊に大東亞戦争勃發以來は更に拍車をかけていく、増大、政府は十七年度の貯蓄目標を二百二十億圓としてゐるが四、五、六三ヶ月間の國民貯蓄の実績は六十五億七千萬圓に達し目標額の四分の一を突破した

滿蒙開拓館利用

者激増

財團法人滿蒙移住協會では新潟市信濃川岸に昭和十五年五月滿蒙開拓館を建設、渡邊關係者關國者の

宿泊所、休憩所とし又乗船手帳や荷物等の整理をなし、修繕による合宿講習會場とするなど其利用者は昭和十六年九月より十七年八月までの一ヶ年間に實に二八六二五名の多數に上り尙途次増加の傾向を辿つてゐる(但し渡邊關係者を除く)

海洋道場を建設

新潟市昭和橋東側公有地に建設と決定した海洋道場の建設委員會縣支部役員會は八月十一日新潟に開會、本部から常務副委員長植村海軍中將並席し縣から土居支部長以下委員三十名出席、植村中將の經營方法を左の如く説明

本縣建設は露瀛型(中型)二百人収容で訓練は國民校五年以上、青年校、中等校、高校、專門校、大學男生徒の總數の二割を標準とし國民校三日、青年校、中等校五日、高校、專門、大學七日間収容訓練し敷地面積三千坪以上を有し艇庫、模造室、信樂亭、登橋練習装置、其他湯殿、乗艇艇、水泳の施設は勿論縣内生活に準ずるものである建設内容は左の如くである

| | |
|----|---------|
| 全長 | 一〇九、〇〇米 |
| 幅 | 一一、八〇米 |
| 建坪 | 三七〇、〇〇坪 |

季節保育所状況

(昭和十七年度)

| 郡市別 | 設備町村數 | 保育所數 | 保育所數 |
|------|-------|------|------|
| 北浦原郡 | 二〇 | 四六 | 四 |
| 中浦原郡 | 一一 | 七二 | 四 |
| 西浦原郡 | 一一 | 三六 | 三 |
| 東浦原郡 | 一一 | 三二 | 二 |
| 三島郡 | 一一 | 一九 | 二 |
| 古志郡 | 一一 | 一六 | 一 |
| 北魚沼郡 | 一一 | 三一 | 一 |
| 南魚沼郡 | 一一 | 一四 | 一 |
| 中魚沼郡 | 一一 | 三二 | 一 |
| 刈羽郡 | 一一 | 四四 | 一 |
| 東頸城郡 | 一一 | 四五 | 一 |
| 計 | 一一一 | 四四一 | 一 |

費に對して可及的高率の課税をなすと共に國民生活上不安不慮と認められる消費に對しては税率を引上げると共に課税範圍の擴張を斷行して國民の自覺を促し國民生活の新体制をも企圖してゐるところに特色がある、即ち酒類飲食税に於いて舊者の花代從來百分の三十が百分の百となつて引上げ率の最高を行くが如き或は消費階級が最も増税力のない酒類に低く、白酒味淋、ビール等の奢侈的性質を帯びてゐるものに對して一般に高率課税となつてゐるが如きこれである、酒税の増徴において酒石税の大部分が課税となり、酒出税を新設或は引上げてゐるのは酒石税は納税が法定されてゐる關係から増税しても直ちに増税の實を擧げ得ないに反し、酒出税は増税實施の翌月から増徴し得るためである、また清涼飲料税についてみると、玉ラムネが四割一分の引上げに對し消費の場所が奢侈的なソーダ水には八割の高率引上げをなしてゐる、砂糖消費税に於いて含蜜糖が百斤について一圓五十錢の引上げに對し、角砂糖、棒砂糖が三圓五十錢の引上げをなしてゐるのも同様の趣旨からである、物品税も食料品や生活必需品には可及的に課税を避け奢侈的色彩の強いものに限つてゐる、通行税に於いて二等三

倍二等六倍の割合であつたが、今回の増徴で二等五倍、一等十倍と一、二等の税率を高度に引上げた反面、還方から通動してゐる産業戦士の立場を考慮して三等の定期乗車賃は四十キロ以上でも課税しないといふ政府の親心を見せてゐる、かくして臨時増徴により増徴される増収見込額は次の如くである(單位千圓)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 酒類 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 清涼飲料税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 砂糖消費税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 物品税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 遊樂飲食税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 通行税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 入場税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 建築税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 骨牌税 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 印紙 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 合計 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

なほ酒税等の増徴等に關する法律の實施に伴ひ大蔵省では十一月廿九日附を以て昭和十六年法律第八十八號第四條の規定 施行に關する勅令(清涼飲料税の徴収期を決定)を公布すると共に、それによつて酒法、砂糖消費税法、遊樂飲食税法、建築税法、物品税法各施行

中小商工業再編 成要綱

三月十日の閣議に附議決定されたが、その骨子並ひに特色は次の三點に存する。

(一)中小商工業再編の目的を緊要産業部門に對する勞働力の供給確保に置き、從來は物資不足、各種統制強化、價格の安定、輸出不振等に對し、能く限り失業者を削減せしめ、對處することを中心眼目としてゐたが、今日の段階に於いては戦争の要請に即應して重點主義に基く生産の増強、物資配給の圓滑適正化を圖ることが主眼目で、特に勞務員計畫に基く勞務の再配置、就中緊要産業部門に對する勞務の給與を中小商工業の従事者に求めるといふことに代置されて來た、即ち勞務配給關係からする中小商工業の整理が第一の根本特色である。

(二)中小商工業の再編に對しては從來中央においては商工、農林、厚生、三省が直接關係して來たが、新たに企業院にこれが委員會を創設し政策實施の一貫性を高揚することになつた、この委員會の指令は既設の各府縣の中小商工業再編協議會において具體的政

小賣業整備要綱

三月十日の閣議で決定された産業の再編に伴ひ中小商工業者の整理統合並ひに職業轉換の促進大綱に基き企業院並ひに關係各府縣に於いてこれが具體的方策を検討した結果四月廿一日の閣議で九つ小賣業整備の大綱を、更に五月十五日の閣議でこれに基く要綱を決定關係各府縣官署を以て各地方長官に通達した、その要旨は次の如くである。

(一)整理統合に當つては小賣業者としての個人企業態を存留するが特別の事由によつてこれにより

難い場合は他の方法によつてこれを行ふこと

- (一) 整理統合に當つては取扱の買續に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に期案すること
- (二) 小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれら適切に事業分野の調整を行ふこと
- (三) 食料品等の日用品生活必需品については買出し又は運送の便宜消費者救及びその分布状況、需給數量等を考慮して配給適當區域を劃正して適當数の店舗を配置し適官切符制、通帳制又は顧客の登録制等を活用して配給を計画的ならしめ、必要により共同調用用又は共同配達を行ふこと
- (四) 整理に伴ふ配給能率の低下を防止してこれが向上を圖る爲店舗をして共働せしめ、その成績に應じて取扱數量の増減を圖るため登録の更新をなすしめる等適當の措置を講ずること
- (五) 業者の決定に當つては年輪、資質、經驗、技能等から見て他の勞務に堪へ得るものからこれを選定すること、なほ戦死者及び戦病死者の遺族、出征軍人の家族傷痍軍人等にして職業を適當とせ

業者に對してはなるべく従前の業務に従はしめること

(七) 轉業者は速かに就職に就いての大体の用途を定めた後轉出させる事とし、それまでの間勤勞率仕隊を組成して緊要産業に對する生産増強の協力と轉業に必要な養成をなすしめる

(八) 整理統合の實施に當つては同業者の互助協働に基く自治的自助方法を勵進實施せしめる

(九) 企業の整理統合により轉業する者の店舗その他の營業用設備手持品等の處理については業者又は業者團體等により買取り又は利用部分の轉讓をなすと共にその營業上の債權債務についてもこれが處理に協力せしめ、右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

(一〇) 職業轉換をなしたものが従前の企業に復帰を希望する場合その新規轉業を認め得る事情にある時は優先的に許可を考慮すること

企業整備令同施行規則公布

政府は十六年十二月二十三日の第二十二回閣議審議會で決定を見た企業整備令を公布し、五月八日の閣議決定を経て同十三日商工

大藏、陸海軍、司法、農林、逓信、厚生各省令による施行規則と共に公布、内地は同月十五日から、外地(關東州を除く)は六月十五日からそれら施行された、同令は國民經濟の總力發揮を圖るため企業の整備及び事業に關する設備、權利の利用を有効ならしめることを目的とし、同令により主務大臣は「積極的に企業の統合、廢休止及び設備、權利の讓渡を命じました消極的には事業の合併、設備、權利の讓渡を禁止して特定の設備、權利を優先企業に確保せしめ得ることとなつたが、政府としては企業の整備は原則として業種業態別整備要綱の行政的措置により自主的に行はしめ、特に必要ある場合にのみ同令を發動する方針である、而して同令は廣く商業及び工業の全般に亘り物資の生産、修理、販賣、輸出入並に保管を業とする者を対象としてをりまた商組、工組、商組、住宅機關、産業設備機關、重要物資管理機關、國民更生金庫等政府の指定する法人に對しても讓渡命令を發動出来ることは注目される。

食糧管理法施行令

食糧管理法施行令は主要食糧の検査管理規程を除き六月二十四日公布、七月一日から實施された

が、これによつて主要食糧の統合的配給貯藏機關たる食糧機關が中央、地方に設立され、名實共に戰時食糧の一元統制の實現を見るに至つた、施行令の要旨は次の通りである。

△統制の対象となるべき主要食糧の範圍 米、麦のほか雑穀、飼料、甘藷、馬鈴薯及びその加工品、麵類並ひにパンとする。

△主要食糧の管理に關する規程

(一) 麥にも管理制度を實施し主要食糧の國家管理を強化したこと即ち市町村農會が生産者、地主に對して政府に買渡すべき米、麥その他の米麥の出荷數量を報告し、その數量を管理米麥として販賣組合又は農業者團體を通じて一元的に供出せしめ、種子用、酒造用等特許のものを除く外は凡て政府で買上げることとしたこと

(二) 政府の買入價格は作付前に決定して生産者に周知せしめるといふ建前に、米については毎年四月三十日迄に、麥については毎年十月三十一日迄に決定して告示する、但し差當り現行の米麥の買入價格を酌定する。

(三) 政府買入價格は米麥の播定生産費に基き物價變動率と經濟事情を參照して定め、賣渡價格は米については米價との均衡を考慮し

八圓近く、全國第一位の消化成績を誇る東京市の十八圓十一錢には遙かに及ばないが、七月の上半期統計に現はれた累計順位十三位、一人あたり二十七位といふ順位は保持出来る模様である。

日本銀行法の改正

正について

明治十五年に制定せられたる日本銀行法は例に基いて設立せられたる同十七年の兌換銀行券條例に據り銀行券發行權を認められたる日本銀行は從來これ等條例の規定に於て運籌せられ名實共に我國中央銀行として時代の流れと共に發展して來た、その間六十年に亘り經濟界の發展、金融界の變遷に對するため日本銀行條例の改正も二、三に止まらなかつたのであるが國運の進歩に伴ひ發展途上の金融經濟界の事情に即應する爲には早晩此の種々の條例の根本的の改正を必要とされて來た、時常も大東亞戰爭勃發し全く新たな經濟事情が展開せられるに至り之が改正は正に必然となり昭和十七年一月新に日本銀行法が制定せられ從來の日本銀行の機構に劃期的な改革を斷行せらるゝに至つたのである。

を感へるに至り、茲に日本銀行が新たな姿を呈すこととなつたのである。

日本勸業銀行法

中改正(昭和十七、二)

一八法律第二二號(上)

日本勸業銀行法中左の通り改正す

一、第十四條第三項を削る。

(備考)第十四條第二項「前項の貸付金額及第三十一條の二の貸付金額は借入資本金額及積立金總額の二倍を超過することを得ず

一、第十五條第三項を左の如く改す。

左の各號の一に該當する法人中農林業、畜産業、水産業、工業又は不動産に關する事業を行ふものにして大臣の認可を受けたるものに對しては抵當を徵せずして定期償還貸付又は割賦償還貸付を爲すことを得。

(一)特別の場合により設立せられたる法人

(二)法令により組織せられたる組合又はその聯合會

【備考】第十五條第三項「産業組合、農林共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又は其の聯合會には抵當を徵せずして定期償還貸付若しくは割

第一に日本銀行の組織變更によるその性格の一變、第二に業務範圍の擴張、第三に銀行券發行制度の改革の三點が考へられ、

第一として日本銀行の性格の變化についてであるが、元來公共性を有すべき日本銀行が創立當時の經營形態として株式會社組織を採らざるを得なかつたとしても舊日本銀行が獨利法人であることは否認し得ないのである、その形においては現在の事態に適しないものであるから舊日本銀行は國家機關的色彩の多い所謂特殊法人組織として發展的解消を遂げたのである、この改正は日本銀行職員的地位にも反映して之等職員は公務員たる取扱ひを受けることとされた又日本銀行法第一條に「日本銀行は國家經濟力の適切な發揮を爲すため國家の政策に即し通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に主するを目的とし」とあり、更に第二條に「日本銀行は專ら國家目的達成を使命として運籌せらるべし」と規定せられ日本銀行は政府の權威に附せず通貨政策をして財政政策の手段となしてはならぬとする自由主義經濟時代の觀念を根本的に改めた、従つて日本銀行の出資者には議決權を認め

賦價貸付を爲すことを得

一、第十六條削除

【備考】第十六條「日本勸業銀行に於て抵當を徵するときは總て第一抵當なることを要す但し積債ある場合に於て日本勸業銀行より借入する新借を以て舊借を償還する効果に依り新借第一抵當となることを得べきとき又は先順位の抵當權者が日本勸業銀行にして舊貸付金額及新貸付金額が第十八條の制限を超過するときは此の限に在らず

日本勸業銀行に於て漁業權又は漁船を抵當として貸付する場合には有價証券又は不動産を流擔保に徵することを得

一、第十八條中「鑑定したる價格の三分の二以内」を「鑑定したる價格以内」に改め同條に左の一項を加ふ。

前項の場合に於て先順位又は同順位の抵當權者あるときは日本勸業銀行の貸付する金額は前項の鑑定價格より先順位又は同順位の抵當權者の貸付金額(先順位の抵當權者の貸付金中日本勸業銀行又は之と同順位の抵當權者の貸付金を以て償還せらるべき分あるときは之を控除す)を控除したる額以内とす

めず單に剩餘金の配當を受取り得るに過ぎないこととしたのである

第二の業務の擴張としては主たるものは社債債券擔保貸付の擴張即ち所謂見返品制度を法制化した點である、從來舊日本銀行業務中にはこれに關する直接規定がないにも拘らず戦時下生産力増強が強く要請せられるに及んで金融の疏通に遺憾のないやう實質的には之等の産業金融をも實施してゐたものを明確に規定し、その他市場に出た手形、國債又は債券で適當と思はれるものを質押し得ることにより積極的に市場操作を爲し金融調整に資することとなつたのである次に國際金融取引に關し中央銀行として當然行ふべき外國金融機關との爲替決済、或は金庫上の協定等は從來舊日本銀行に委せられてあつたが新日本銀行法は日本銀行と外國爲替の買賣、外國金融機關に對する出資、融資及び爲替決済取引を爲し得ることを規定し日本銀行をして國際金融に積極的に関與せしめることとしてゐる、又第二十五條「……信用制度の保持育成の爲必要なる業切云々」と規定し廣く信用制度乃至金融界全体の安定を保持すべき諸般の策を講じ金融恐慌其他非常の際に於ける信

(備考)第十八條「不動産を抵當として貸付する金額は日本勸業銀行に於て鑑定したる價格の三分の一以内とす、漁業權又は漁船を抵當とするとき亦同」

一、第二十六條第一項中「貸付金額を超過するに對し第十八條の場合に」を「日本勸業銀行の貸付金額を超過するに對し第十八條の場合に」改む

【備考】第二十六條第一項「日本勸業銀行は抵當物の價格の減少し貸付金額を超過するに對し第十八條の場合に不足を生じたるときは増抵當を要求し若は其の不足に相當する貸付金額の償還を要求することを得

一、第三十一條の二第二項中「第十六條第一項」を削る

【備考】第三十一條の二第二項「第十六條第一項」を削る

第十六條第一項「第十八條、第二十六條及第二十七條の規定は前項の貸付の擔保たる債券に附隨する抵當權及其の目的たる不動産に之を準用す

一、第三十二條第一項中「前條の預り金又は」を削り第三條を左の如く改む

三、第十五條第三項の法人に對し

用制度の混亂又は崩壊を防止し更に進んではその強化を圖らんとするものである

第三は所謂「管理通貨への移行」と謂はれる兌換制度の改正である我國は昭和六年金輸出禁止以來事實上金本位制から離脱し昨年三月三日公布の兌換銀行券條例の臨時條例に關する法律に依つて從來の制限制準備制は事實上廢止せられ最高銀行制度の方法が採られて管理通貨制度に移つたのであるが今回の改正で法的に制度化したものと見るべきである、新日本銀行法に依つて明確にされた管理通貨制度の基本としては(一)正貨準備發行と保證發行との區別を撤廢したこと(二)國內的にも國外的にも兌換の制度を廢止したこと(三)發行限度の決定は毎年大臣が發行すること等の點である尙從來用ひられた「兌換銀行券」なる文字は「日本銀行券」に改められ、

以上日本銀行法の制定に依り日本銀行は政府と一體關係に立つて通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成の責に任じ更に進んで大東亞共榮圈の金融中樞機關としての責務を果し得るやう其の態勢

手形の割引又は買入貸付を爲す事

同條同項に左の一號を加ふ

六號各號の外大臣の認可を受け手形の割引、當座預金貸付又は短期貸付を爲すこと

同條第二項を削る

【備考】第三十二條「日本勸業銀行は左の方法に依るの外前條の預り金又は營業上の餘餘金を使用することを得ず

一、預り金四分の一以上の國債證券若は大蔵大臣の認可を受けたる有價証券の購置、引受若は買入を爲し又は大蔵省預金部若は大蔵大臣の認可を受けたる銀行に預入を爲すこと但國債證券以外の有價證券の保有額は預り金の總額を超過することを得ず

二、前條の證券又は不動産、林産物、水産物若は工業製造品を擔保とする手形の割引又は短期貸付を爲すこと

三、産業組合、農林共同施設組合、工業組合、漁業組合、若は其の聯合會又は特別の法令に依り設立せられ農林若は水産に關する事業を營む法人にして大臣の認可を受けたるものに對し手形の割引又は當座預金貸付を爲すこと

四、五人以上の農業者、林業者、工業業者又は漁業者申合せ連帶責任

を以て信用を申出たるときは其の信用の確實なるものに限り無擔保にて短期貸付を爲すことを得、但し銀行の存在する府縣内に於ては此の限に在らず

五、公共團體に對し短期貸付を爲す

定期預り金は前項の外第十四條第一項、及第三十一條の二の定期償還貸付に之を使用するを得

一、第三十二條の三、日本勸業銀行は大蔵大臣の認可を受け他の法人の爲に並發の引納又は有價證券の受取預金の取扱を爲すことを得

一、第五十六條中第二號を削り同號第三號を第二號とし以下順次に繰上

【備考】第五十六條第二項、第十六號の規程に反し第一號を削り非ざるもの、對して貸付を爲したるとき

第五十六號第三項、第三十一號の四項書の規定に反し預り金を爲し又は第三十二條の規定に反し預り金若は營業上の餘金を使用したるとき

▲新潟商工會議所
設立 昭和八年八月一日
（高田市大町三、電三三）
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

有権者數 三、二〇七
理事 濱 州一
議員（定員三七）
○印富議員

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

設立 昭和十五年六月
十七年度檢算 一八、七七五圓
有権者數 一、二七三
理事 木戸邦秀
議員（定員三〇）
○印富議員

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

○印富議員
坂井 新次
永橋 亨之助
前田 興次郎
佐藤 誠太郎
角田 吉次郎
熊倉 吉松
丸山 晋
猪俣 隆雄
小島 松五郎
今井 興三郎
加藤 周二
坂井 一郎
坂本 忠太郎
櫻井 久七
品田 久七
○印富議員
坂井 新次
永橋 亨之助
前田 興次郎
佐藤 誠太郎
角田 吉次郎
熊倉 吉松
丸山 晋
猪俣 隆雄
小島 松五郎
今井 興三郎
加藤 周二
坂井 一郎
坂本 忠太郎
櫻井 久七
品田 久七

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

▲新潟市大町三、電三三
設立 昭和八年八月一日
有権者數 七六三
理事 上野 周吉
議員（定員三〇）
○印富議員
財政 經濟

日約二百七十万人を對象としての
 集結である、件数は人口百に對し
 て約六件で、契約金額は人口百に
 對して九十圓五十一錢となる、縣
 民一人當り約九十錢にしか當らな
 い、十六年度の収入保険料は既契
 約及び新契約を合算して三千四百
 五十八萬八千圓となり縣國民府並
 獎券委員會で割合つたる四百萬圓
 には五百四十一萬二千圓不足した
 現在陛下に生命徵兵保險會社は計
 社あり新潟市に主たる機關があつ
 て縣内橋本の地に出張所が置いて
 ある。

▲新潟生命徵兵隊
 協會役員

- 昭和五年十一月創立
- 事務所 新潟市東中通一
 - 板倉生面新潟支店 佐藤 義信
 - 日本生面 村田 敬夫
 - 日本生面 千葉幸之輔
 - 日産生面新潟支社 阿部 勇一
 - 千代田生面新潟支社 谷藤 重吉
 - 片倉生面新潟支社 岡里今朝十
 - 第一生面 青木 史朗
 - 第一生面新潟支店 小澤源石衛門
 - 大同生面 川合 藤郎
 - 太田生面新潟支社 無木 元登
 - 第百生面 竹村 信
 - 野村生面新潟支店 村山 俊一
 - 安田生面 高野善美雄

富國新造支店 岩下 徳和
 帝國生命 高橋 俊章
 有隣生命 原田久吉郎
 明治生命新潟支店 新崎 修藏
 三井生命 齋藤 實一
 住友生命 渡部 欣治
 廣會事務所 金子 昌福

▲新潟株式取引所
 新潟市上町
 電話三三五〇

自昭和十六年八月
 至昭和十七年七月 毎月賣買高及受渡高

| 月次 | 賣買高 | 受渡高 |
|-------|---------|--------|
| 十六年八月 | 七六、二四〇 | 七、三九〇 |
| 九月 | 九八、九四〇 | 五、六九〇 |
| 十月 | 六六、五四〇 | 四、〇四〇 |
| 十一月 | 八二、四三〇 | 三、九七〇 |
| 十二月 | 二八六、〇〇〇 | 一七、六九〇 |
| 一月 | 三三四、五七〇 | 二〇、七七〇 |
| 二月 | 一四九、一八〇 | 一五、〇三〇 |
| 三月 | 一五八、九三〇 | 一四、三五〇 |
| 四月 | 一七五、五〇〇 | 一〇、五〇〇 |
| 五月 | 一三四、五二〇 | 七、四六〇 |
| 六月 | 一三一、八二〇 | 七、五八〇 |
| 七月 | 一七五、五三〇 | 一七、三三〇 |

取引員 一萬圓
 身元金 一期二分
 配當率 十七年上半期現在
 理事長 澤田 修三
 理事 藤田 晴吉 藤田 完正
 監事 本間 建彌 安倍邦太郎
 支配人 佐藤謙一郎

昭和十六年中
 賣買高及受渡高
 賣買高 受渡高
 短期 一、〇三三、〇〇〇株 二〇、〇〇〇株
 實物 毛、皮革、塩、七〇一

▲長岡取引所
 (長岡市泉町)
 電話七、四五二

資本金 一〇二、〇〇〇圓
 積立金 四三、九五〇圓
 株主數 一九七名
 取引員數 七名
 取引員身元保證金 七〇、〇〇〇圓
 配當率四分

理長川上 十郎 常 熊倉 福松
 理 小林 守三 監 駒形 十吉
 昭和十六年中短期、實物賣買高並
 に受渡高

▲賣買高

| 月次 | 賣買高 | 引渡高 |
|-----|--------|--------|
| 八月 | 八、六二〇株 | 一、二〇〇株 |
| 九月 | 九、七二〇株 | 一、四五〇株 |
| 十月 | 七、三三〇株 | 一、四一〇株 |
| 十一月 | 八、三三〇株 | 一、一〇〇株 |
| 十二月 | 三、七五五株 | 六、三三〇株 |
| 一月 | 三、四八八株 | 六、七八〇株 |
| 二月 | 二、四三〇株 | 三、三九〇株 |

▲受渡高

| 月次 | 賣買高 | 引渡高 |
|-----|--------|--------|
| 八月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 九月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 十月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 十一月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 十二月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 一月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |
| 二月 | 一、〇九〇株 | 一、二〇〇株 |

三月 一四、七三〇 二、八六〇
 四月 一〇、三五〇 二、〇七〇
 五月 一〇、八〇〇 一、六四〇
 六月 一三、七二〇 二、三二〇
 七月 二四、三三〇 四、四四〇

▲賣物
 十一月 一〇〇株 一〇〇株
 五月 二〇〇株 二〇〇株
 七月 九〇株 九〇株

▲取引所の商況
 十二月中盛況を呈したことは新潟
 と大同小異であつた

小賣業整備要綱
 實施に伴ふ本縣
 の對策

費に設置を見たる新潟縣中小商工
 業再編成協議會に於て本縣の實情
 に最も即應せる整備要綱を樹立し
 次に整備實施機關として該協議會
 内に業種別部會を設置し、尙本整
 備實施の公正を期する上に於て要
 すれば更に地區別整備委員會を結
 成せしむると共に關係向業者團體
 をして積極的に協力せしむる本整備
 に依る轉業者の職業轉換前に共
 助施設に付ては本件が轉業者の
 生活安定の基礎ともなり延いては
 直に本整備の成果を遺憾なく發揮
 せしむる所以ともなるを以て一方
 向業者團體をして縣關係、國民

財政經濟

職業増進所、重要産業工場業務保
 方面と密接なる連絡の下に充分の
 活動をなせしむる様指導し他方國
 庫補助共助金の恩恵に浴せしむる
 と共に之等業者の資産区分に付て
 は今般制定の小賣業者資産評價基
 準を活用し遺憾なきを期す

一、新潟縣生活必需品供給機構整
 備状況 昭和十五年十一月二十
 二日商工次官通達に基づく新潟縣
 生活必需品供給機構整備は昭和
 十六年六月十日附産第三、四九
 二號總務部長通達により夫々整
 備を進め現在は左記の如く一組
 を除くの外設立完了せり(昭
 和十七年十月現在)

- ▲販賣品小賣商業組合(十五組)
 合(岩船部、北浦原部、新潟市、和
 装、洋装、中浦原部、西浦原部(三
 條市、南浦原部)(長岡、古志)
 (米沢町)三島部、柏崎部、北魚
 沼部、中魚沼部、南魚沼部、上
 越、佐渡部
- ▲飲料品小賣商業組合(十五組合)
 岩船部、北浦原部、新潟市、中
 浦原部、西浦原部、三條市、
 南浦原部(長岡、古志)三島
 部、柏崎部、北魚沼部、中魚沼部
 南魚沼部、上越、西頸城部、佐
 渡部
- ▲飲料小賣商業組合(十五組合)
 岩船部、北浦原部、新潟市、中
 浦原部、西浦原部(三條市、南
 浦原部)(長岡、古志)三島部
 (蒲原部)(長岡、古志)三島部

▲家庭雜貨小賣商業組合(十四組)
 合(岩船部、北浦原部、新潟市、
 中浦原部、西浦原部(三條市、
 南浦原部)(長岡、古志)三島
 部、柏崎部、北魚沼部、中魚沼部
 南魚沼部、上越、佐渡部

▲食料燃料及家庭雜貨等を綜
 合せる組合一組合、東浦原部生活
 必需品小賣商業組合
 以上總組合數六〇組合

▲新潟縣自轉車小賣業整備要綱
 新潟縣自轉車小賣業整備は昭和十
 六年十月二十一日附一六號局第四
 八六〇號商工次官通達局長、商工省
 振興部長連名「自轉車供給機構整
 備に關する件」通達に指示せられ
 たる自轉車小賣業整備要綱に基き
 實施す

- 第一項 整備方針
- 一、本整備に當りては自轉車小賣
 業の特性特に修繕を主たる業態
 とする旨請に鑑み業者一人當適正
 修繕保有量(一人約三百台)を基
 本とし更に左の要素を加味しこれ
 を實施せんとす
 - 1、當該地區における自轉車、リ
 ヤカ1保有台數
 - 2、修繕を必要とする程度
 - 3、空襲時を考慮したる店舖分散
 程度

4、一經營を總體的に維持するに
 要する最低収入

二、整備は抜取整理による事とし
 縣の指定する個人企業体を存置せ
 しむること

三、特別の事情により轉出せしむ
 ること困難なるも店舖の存置の必
 要を認めざる時は個人企業体と
 して殘存せしめ店舖を併合せしむ
 ること(約十店あり)

第二項 整備の實施方法

自轉車小賣商業組合聯合會及び關
 係市町村長(關係局長に準じ)の
 業者實地調査を基準として該台
 檢討し殘存業者を決定、これを指
 定す

- 第三項 整備に關する資格基
 準
- 一、青壯年者にして身体強健年計
 照標(主として家族員の構成)單
 純なる者
 - 二、特殊技能を有し重要産業轉入
 可能の者
 - 三、自轉車業經營に適當す將來本
 業による生計維持困難と認めらる
 る者、但し老年者は特別に考慮す
 - 四、自轉車小賣業に對する兼業
 營業実績甚だしく高く或は他に
 専業収入ありて自轉車小賣業を
 廢止するも打撃なき者
 - 五、統制上障礙を及ぼす虞ある者
- 右基準により査定するも左に該當
 する者は保留又は考慮すること
- 一一九

- 一、保固すべき者
 - 1、出征入營中の業者、戦傷病業者
 - 2、戦病死者の遺族たる業者
 - 二、考慮すべき者
 - 1、将来統制事業進行に當り指導者として機能遂行可能な有能者
 - 2、地域の状況により要止することにより利用者或は消費者に取り甚だしく不便を生ずる位置に店舗を有する者
- 右の外特に地域的の考慮を拂ひ甚だしき業者の密集地域に對しては一般基準に拘らず高度の整備を斷行すると共に店舗の移轉統合を併用緩和す
- 第四項 共助施設
- 一、共助は之を分ちて補償金及び營業用資産の買取の二種とす
 - 二、本共助施設は一切計畫並びに實施は新潟縣自動車小賣商業組合(即立準備中)において之に當ること
 - 三、補償金
 - 1、本補償金は轉廢業者に對する生活費の一時補給と營業權に對する補償とを兼ねる目的とす
 - 2、本補償金は國民更生金庫よりの借入金を以て之に充つ
 - 3、補償金支給方法は現金、貯金、公債の方法を適宜併用す
 - 4、本補償金は本整備に就てのみ適用し營業決定の時直ちに之を多給す

す、但し出征入營中の者にして留保中のものは轉出決定の際適用す

- 5、補償金を分ちて基本補償金と營業繼續年補償金との二種とす
- 6、補償と併せ左の補助金を支給す
- 扶助家族補助金、雇傭業者者解雇手當補助金
- 7、營業の状況を考慮し營業繼續年補償及扶助家族補助を減額又は支給せざることをあること
- 8、補償金額の算定
- イ、基本補償金は轉廢業者各々過去三年の平均純利益の四ヶ年分とす、但し一業主最高支給額を八百圓とし、百圓を超過する分は之を支給せず
- ロ、營業繼續年補償金は營業年十年を超過する一ヶ年に對し拾圓を支給し百圓を最高額とす
- ハ、家族扶助補助金は五名を超過する扶養家族に對し一名毎拾圓を支給す
- ニ、雇傭業者者解雇手當補助金は營業繼續に因り雇傭従事者を解雇すべき場合雇傭主に於て補償すべきを以て之れが補助金として一名に付五十圓を支給、但し従事年數及雇傭關係を考慮し減額又は支給せず

ホ、店舗併合の場合右各項の金額を考慮し年金支給の方法を算定す、但し前記各補償金及補助金は本要綱に依り之を支給す

- 四、轉廢業者の營業用資産は組合に於て買取り之は利用處分をなし又は國民更生金庫を利用之が處分を算定すること
- 1、營業用資産にして殘存業者又は組合に於て利用し得るものにして本人の希望ある場合補償金支給を擔當すべき支那に於て買上り指定せられ殘存すべき業者に配布し利用困難なるものに行いては國民更生金庫に處分委託の轉廢をなすこと
- 2、支那に於ける轉廢業者用資産の買上り資金は指定され殘存する業者の現金出資を以て之れに充つること
- 五、轉廢業者の轉廢元に就ては組合が積極的の購及國民營業指導所と連絡を取り之が完全を期すこと
- △整備實施前に於ける状況
- (一) 企業の總數 五〇工場(新潟縣製業組合員にして非加入者無し)
- (二) 當該事業の營業概況 各自工場設備の規模に應じ自由に生糸が製造せられ工場生産の増加が期待せらるるを以て一般物價の騰貴に依る加工賃増高にも拘らず採算圈内に事業を待望せり
- (三) 物資の生産供給及消費の状況 生産生糸の販賣に關しては圓

滑に取引を行ひ得るも他物其他消費物資に付ては幾分の騰貴及需要難を感しつつあり然れども事業の繼續に支障なきが如し

△整備の實施状況

- (一) 存續企業の選定 (二) 被廢理業者の選定等の事項

生糸の對米輸出に伴ひ畜連に關しては全國製業組合聯合會に於て農林、商工兩省の指示に依り自治的に整備方針を定め(全國製業工場設備整頓四團強の整理)一面製業統制法の實施に伴ひ生糸製造適當の減少に依る各工場設備の減少に從ひ中小製業業者の整理となり自治的に之を整理を行はしめ又此の停止業者の生糸製造適當を存續工場に譲渡する方法を探りたり

- (三) 存續企業の運轉状況

存續工場は前項に依り整理工場の生糸製造適當數量の譲渡を受け事業分限の増加に依り漸く工場生産の低下を防止しつつあり

- (四) 整備實施後に於ける物資の生産率 前項整理前と同し
- (五) 轉廢業者の就職及びその生計状況 轉廢業者は殆ど職廢し又従業員は他の製業工場に轉職せり
- (六) 轉廢業者の資産及負債の處理状況 轉廢業者は國民更生金庫の管理處分を受け以て負債の整理

に在りて多し

(七) 共助組織の編成及び共助施設準備の状況 全國製業組合の製業統制施設整備に依り整理第一號當二〇〇圓以下の補償金を交付せり

其他三、四五、該項事項なし

銀行一覽

日本銀行新潟支店
(新潟市上天川前通二四〇)

支店長 末松 春彦
次長 橋本 勝
國庫長 土倉 興七
文書長 木村 藤一
出納長 河合 茂
監事 村田 安喜

△日本銀行新設支店
新潟市西堀通四番八二五
(電話)五二、二七〇

支店長 田川 雄助
主事 山村 祥一
主事補 藤原 直紀
同 柳澤 重治
庶務係主任 西川 政夫
貸付係主任 藤原 富四郎
預金係主任 柳澤 重治
臨時預金係主任 柳澤 重治
臨時預金係主任 佐藤 守衛

計算係 岡崎 俊夫
出納係 高田 昌平

▲第四銀行(株)
(新潟市東堀前通七・電代三三六〇)

設立 明治六年十二月
資本公積 一八、〇三三、六〇〇圓
資本 一四、九六三、六〇〇圓
配當 七分五厘(十七年上期)

取 池田 正平 常務 上田 弘教
市島 徳厚 野澤 吉太郎
吉田 吉右衛門

兼東京支店 中野 巳三郎
兼支店 兼支店 藤田 耕二
監 藤田 簡吉 常監 大塚 隆三
副支店 兼支店 眞田 祥二
副支店 兼支店 長崎 弘
文書長 長年 預金田村 忠次
検査大 弘 出納 藤原 三郎
爲替長 長夫 計算 杉山 三郎
保管長 藤原 三郎 秘書 内山 豊作
用度長 金一 受託 菅 恭平

支店支店主任
山ノ内 一男 學校 若槻 末吉
下出 安藤 住吉 町松 安藤
古町 安藤 住吉 町松 安藤
沼津 藤原 三郎 藤原 三郎
東京 藤原 三郎 藤原 三郎
若松 藤原 三郎 藤原 三郎

中條清野 藤吉 水原井上孝次郎
藤原 武 新田 昌馬
村松 貞治 藤田 清作
小須 貞治 白根 貞治
倉 有坂 藤原 三郎
藤原 三郎 加茂 貞治
今町 貞治 津川 貞治
奥板 貞治 出雲 貞治
小千谷支店 小千谷 貞治

見方 貞治
堀之内 貞治 須原 貞治
藤原 貞治 藤原 貞治
藤原 貞治 藤原 貞治
藤原 貞治 藤原 貞治
藤原 貞治 藤原 貞治

▲新潟銀行
(新潟市上天川前通一六八)

設立 明治三十年四月
資本金 六、四〇〇、〇〇〇圓
配當 六分

取 山口 誠太郎 常務 長谷川 敬
佐藤 謙之輔 中野 孝次
廣川 長八 藤原 三郎
監 小澤 三郎 岩淵 勇三
常監 吉田 安四郎
支店 長 島山 恭助

課長 藤原 三郎
課長 藤原 三郎

預金 藤原 三郎 中村 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎

▲新潟貯蓄
(新潟市本町十番三〇)

設立 明治二十八年九月
資本公積 二、〇〇〇、〇〇〇圓
資本 一、二五〇、〇〇〇圓
配當 年八分

取 藤原 三郎 常務 池田 正平
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎

課長 藤原 三郎
課長 藤原 三郎

預金 藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎
藤原 三郎 藤原 三郎

▲新潟興業貯蓄
(新潟市上天川前通八二五)

設立 大正十年八月
資本公積 一、〇〇〇、〇〇〇圓
資本 一、〇〇〇、〇〇〇圓
配當 六分

取 藤原 三郎 常務 藤原 三郎

取 伊藤 文吉 山口誠太郎
 小澤 七三郎 中野 孝次
 同 佐支配人 土田 三男
 監 小山種太郎 早山 三郎
 田代 一男 齊藤 一男
 ▲六十九銀行(株)
 (長岡市表町三電代充)

設 立 明治十一年四月
 資本公稱 二、一八〇、〇〇〇圓
 資本拂込 九、二五〇、二五〇圓
 配 當 五分五厘(年)

取 高橋友二郎 近藤 治郎
 立川 秀司 遠藤 清平
 取 池田 忠藏 菅井 永助
 佐藤 善作 佐藤 行雄
 田支 川上俊雄 遠藤 秀雄

關東町中光作 新町山口 庄作
 本町三島銀二郎 來迎寺坊正司
 藤原吉澤恭一郎 藤原町中川忠五郎

取 板小松長次郎 島崎大海 高治
 吉田、地蔵堂、寺泊、中島、界二
 燕、石山、巖造、新潟大平、數尾
 見附武田長左衛門、板屋水金三郎
 宮内林、松次郎、小出親良、平作
 百町伊佐吉、泰藏、百町小林貞次郎
 千手童子伊一、大野野島橋三郎
 東京會我士三郎

設 立 明治廿九年十一月
 資本公稱 九、〇〇〇、〇〇〇圓
 資本拂込 五、八四二、五〇〇圓
 配 當 五分五厘

取 中野 孝次 内藤久一郎
 監 野田 義平 山田親治郎
 支配人兼營業部長 山田親之助
 支店長 田中 信二
 新設支店長 水澤 豐平

取 近藤 治郎 山口誠太郎
 常務 山崎 久平
 監 渡邊 清平

山田親治郎 野田 義平
 監 立川 秀司 高橋友二郎
 池田 忠藏
 支 長部 清松 田支鹿島伊之助
 支店長 田代 一男 新吉
 設 訂今井 庄二 表町八彌 新吉
 ▲百三十九銀行(株)
 (高田市本町三電二九九)

設 立 明治十二年七月三日
 資本公稱 三、四〇〇、〇〇〇圓
 資本拂込 二、二八七、七五〇圓
 配 當 七分二厘(年)

取 丸山安太郎 山岸 光孝
 監 飯塚 知信 田中大五郎
 西卷兵一郎 多中
 山田 正記
 課 長 多中
 調查部長 耕作 預金野崎 佳吉
 日銀代理店 島田 八郎
 兼收金庫 爲替内 直次 出納高野 安次
 支店長 直江津渡邊 相崎内山 治
 新井竹内源太郎 小町和久井常吉
 稻田清村 尾崎 桐崎村山 登二
 原之町太田三度 白間町大島啓之助
 名立橋本三郎 系魚川野田義信

出張所主任 青海吉澤 平
 ▲柏崎銀行(株)
 (柏崎市本町六電代充)
 設 立 明治十五年四月四日
 資本公稱 三、一五〇、〇〇〇圓
 資本拂込 一、八八二、五〇〇圓
 配 當 七分二厘(年)

取 二宮傳右衛門 安澤 正治
 山口誠太郎 村山 眞雄
 取 橋本 文七郎 瀨下 新造
 石塚 房榮 大矢長兵衛門
 田村誠太郎 前田義三郎
 中澤 直伸 三井田四郎吉

取 石川 五郎 富田 政平
 貸付石川 五郎 富田 政平
 日納渡邊 喜一 預金片桐富一郎
 爲替出 實 計算橋本武一郎
 公金金子 秀雄

設 立 明治三十年九月三日
 資本公稱 一、〇〇〇、〇〇〇圓
 資本拂込 二、九三三、七五〇圓

會社一覽

當 七(五分五厘年)
 取 根知支店長 齋藤 善徳
 糸魚川 同 田村 久世
 能生支店長 齋藤 作太郎
 高島 同 中川 有
 中島 原吉 渡邊 忠雄
 日馬治八郎 渡邊 謙之助
 十井 常吉 渡邊 忠
 根知支店常務 齋藤 芳二
 支配人 加藤 保治
 ▲支店長 加藤 保治
 早川 隆雄 理祐 名立細谷 貞治
 ▲安藤銀行(株)
 (東頸城郡安藤電二二)

設 立 明治三十年一月
 資本公稱 八七六、六五〇圓
 資本拂込 七〇二、六五〇圓
 配 當 七分(年)
 專務取締役 齋藤 一治
 常務取締役 小澤 正尚
 取 西條 要 本山 久治
 横尾 義智 村山 眞雄
 支 小澤 重義 横山 政晴
 山口 得郎 小松 義雄
 本山 正雄 市川庄一郎
 支店長 市川庄一郎
 大島丸山勇二 浦川原増田芳太郎
 牧 大瀧隆三郎 高田小熊 正尚
 柿崎小出順一郎 松代和久井隼平
 浦田口志賀三三
 財政部 濟

設 立 昭和十七年四月一日
 資本金 一六四、七〇〇、〇〇〇圓
 配 當 年七分
 支店長 山崎 照一
 支店次長 藤 佐藤 又助
 (兼總務部長事務取扱)
 業務部長 藤 岡田 啓信
 經理部長 藤 加藤 順次
 經理部長 藤 近藤 俊雄
 工務部長 藤 近藤 俊雄
 (兼給電部長事務取扱)
 庶務部長 藤 梅澤 春喜
 人事部長 藤 石栗 金八
 厚生部長 藤 岩原 繁司
 會計部長 藤 北村 清輝
 調度部長 藤 高原 徳雄
 業務部長 藤 西浦 止
 配電部長 藤 大井 秋次
 工務部長 藤 高松 清二
 電氣部長 藤 高松 清二
 土木部長 藤 佐藤 西天

設 立 昭和十七年三月二日
 (新潟市流作場電二七二六)
 ▲新潟縣鐵道會社(株)
 會社(株)
 設 立 昭和十七年三月二日

資本金 二、〇〇〇、〇〇〇圓
 (拂込済)
 取 卷瀧 繁吉 井上 俊雄
 櫻井 久七 内藤 傳吉
 渡邊 八右衛門 佐藤 仲吉
 取 吉澤 源六 風間 榮藏
 上杉 恒治 菊合 賢司
 小林 眞八郎 西川 外吉
 富田 正吉 中村次三郎
 玉井 文吾
 顧問 二宮傳右衛門 坂井 新次
 池田 忠藏

設 立 昭和十七年四月廿一日
 資本金 五〇〇、〇〇〇圓
 配 當 年七分(見込)
 社 長 齋藤 徳平
 專 務 山田留五郎
 同 島本 欣爾
 同 外山勘兵衛
 ▲新潟縣酒販會社(株)
 (新潟市東中通電完空)
 設 立 昭和十六年九月廿五日
 資本金 一、一五〇、〇〇〇圓
 配 當 年六分
 社 長 白井 秀吉
 常 務 吉澤 太郎 田中大五郎
 支配人兼營業部長 下 次知
 經理部長 野村 達吉
 業務部長 長谷川春吉
 ▲新潟電鐵(株)
 (新潟市一番堀通電二八四四)
 設 立 昭和四年六月三十日
 資本金 二、一〇〇、〇〇〇圓
 配 當 優先株年六分、普通株年五分
 社 長 白井 秀吉
 常 務 今川 善吉
 取 山田 助作 田中 泰太
 岡田 幸平 野澤吉太郎

▲越後セメント(株)

(城内町一、電話三〇三)
設立 大正十四年二月
資本金 一、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込 二五〇、〇〇〇圓
代表者 早川 誠一
▲須藤鐵工所(合資)
(北中島、電三三)
設立 昭和十四年十二月
出資額 五〇〇、〇〇〇圓
代表 須藤武八郎

▲浦原鐵道(株)

(中浦村松町新築電二三)
設立 大正十一年九月
資本金 一、一八〇、〇〇〇圓(済)
配當 優先株四分普通株二分
取 中野 共 専務 茂野 誠徳
菅原 正男 松尾 名平
阿部 成治 岩淵 勇二
監 山崎 新治 茂野 達徳

▲中浦瓦斯(株)

(中浦五郎町五基電三〇六)
設立 昭和七年八月
資本金 一六六、六五〇圓
配當 年七分
社長 小出 新
専務 小出 源吉
取 桂 惣佑 小出 源吉
奥田 静治 山崎新太郎
監 熊宮 一郎 細織 良平

▲五泉穀物元賣(株)

(中浦五郎町電二〇五)
設立 昭和十七年八月
資本金 四五〇、〇〇〇圓(済)
社長 城山 五郎
専務 寶徳 義徳
常務 五十嵐 清
取 松本榮次郎 龜山 誠平
監 波多 公吉 藤野 正三
熊倉昭之十

▲北越酒造(株)

(中浦小倉字字六代田)
設立 大正十年十一月
資本金 二五〇、〇〇〇圓
配當 年七分
社長 近藤 廣吉
取 白井 秀吉 支那人 高橋清四郎
横山 乙吉 藤川 周蔵
小林 銀藏 近藤 和吉
多賀 芳延
加茂町
▲皆川商店(株)
(大加茂、電三三)
設立 大正十一年十二月廿日

▲大島工場(合名)

(北城町、電七四二甲)
設立 昭和四年二月廿五日
資本金 一、二〇〇、〇〇〇圓
配當 年七分
社長 大島 實吉
副社長 大島清一郎
専務 大島 憲藏
常務 大島 伍作 大島 省吾
▲小一商店(合資)
(本町五、電二〇五)
設立 昭和九年五月廿五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
代表 近藤 徳藏

▲高田倉庫(株)

(本町三、電八八)
設立 昭和五年十一月五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
拂込 四〇、〇〇〇圓
代表者 渡邊 善藏

▲近藤商店(合資)

(本町五、電二〇五)
設立 昭和九年五月廿八日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
全額拂込済
代表者 近藤 憲藏

▲上越機業(株)

(本町二、電七三三)
設立 昭和九年一月廿六日
資本金 一五〇、〇〇〇圓
本拂込 七五、〇〇〇圓

▲武蔵野酒造(株)

(西城町四電六五)
設立 昭和四年五月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲阿部精養(株)

(大加茂)
資本金 一九五、〇〇〇圓
(全額拂込済)
社長 阿部 精徳
専務 阿部 新吉

高田市

▲高田協盛社(魚市場)
(仲町三、電二五九)
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲武蔵野酒造(株)

(西城町四電六五)
設立 昭和四年五月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲阿部精養(株)

(大加茂)
資本金 一九五、〇〇〇圓
(全額拂込済)
社長 阿部 精徳
専務 阿部 新吉

高田市

▲高田協盛社(魚市場)
(仲町三、電二五九)
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲武蔵野酒造(株)

(西城町四電六五)
設立 昭和四年五月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲阿部精養(株)

(大加茂)
資本金 一九五、〇〇〇圓
(全額拂込済)
社長 阿部 精徳
専務 阿部 新吉

高田市

▲高田協盛社(魚市場)
(仲町三、電二五九)
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲武蔵野酒造(株)

(西城町四電六五)
設立 昭和四年五月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 全額拂込済

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲高田自働車(株)

(本町四電四四)
設立 大正十五年三月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓
配當 四分

▲後援興業法調(株)

西浦角山村救済會
設立 昭和三十六年六月廿五日
資本金 一九五、〇〇〇圓

▲西木製紙(株)

(南浦中之島村字中之島)
設立 昭和三十六年六月廿五日
資本金 一九五、〇〇〇圓

▲小林商店(株)

(南浦見附町本町)
設立 昭和四十四年七月卅一日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓

▲島田商店(合名)

(南浦見附町本町)
設立 昭和四十四年三月廿六日
資本金 一五〇、〇〇〇圓

▲寶輪堂(株)

(南浦今町字今町)
設立 大正十三年十月廿二日
資本金 二五〇、〇〇〇圓

▲淺野商店(株)

(南浦見附町本町)
設立 昭和七年十二月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓

▲中越補産(株)

(南浦見附町本町)
設立 昭和八年八月八日
資本金 一五七、一〇〇圓

▲丸金淺野商會(株)

(南浦見附町本町)
設立 昭和八年十一月十五日
資本金 一〇〇、〇〇〇圓

▲見附織物産地元會(株)

(東浦津川町城山屯三)
設立 昭和十七年八月十日
資本金 三五〇、〇〇〇圓

▲三善佐渡養業所

新井工場 昭和十一年一月設立
社長 西宗 茂二

▲佐 組(株)

(東浦西浦津川三)
設立 昭和十四年八月
資本金 一九〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 昭和十四年十一月
資本金 一五〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 昭和九年十一月廿八日
資本金 五〇〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 昭和十七年八月廿五日
資本金 五〇〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 大正十四年十二月廿二日
資本金 五〇〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 大正十四年十二月廿二日
資本金 五〇〇、〇〇〇圓

▲古志郡新井町電(株)

設立 大正十四年十二月廿二日
資本金 五〇〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十三年十二月
資本金 三三〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十五年三月十二日
資本金 二八〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十五年三月十二日
資本金 二八〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十五年三月十二日
資本金 二八〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十五年三月十二日
資本金 二八〇、〇〇〇圓

▲北魚小千谷町(株)

設立 昭和十五年三月十二日
資本金 二八〇、〇〇〇圓

▲魚沼食料雑貨

(北魚小千谷町前、電五)
設立 昭和十六年六月
資本金 一九〇、〇〇〇圓

配當 年六分
社長 久保田大吉

取 村上 謙平
監 佐藤 官治

長尾三郎 監 村山タダス
小田島安次 佐藤 吉藏

▲小千谷真田
(北魚小千谷町前、電五)

資本金 一五〇、〇〇〇圓
配當 年七分

社長 小田島安次
取 井口三郎

高杉 石藏 櫻井 佐平
支小田島次郎 監 山本 晋

村上 輝正 西原義一郎
▲魚沼青果統制
(北魚小千谷町前、電五)

設立 昭和十六年一月
資本金 一〇、〇〇〇圓

社長 高橋榮太郎
取 小林 吉

菅六三郎 小田島五郎
合 成 雄 澤 茂市
熊木辰三郎 監 星野 菊藏
寺澤 正司

▲大日本セルロイド(株)

本社 大坂府堺市
新井工場 (中浦新井町電三三一)

資本金 二五〇、〇〇〇圓
社長 西宗 茂二

新井工場 昭和十一年一月設立
社長 山脇 義男

▲三善佐渡養業所
所 長 末綱 啓吉

副 長 兼 工 作 課 長 神尾 秀雄
副 長 兼 分 配 課 長 三宅 勝治

醫 局 長 弘 中 圭 規
庶 務 課 長 大 石 政 助

用 度 課 長 松 田 猛 吾
勞 務 課 長 和 田 謙 之 助

製 煉 課 長 藤 原 傳 藏
製 煉 課 長 助 藤 山 幸

製 煉 課 長 助 藤 山 幸
製 煉 課 長 助 藤 山 幸

製 煉 課 長 助 藤 山 幸
製 煉 課 長 助 藤 山 幸

製 煉 課 長 助 藤 山 幸
製 煉 課 長 助 藤 山 幸

製 煉 課 長 助 藤 山 幸
製 煉 課 長 助 藤 山 幸

生活必需品小賣商

業組合地區決定
小賣商間に紛糾を續けてゐた小賣
商業組合地區は十六年十月九日知
事の斷案を得て左の如く決定した
が、此地區の整備により四百餘の
小賣商組合は半減される事となつた

▲北浦原部地區

北浦原部地區 北浦原部一圓、
但し南濱、木崎、松ヶ崎、瀨
川の各村を除く

▲新潟市地區

新潟市地區 新潟市と北浦南濱
木崎、松ヶ崎、瀨川、中浦大
形、石山、島原野、曾野木の各
村

▲中浦原部地區

中浦原部地區 中浦原部一圓、
但し大形、石山、島原野、曾野
木、根岸、薩卷、白根、小林、
茶倉根、新設田、須田、七谷の
各村を除く

▲西浦原部地區

西浦原部地區 西浦原部一圓、
中浦根岸、石山、白根、小林、
茶倉根、新設田、須田の各村

▲三條市、南浦原部地區

三條市、南浦原部地區 三條市、
南浦原部一圓、中浦七谷村、
長岡市、古志郡地區 長岡市、
古志郡一圓、但し下山西、石碓
の兩村を除く

▲三島郡地區

三島郡地區 三島郡一圓、但し
塚山村を除く、古志郡下山西、
石津兩村

▲相模市、刈羽郡地區

相模市、刈羽郡地區 相模市、
刈羽郡一圓、三島郡塚山、中
米山、上米山の各村

▲北魚沼郡地區

北魚沼郡地區 北魚沼郡一圓、
南魚沼米ヶ崎村

▲中魚沼郡地區

中魚沼郡地區 中魚沼郡一圓、
東嶺松代、松之山、山平の各村
但し伊米ヶ崎村を除く

▲高田市、東嶺城郡

高田市、東嶺城郡、中嶺城郡、
西嶺城郡の四地區(鹽屋製塩及
び家庭用雜貨) 高田市、中
城郡一圓、但し米山、上米山兩
村を除く

▲東嶺城郡一圓

東嶺城郡一圓、但し松代、松之
山、山平の各村を除く
西嶺城郡一圓
▲高田市、中嶺城郡、東嶺城郡の
地區(食料品、燃料品) 高田市
中嶺城郡一圓、但し米山、上米
山兩村を除く
東嶺城郡一圓、但し松代、松之
山、山平各村を除く

創作壇展望

最近の本報創作界(といふ言葉も)
創作壇に多分の盛況があらうが
については殆んど語るべき材料が
ない、とは云つてもそれは勿論、
かつて書いた人々がきつぱりと筆
を捨てたとか、かつて書いた人々
が委を消したとかいふ理由からで
はなく最大の原因は發表機關を失
つたことであらう、創作における
發表機關と創作との關係は、俳句
や短歌はその點程程を異にして
ゐる、しかし、かつて書いた人
々は、新しく書き始めた人々と共
にますます、地味な勉強をつけて
ゐるに違ひない、さういふ人々の
ために、本年刊載文藝の企画は小
さからぬ意義を持つと思ふ。

歌壇展望

大東亞戰爭十七年度の縣下歌壇
を觀るに今迄にない新しい短歌の
形態を示してゐる、昭和十六年十
二月八日の大東亞戰爭と同時に、歌
人は卒然として起立、戰爭時局詠
を新聞及び各結社誌上に湧出しつ
つ參戰し、類例のない隆盛ぶりを
示した。短歌の隆盛とは即ち
短歌の何たるかを國民の一人で
も多くの人が認識し、賞讃できる
事であらう、其の意味をなさない
のだと思ふ。

縣下俳壇概観

縣下俳壇の指導立場にある人々を
一瞥すると、是れ小御師きぬみがない
でもない、新潟市の中田瑞樹、高

新潟縣詩運動覺書

本縣における詩運動はやはり大正
の末期新潟市における維新詩(新年)
を中心とする市島三千雄、八木末
雄の藝術至上主義運動ひいては超
現實主義運動に始まつたといつて
よい、實にこの超現實主義運動が
後年フランスから輸入される以前
において北國の青年詩人によつて
その端を發したと同様な價值を私
は國民の一人として日本文學の上
に誇つていゝとさへおもつてゐる
そして又これらの時代において柏
崎地方における詩運動、長岡にお
ける地半澤、魚沼地方における
無果園、等各地に詩誌の發刊が
みせられた、殊に無果園(淺
井編)が福井の馬來山、多賀
圭三郎等と手をつ結んでの短詩連
は詩と散文の結合から詩に新しき
理念を呼び起した、この雜誌に積

越佐文藝報國會結成

越佐文藝報國會結成式は十一月廿
二日西浦原郡角田村厚生道場に於
て舉行役員左の如く決定した

- 役員 會長 三河孝順、副會長
森山耕田、理事 外山盛實、渡邊門藏
漆八枝、岡村建三郎、渡邊常藏、山
本一郎、阿部陽昭、齋藤市郎、佐々
木鳥吉、新田廣海、吉川重虎、山下
清平、長橋流葉史其他

一年略史

自昭和十六年十月
至昭和十七年九月

なほ行政政治、軍事各年史及び大東亞年史を参照されたい

- 一 高田商工會議所議員選舉無競争に執行
二 被開本部組織部長を卸へて第一回協働力會議開催(二日間)
三 十六年度第一回豫想収獲高を五千九百餘萬石と發表、本縣は三百七十三萬八千石(前年比一割一分四厘減)
四 縣農會主催第一回隊地産後授會授賞式
五 獨軍全線に亘り猛攻展開
六 高田商議丸山、中山正副會頭電任△時勢急激の販賣期間を一ヶ年延長の旨縣商工課發表
七 李滿洲國大使就任挨拶に來港、蘇州立兵中將來港△縣警備隊給統制部報告
八 中立法改正に關する教訓を來大統領議會に送達△パナマにクーデター勃發△本縣生活必需品小賣店地價暴落
九 十六年度豫算實收高二千四百萬石(前年比二百九十萬石減)在モスクワの婦女子に返去命

- 一 令△本庄大橋渡路の上東軍人捜査會を新編で開く△縣下警察署長與勸發令
二 十六年度第二三次防共訓練開始△プリヤンスク禮堂をソ聯發表
三 縣教育會知事を名譽會長に、會長を従來通りとする事に妥協案成る△縣社務支部組織方針並に役員推薦案發表
四 縣國庫社招現の儀實行△大學専門學校修業年限短縮勸令案編密院で可決△滿蒙國境確定
五 本年度縣下市町村交付額を六十八萬と縣へ通達△本縣の愛國整理部千五百町歩
六 靖國神社臨時大會開幕△近衛内閣總辭職
七 東條陸相に組閣の大任降下△中立法改正案本下院を通過
八 東條内閣閣議的に成立、新首相不更の決意を初放送△東條首相大將に親任△瀋陽水陸護送船十二隻擊沈△中支方面へ本縣特派隊團出發
九 モスクワに渡航
十 佛印國境劃定作業開始△獨軍支隊武直大會を新編で開く
十一 三宮宮子親王妃殿下高木百合子妃と御結婚あらせらる△内

- 一 閩九參議新仕
二 △日葡航空(ペラオ・デリー間)協定締結△獨軍ハリコフ占領△日米間の衝突不可避と米海軍長官囑く△北本州産工會議所總會を長岡で開催
三 米大統領援英、ソ、重慶の強化を放送
四 佛印特使方澤謙吉氏東京出發
五 臨時議會召集證書公布(十一月十五日から五日間)△獨軍クリミヤ半島へ突入△十六年度夏秋豫算第一回豫想収獲高を三千六百七十七萬石(前年比十三百萬石減)本縣は四百八十八萬一千餘石(前年比一割九分七厘減)と發表△本縣明年度の麥類増産目標を前年實收高の倍額十二萬石と決定
六 縣警備隊官に池田成彬氏親任
七 臨時増設案發表△第十二回明治神宮國民体育大會開幕
八 十一月
九 獨軍大編隊上陸發表△獨、露兩軍クリミヤ半島の首尾占領
十 △米國稅關當局日本向郵便物を開封検査△縣參事會で獨軍警備地境建設案可決
十一 高田市制施行二十周年記念式舉行
十二 米油船水島沖で魚雷に見舞

- 一 來栖大使を野村大使援助のため米國に派遣△日本海汽船數隻、清津間定期客船氣比丸被雷のため日本海上で沈没△日伯間の文化協定批准交換△スターリン首相モスクワを退去△五千の米穀商業者を二九とする縣食糧防護團を旗幟立式舉行△通商會議一日繰上げて二十日召集に決定
二 氣比丸事件に關し帝國政府ソ聯に嚴重抗議△獨額二千六百餘萬圓の縣明年豫算内務省の承認を得た旨縣當局發表
三 朝香宮瀧子女王殿下めでたく大統親臨△御降嫁△獨動員審議會で敵艦隊等の徵用、農業者生産の統制等五勅令案を決定△駐支海兵の引揚を考慮中の旨米大統領演説△中立法改正案本下院を修正通過
四 芳澤大使ハノイ到着、在佛印日本大使府活動の態勢を整ふ
五 中國國民黨四中全会 南京で開會
六 第七十八帝國議會召集(十二月二十四日)の證書公布さる
七 △英首相、日米開戦の時は英も一時間以内に対日宣戰を布告すると慷慨的演説△縣青年

一三四

- 一 國王權威感宣揚獨軍走航海を出發(七日間)
二 産業設備整備案を閣議で決定△ノックス米海軍長官大西大平南洋に行動を起すべしと對日強硬論を主張△比島大統領及び兩院議員選舉舉行△本縣明年豫算二千六百八十六萬圓(前年比二百九十八萬圓増)と發表
三 華皇帝東亞領土の防衛と兵力増強の急務を強調△政府府米の對ソ嚴打切斷告を拒絶△鮮魚集荷配給一元化の配給統制規則案を發表△第十一回縣展開催△前中國特命全權大使阿部信行大將新潟で勳章をふるふ△農地開墾獨軍新潟事務所北浦京ヶ瀬村で初工事起工式舉行
四 臨時議會案を閣議で決定
五 中立法改正案本下院を通過成立△滿洲國開拓團法公布
六 臨時議會提出の本年度追加豫算案を閣議で決定△技術有功章の第一回行賞を陸軍發表
七 △ヘルム參事事件解決(賠償金約百萬圓)につき外務當局談話發表△酒米第一便田丸引揚邦人八百六十名を乗せて横濱に歸來△阪谷芳郎干渉去

- 一 享年七十九△新設航母アイク・ロイヤル號内地中海で獨潜水艦に撃沈さる
二 第七十七臨時議會召集△昭和六年以後の内閣資格も召集されることに兵役法改正さる△來栖大使ワシントンに到着△泰國ビラン首相を陸海空軍最高指揮官に任命
三 天皇陛下臨時議會開式に親臨あらせられ獨軍なる勳章を賜ふ△陸海兩相危局開議準備を完了した旨決意を演説
四 首、外相與勸發令において帝國外交の三原則を聲明、新字たる決意を明示△酒米第二便大洋丸横濱に歸港△野村、來栖兩大使ホワイト・ハウスで初會談△イラク政府對日對佛外交關係の断絶を公表
五 臨時軍事費豫算案成立△國庫完遂に關する決議案を衆議院で可決△酒米最終船水川丸横濱に歸港△芳澤大使、ドクイ佛印總督と初會談△日米第二次會談△ソ聯情報局長、對日中立を再び言明△縣警備隊統制規則公布△縣警備隊編制令制定△縣下二十一地區に配給所設置に決定
六 臨時議會召集△一般地方防衛

- 一 告示公布△帝國政府、パナマの邦人壓迫問題に關し嚴重抗議△日米第三次會談△通常縣會開幕
二 議會閉會式舉行△本年度豫算第二回豫想収獲高五千五百四十六萬石と發表、本縣は三百五十四萬八千石で第一回比十八萬九千石減△國民學校生徒の勞力動員に關し冬休を十四日間に、夏休を廿日間に短縮
三 本年度の國民貯蓄目標額を百七十億圓に増額と決定△國民皆勞の號召に基き國民勤勞報國協力令公布(十二月一日より施行)△ハル米國務長官英濠・蘭・重慶代表と會談△獨軍ドン河下流の要衝ロストフ占領△飯田貞固中將を迎へて縣青年團大會を長岡で開く
四 英軍佛沿岸に上陸を企圖、獨軍に擊退さる
五 臨時地方長官會議開催△英米蘭三國の郵務協定に伴ふ引揚邦人保護救濟措置を外務當局發表△獨領ギアナ(南米)へ派兵を米政府發表△高田中學に又々烽火、損害十萬圓
六 パラオ、デリ間定期航空の第一便機浦波島出發△防共協定

- 一 更に五ヶ年延長、羅、芬、スロヴァキヤ、丁、勃、クロアチヤも新に参加、防共盟線を世界的規模に擴大△加波羅林學校寄宿舎を竣工して全校學生△獨航の將艦艇出撃會社創立總會を新潟で開く
二 買馬宮大妃好子殿下葬去ありせらる△改正防共法公布△日米第四次會談、ハル長官日本側に文書を手交、日米會議最高層に達す△駐日米大使在日米人八百六十名に引揚を勸告
三 △高田中學校放火犯人は同校四年生某と判明檢學△通常縣會再開、國庫完遂問題開催
四 新任中華大使徐良氏信任狀呈△日米第五次會談△重慶開の二將軍手兵二萬を率ゐて順ヶソン氏比島大統領選舉に協力を再進△縣矢張一團長以下縣警壯役員決定
五 新聞統制令に關する新聞編輯提出案を閣議で承認△芳澤特使大使、ドクイ佛印と會談△旋風國橋市を襲ひ被害百萬圓死傷百五十名に上る△獨軍先鋒部隊モスクワへ五里に迫ると傳へらる△伊東阿軍エチオピアを一時放棄
六 日滿華三國一周年記念演習會

で外相、米の無誠意により日米交渉は危局にある旨言明△懸案系協定で古田島島長以下役員決定

◇十二月

- 一 臨時閣議で外相、日米交渉の成否は米の反省以外にない旨説明△日米第六次會議△シンガポール英領局、同地及びマレーを非常事態に置く旨宣言し海軍豫備兵、空軍義勇兵に動員命令△關印でも動員命令を發す△懸案系協定主任官に久松總務部長就任
- 二 寺島親相兼任の總相は八田嘉明氏を兼任、外相兼任の相相を井野將相兼任△日米第七次會議△英艦艇プリンス・オヴ・ウエル、スズンガポールに入港△英極東向け輸出許可制實施
- 三 ハル米國務長官、日米交渉の經過を暴露、交渉の前途憂慮する△米政府、トルコにも武器貸與法適用を發表△空軍總長議防止法案を米下院可決
- 四 東亞經濟會議第二回大會を東京で開催
- 五 天皇陛下陸軍大學校前ひに大本營陸軍部に行幸△米穀生産獎勵金交付規則公布(十二月

- 十五日實施)△英領マレー及びボルネオ在留邦人引揚のため護照丸派遣の旨電信、外務兩省局長發表△日米第七次會議大統領の照會に對する帝國の回答を手交△米國家管理實施案實施に伴ふ小作米取扱方法を懸、關係者へ示達
- 六 英、洪、羅、芬に宣戰を布告△新海軍振興會總會を二年振りで開會北鮮新設復活を要望
- 七 東亞作戦休止の旨海軍司令部發表
- 八 對米英宣戰の大詔後發する△陸海將兵に勅語を賜ふ△帝國陸海軍は本日未明西太平洋に於て米軍と戰爭状態に入つた旨大本營陸軍部發表△海軍ホノルルを決死的襲撃米艦一隻撃沈、四隻大破、大型巡洋艦四隻破砕△皇軍マレーに奇襲上陸△香港攻撃を開始△東條外相米英兩大使に通牒を手交、加、暹兩大使に通告△外務省對米通牒書書を發表△臨時議會召集(十五日から二日間)の詔書公布さる△第二回中央協力會議開催、總力を擧げて敵國屈服を誓ふ△日佛間にも軍事協定成立△日泰間に交渉成り皇軍首都バン

- コックに平和進駐△必要の地域に防空の實施を下命△外務被疑者を一齊檢挙△關印對日宣戰布告△臨時局婦人推進大會を新潟で開催△冀壯義支部團則を決定、懸下團員に決戰の決意を促す△愛賢會救支部文化運動具體案を決定△急務縣會再開、夜を徹して全議案を可決、軍部當局機密決議案を可決
- 九 天皇陛下宮中三殿に臨時大祭を執り行はせられ宣戰を御奉告△十七年度豫算案概算(歳出六十二億餘萬圓)を閣議で決定△米財務長官、米領土にある日本商社及び銀行の全財産没收を發表△縣會當初豫算を可決して閉幕
- 一〇 總動員會議で新聞事業、戰時海運管理、船員徵用令中改正、株價統制令中改正に關する四勅令案を閣議で可決△内地在留の米英人收容に關し内務當局發表△チリ政府、陸海軍の米軍編入を發表△軍費費本部司會の全國一齊常會に呼應、懸下各常會でも超非常時の決意を固む
- 一一 日泰攻守同盟の原則意見一致△對米英戰爭共同發行、單獨

- 二 三六 不講和及び新秩序建設協力を約する日佛伊三國協定締結△獨、伊、匈、スロウアキア對米宣戰布告△ボリウイア對日不宣戰を言明△土居知事全縣民を代表して日本提督に感謝電發送
- 三 對米英戰爭と支那事變を告めて大東亞戰爭と呼稱する旨情報報局發表△ルーマニア對米宣戰布告△縣電力消費禁止協議會で十キロ又は十五馬力以上需要者の休電日を毎週一回に決定
- 四 トルコ依然中立維持を發表△獨軍艦隊のためソ連海軍艦隊を檢定艦まで後退
- 五 臨時軍事費追加豫算を二十八億圓と閣議で決定
- 六 第七十八回帝國議會成立△今公私の文書會話から極東の語彙を一掃する旨情報局長發表△日獨伊三國混同委員會初の協議會をベルリンに於て開催
- 七 大東亞戰爭完結を誓ふ第七十八臨時議會開院式舉行△改正國民徵用令及び物資統制令公布實施△臺灣對日宣戰布告△改正防空法施行令公布△第七十八議會の審議完了△連署

- 檢所長官に清水澄氏就任△ハワイ敗戦の責を問ひ米、陸海空三百艦を罷免△米政府、武器貸與法の施行を一時中止を聲明△緊急閣下警察總長會議を開催、以後治安確保に一段の努力を要す△本報第二回農報推進隊四百五十餘名内原訓練を終へて長岡で解散△軍費費支那部結成一周年記念大會舉行、大東亞建設への前進を誓ふ
- 一六 議會開院式舉行△日露交換放送協定成る△ブラジル中立を宣言△關町村長會臨時大會を開き日露も義務履行を申合す
- 一七 東條外相出、亞、智、秘四ヶ國へ帝國は南米に異議を抱くものに非ずと米英の通官傳打破の書簡を傳達△駐華大使本多熊太郎氏の後任に重光葵氏任命△臨時犯罪取締法及び言論、出版、集會結社取締法公布△水産統制令要綱を閣議で決定△海務院長官に原清中將任命△佛ウイシー政府中立を通告△スペイン大東亞戰爭に對し非交戰状態を宣言△勅使十居知事参向、彌多神社に宣慰奉告
- 一八 海務院開院式舉行△キング大

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

要聞

一ヶ年の消費量を都市自給、

- 一ヶ年の消費量を都市自給、

要聞

都部八十點とする総合衣料切

- 都部八十點とする総合衣料切

要聞

大日本婦人會發起人會で役員

- 大日本婦人會發起人會で役員

要聞

食糧管理法案案議院通過

- 食糧管理法案案議院通過

要聞

號(二〇、六〇〇專)及びウ

- 號(二〇、六〇〇專)及びウ

要聞

勸語を賜ふ△東條首相演説に

- 勸語を賜ふ△東條首相演説に

要聞

在歐印度國民會議派チヤンド

- 在歐印度國民會議派チヤンド

要聞

滿洲國十周年紀念日

- 滿洲國十周年紀念日

級△内閣強化のためビラニ泰
内閣閣議職△ルーマニア、プ
ラジルト断交△縣選審委員三
十名任命
七 我軍閣印政權を接收、軍政布
告△滿蒙經濟協定調印△新潟
市で童子の切符制實施に決定
ラングーン占領△縣木材統制
會社創立
九 閣印軍無條件降伏△閣印方面
最高指揮官は今村均中將の旨
大本營發表
六 東印度作戦を縮小動議を賜
ふ△ビラニ泰新内閣成る
關矢孫一氏病氣のため縣會議
長並に實務局長職任を知事に
申出△初の縣選審委員會で一
大縣民運動展開に決定
第二次戰機祝賀日△大東亞建
設に關する第三次東亞宣言閣
明△買収兩院軍に感謝決議
△閣議直前に學士院受賞者
決定△無罪壯健長に相馬信二
氏を知事指名△縣選審會顧問
會議で要請貫徹實施案項決定
十六年度米穀實收高を五十五
百八萬石(前年比九分五厘
減)を發表、本縣は三百六十
三萬石で前年比一割四分減
△全國警察部長會議開催△ス
マトラ職定成る△臨時警協力

會議で選任實績討論△縣議山
田高明氏逝去、林信義氏議上
當選に決定
六 バタビヤ沖、スラバヤ油兩海
艦の經過を英米第一次共同發
表して敗戦を自認△北信五縣
雪害對策大會を長野縣で開く
△東北配電社長に白野隆作氏
推薦に決定
五 英の豪華船クイン・メリー號
(八萬千餘トン)擊沈を外國
報ず△滿蒙開拓青少年義勇軍
郷土部隊三百餘名内原へ向ふ
六 張滿洲國駐日大使入京△比島
邦人の私權制限を軍政命令で
撤銷△北信五縣小千谷、吉谷兩
町村の合併認可△縣町村
長會議事會で縣廳内の機構改
革を知事に要請
七 張滿洲國特派大使參内、國書
を呈呈△東インド、ビルマ方
面陸軍軍政顧問に早玉秀雄、
櫻井兵五郎、北島謙太郎の三
氏並に五司政長官を追加任命
△新潟地裁所長加藤健一氏退
き後任に内角誠英氏
六 實政政治體制協議會府縣支部
長決定、本縣は白野隆作氏△
比島米島司令官マクアアサ
一比島脱出を傳へらる
九 在留邦人壓迫等旧國の反響細

措置に對し嚴重抗議の旨外務
當局發表△縣下警察署長會
議招集
六 敵國の慣例無視に對應し帝國
海軍法に新規定制定△日ソ
漁業暫定協定成る△長岡市會
議、市長選衛選延
三 大日本武德會發會式舉行△黨
選體制協議會縣支部備成員決
定△新潟市で童子の切符發行
比島軍に降伏勸告△クリソフ
ス英特使着印
三 高等學堂校教育改正大綱を文
部省發表△縣選審會縣支部
結成式舉行△急務市町村長會
議招集、選任協議
六 張滿洲國駐日大使離京△戰時
金融、南方開發兩金庫總裁に
小倉正恒、佐々木謙一郎兩氏
任命△中華航空機インド獨立
志士を乗せて伊勢灣で遭難△
△北信五縣雪害對策聯盟、聯
台協議會を東京に開催、各省
へ陳情△縣選審委員會、全縣
一團の最低資金發表△縣下の
ハイヤー料金値上
三 戰時海運管理令公布實施△英
印會談開始△第四回露國の遺
留部隊長岡で結集△東京
星野陸下露國神社に行啓△第
七十九議會閉院式舉行△露國

一 縣新合祀の五體一萬五千餘
柱發表(本縣關係四百八十五
柱)△縣下の自由勞働者を一
丸として勞務報國會結成
七 天皇陛下陸軍航空官學校に
行幸△ローマ法王廳に原田健
氏を公使として特派、鮮佛大
使にスイス公使三谷隆信氏起
用の旨外務省發表△關門トン
ネル全通
六 安政以來の租稅制度、永代
借地權廢止に關する勅令公布
(四月一日發効)△縣選審會
部總會で關矢議長の辭任は保
留、繰越預算全部承認に決定
△縣女學校教育を刷新、英語
科を減じ實科を増す△露協縣
支部候補推薦評定
北支軍、軍管理四十十項を國
府へ返還
三 國府領都二周年を迎へて記念
大會△國府、中央儲備銀行券
と舊法幣との等價流通を廢止
去る二十六日英威帝國病院船
朝日丸を襲つた旨大本營發表
△長岡市長決選投票で松田耕
平氏再選△本縣に對する東電
の魚族補償料十二萬圓に決定
四 月
一 所得稅増徴、鐵道運費、郵便
電報、電話料金の値上實施△

船舶運賃買立△太平洋海軍事
會議をワシントンで開催△東
北配電開業、新潟電力會社も
新潟支店に看板發售△本縣の
要請貫徹候補決定、本部へ内
申△新年度の本縣木炭價格計
畫決定、家庭用は一割削減
二 インド國民會議派運用委員會
華提案の拒否を決議△新テリ
一 大統帥ラオス博士の就任式
舉行△高橋三吉大將、新潟市
の抗後強化講演會で種子乳
實政政治體制協議會の代議士
推薦者、沖繩を除く四百六十
四名決定、本縣は十五名
六 東條首相インド洋方面作戦開
始に當り帝國の眞意を闡明
泰國總領事節ワニット無任所
相送路入京
八 ハワイ特別攻撃隊九軍神の合
同海軍葬を日比谷で執行△大
日本体育會發會式舉行
二 インド國民會議派運用委員會
クリップスの對印妥協案を否
決△新潟市露海軍船切で議員
バス列車と衝突
二 總攻撃開始以來八日にしてパ
タアン半島完全攻略△インド
回教徒留置も妥協案を拒絶
△南魚向ヶ原の大東亞訓練所
開所

三 比島方面對露抗議は本縣出
身の本間雅晴中將と發表
二 イラン對日斷交を決定△ラヴ
アル佛國政府主席に就任△本
縣の要請貫徹候補鈴木善治氏
突如辭退、第三區に波瀾△荒
木貞夫大將西浦登司の進新農
堂に一泊、台灣皇民奉公會委
託生を激勵
五 陸軍飛行師團司令部制定△
中共、再侵政權の魔化貨汚を
指摘して打倒を決議、國共團
係強化△米、對佛援助を停止
米政府在佛米人に引揚命令
六 船舶防務監視令公布(五月
一日から施行)
七 敵機初めて本土(東京、名古屋
屋、神戸方面)に襲撃せるも
直ちに擊退、本縣新津附近に
も目標△金融統制令公布
實施△ラヴアル佛新内閣成立
△大日本婦人會議支部の陣容
決
元 滿洲國外交局を新設、初代大
臣に現外務局長谷壽夫氏起
用△縣木材統制會社發定
去る十八日の來襲敵機は十機
内外で各地とも偵察極めて輕
微の旨大本營發表
二 小賣業取締案を併せて決定
△露士滿洲國訪問新見者△縣

三 下市町村會議員選舉六月廿日
施行に決定
三 日泰間に圓パートの評價制實
施
三 韓國神社臨時大祭、英靈一萬
五千七柱の招魂式執行△選
選舉の立候補届出締切、確定
候補千八百名、本縣は定員に
二十名超過して敵艦展開△孫
良誠將軍和平陣營に参加△南
阿爾邦ウイシー政府と斷交△
刈羽郡川村大火、部落の半
數焼失
三 韓國神社臨時大祭始まる△昭
和十七年度物價職員計畫開議
で決定△尾輪行進發起される
△大日本婦人會議支部、強刀
な護衛班を組織すべく事業内
容決定
三 聖地牙各も韓國神社に親臨、
全國民歌 △日泰同盟慶祝泰
國使節團ベホン中將一行入京
ヒトラ一總武春季攻勢を宣言
完全なる獨裁權掌握
三 泰國使節參内、國書捧呈△陸
軍五百機部隊訪問△ルースワ
エルト米大統領インフレ防止
の特別教書を下院に送附△本
社主催食糧増産競投會入選順
位決定△佐波加茂村に大火、
七十六戸全燬
元 天長節萬民佳節を奉祝

一 一黨報國の萬民實業實施
五 月
一 日銀機構の劃期的改組成る△
縣會議長關矢孫一氏逝去
日泰間に圓決済の取極め成る
△實業選舉岡山第二區を除
き全國の開選終了、本縣は推
薦候補十二名、獨立三名當選
臨時議會を五月二十五日召集
の旨發表△大東亞建設會議會
第二回總會開催、大東亞建設
の大體輪を練る△汪國府主席
滿洲國訪問△本社主催食糧増
産競投會の表彰式を新潟市
公會堂で舉行△本縣食糧増産
推進隊結成
五 英軍佛頭マダガスカル島に不
法上陸△四十萬會員を擁して
大日本婦人縣支部結成
皇陛下日本赤十字社總會に
行啓を旨を賜ふ
六 舉國的政治方針集結のため各界
代表を招請懇談
七 第二次生産増進計劃の基本方
針を閣議で決定△昭和十九年
度から朝鮮に徵兵制施行の旨
發表
八 北信五縣長官會議を新潟に開
催市町村會議にも推薦制採
用等打合せ△縣町村長會を長
岡で開催、正副會長當任△縣
一四〇
一四一

- 一 滿洲國人口を四千三百十萬餘と發表する△蒙古聯合自治政府第二期主席張士の就任式舉行△中魚の縣議補選に山口孝一氏當選△新潟鐵道局長馬場惟保氏着任
- 二 稻作状況は全国的に順調の旨農林省發表
- 三 行政刷新化勅令案を閣議で決定△農林部本部初の都市廳長會議開催
- 四 縣警備軍用保護區編練大會を村松に開く
- 五 獨、羅軍ノヴォロシスク攻略△露産物武進並に相撲大會開催
- 六 伊國フラジオに宣戰布告△米大統領露露談話を放送△露下女子特別夜大會を北浦金塚で開く△中村新湯醫大教授停年退職
- 七 國民鍊成の 新方針を翼賛會決
- 八 英軍マダガスカル島に再度不法侵入△本縣臨時生活指導機關として大井一星氏ら廿九委員委命△北陸四縣折衝プロック會議を新潟に開催△佐藤三條署長の南方轉出に伴ふ縣下署長改選
- 九 大東亞省官制案、外務省官制

- 一 勅令案兩案を閣議で決定△裁判所の行政刷新化案を決定發表△縣女青明治天皇聖體巡拜銀輪部隊中野關川村出發△新設出雲學校に縣下最初の農業教育聯合研究會開催
- 二 縣警備軍用保護區編練大會、六九兩縣行合併調印△中浦新津町にチフス猖獗、患者百五十名突破
- 三 グル一前駐日大使日本の實力を強調して國民に警告△前比島方面最高指揮官本間雅晴將軍佐渡へ罷任に關省△飛騨新田支部武進大會を長岡で開催△新潟局四部十八課制に改組
- 四 本年度香取收獲高は約二千萬貫(前年比一割八分二厘)の旨農林省發表、本縣は二萬四千三百餘貫(前年比一割六分二厘)△本縣食糧會議設立
- 五 評價委員發表
- 六 電燈料金改訂目決定△第二回電産處理決定△滿洲國建國十周年慶祝式典を東京で舉行縣下でも盛大に記念式典
- 七 外務大臣に在任之氏を情報局總裁兼攝のまゝ任命、國務大臣に青木一男氏親任△國民政府寄訪使節團一行出發△佛、英のマダガスカル島休戰交渉

- 一 勅令案兩案を閣議で決定△勸業補助章令、同施行規則公布實施△池田縣衛生課長勇退後任に小澤龍氏△明治神宮國民鍊成大會籌備會開催
- 二 米大統領海軍の増強費二十億ドル案を議會に提出△新潟、長野兩縣知事直江津港擴充問題懇談△縣警備第一回都市廳長會議開催
- 三 縣警備軍用保護區編練大會、五千二百一十件發表△軍神加藤建天少將の陸軍葬舉行△縣農地委員會で一千町歩開墾の本年度事業決定△本縣第一空襲警備場(雨魚中之島村)竣工式舉行
- 四 平沼特派大使注主に國書捧呈△縣自願軍小賣部組合創立
- 五 武備會議支部結成記念武進大會開催
- 六 帝國海軍の大西洋進出につき大本營發表△縣振興會總會を開き直江津港擴充、國道十一號線施工促進等を協議
- 七 金庫勸業取締條例改正公布△支那事務官章制制定公布△防務召集規則制定△第二回中央協力會議開催△中川高田市長再選△縣下男子中等學校聯合練習展(二日間)

- 一 國府特派三大使歸京△河井直次中將の戦死(五月二十八日陳休附近)につき陸軍省發表△第二次日英交換船團出丸歸る△ソ聯ト・ゴール政權を正式承認
- 二 建國十周年を機として滿洲國各部大臣更迭勅令△日華二億圓借款に基く國府への讓渡武器引渡式舉行△畏き渡りより牧野貞亮侍從を順德大皇七百年祭に御差遣の旨宮内省から通達△縣下警察局長會議開催
- 三 行政刷新化に伴ふ警察力の整備強化方策協議△新潟市始め縣下各地の所屬委員選舉にも推薦制採用に決定△縣女青明治天皇聖體巡拜銀輪部隊の壯舉終る
- 四 十七年度の歳出節約額を五億一千餘萬圓と閣議で決定△中央協力會議大東亞戰爭案を審つて閉幕△駐日滿洲國大使王允剛氏の特任式舉行△サウジ・アラビア首都をアチヂエに移轉△本縣地方事務所新築費總額を九十四萬六千圓と決定△本年の産米實收高四百三十萬石確實と縣下中川成國中開報告△縣下警察官武進大會を新潟で開く

世界重要地名解説

○アラスカ 北米大陸の北西部に突出する四角形の半島状の地であり八六七年にアメリカがロシアから買収した領土、平時航空機の發達に伴ひこの地は米大陸交通上の重要地點となつてゐる

○アンダマン列島 インド洋ベンガル灣の南東部に在り、南北三二九マイル、大小兩アンダマン列島より成る、氣候は高温多雨で主産物はココ椰子、一八五八年以來インド政廳の管下に編入されてゐる

○カイロ ナイル河三角洲の頂點に在り、アフリカ第一の大都會でエジプトの首府、第九世紀の建築美を誇る古いエジプトの歴史を傳ふる遺跡が多い

○クアラ・ Lumpur マレー半島の殆ど中央に在り、マレー聯邦の首府、セランゴール州の首府でもある、四十餘年前に建設された新興都市で近代設備が整つてゐる、人口約二十萬で殆ど大部分が文藝人で占められてゐる

○クリスマス島 英領海峽植民地の一、ジャワ島南方に在り、最長十一マイル、最短四マイル半、

積約六十平方マイル、東南東の貿易風が吹き、健康的な氣候の地、一九〇〇年英領植民地となつた

○クワンタン マレー半島パハン州の東海岸に在り、遠淺と一年を通じて吹く季節風に妨げられ、汽船はたゞ島灣を利用し、近よるほかない港町

○愚連橋 雲南省龍陵から東北へ約七八・三キロ、サルウィン河畔の斷崖にかゝつた瀾案の吊橋である、非常な難工事のため未だ完成であるが、巨費を費したといはれてゐる

○ケルチ クリミヤ自治共和國のケルチ灣に臨む港市、人口約十萬四千、附近に鐵礦脈があるため大冶金工場がありコーカサス防衛の要衝

○薩摩地中海 ナチスの有名な地政治學者ハウスホフアーが使用したもので東は太平洋、西はインド洋、北はアジア大陸、南は澳洲大陸に圍まれた一帯の水政をいふ、特に世界争戰の中心が太平洋に移つた今日、この地域が太平洋の死活の鍵を握つてゐるところか

ら「死の十字架」の別名でへある

○コタバル マレー聯邦ケランタン州唯一の都市人口約五萬、街路整然として巨衝無比した、美しい南國の都會、三千の鐵線網、トーチカを構築し、北マレー防衛の據點として數十の兵力を配備した英軍も其の果敢な敵前上陸の前に敢なく潰えた

○コレヒドール マニラ灣口を扼する近代的要塞で、アメリカが太平洋のジブラルタルとして、この十數年前苦心して構築したところ

○シドニー 人口百三十萬、濠洲第一の大都會で英領内に於いてもロンドンに次ぐ大都市でニューサウス・ウェルスの首府、濠洲烟煙の良港であると共に世界三大美港の一、軍港は濠の入口を扼し、南北兩陣には地下室を有する砲台がある

○眞珠灣電港 ハワイ群島のオアフ島に在り、美國第十四海軍區となつてゐる、軍港はホルナルから西方十二マイルの天然の要港、眞珠灣に近代科學の粋を集めて築かれたものである

○ストックホルム スウェーデン王國の首府で北歐における最大最美の都會、中立態度を待してゐるので世界ニュースの集散地となつ

てゐる

○セイロン島 英直轄植民地で地味胞茶、ゴム、錫を産した黒岩、寶石をも出す、特に茶の産額は名高い、インド洋航路の重要な寄港地であるが自然的條件悪く人工を以てこの缺點を補ひつゝ、あり最近では全島これ要塞の感がある

○セバストーポリ クリミヤ半島の南端に在り、黒海艦隊の最大要地、人口十一萬で純然たる軍港三方を山に圍まれた港でかつてはギリシヤ、ローマの植民地として經營された古都で人種的にも文化的にも雜然としてゐる

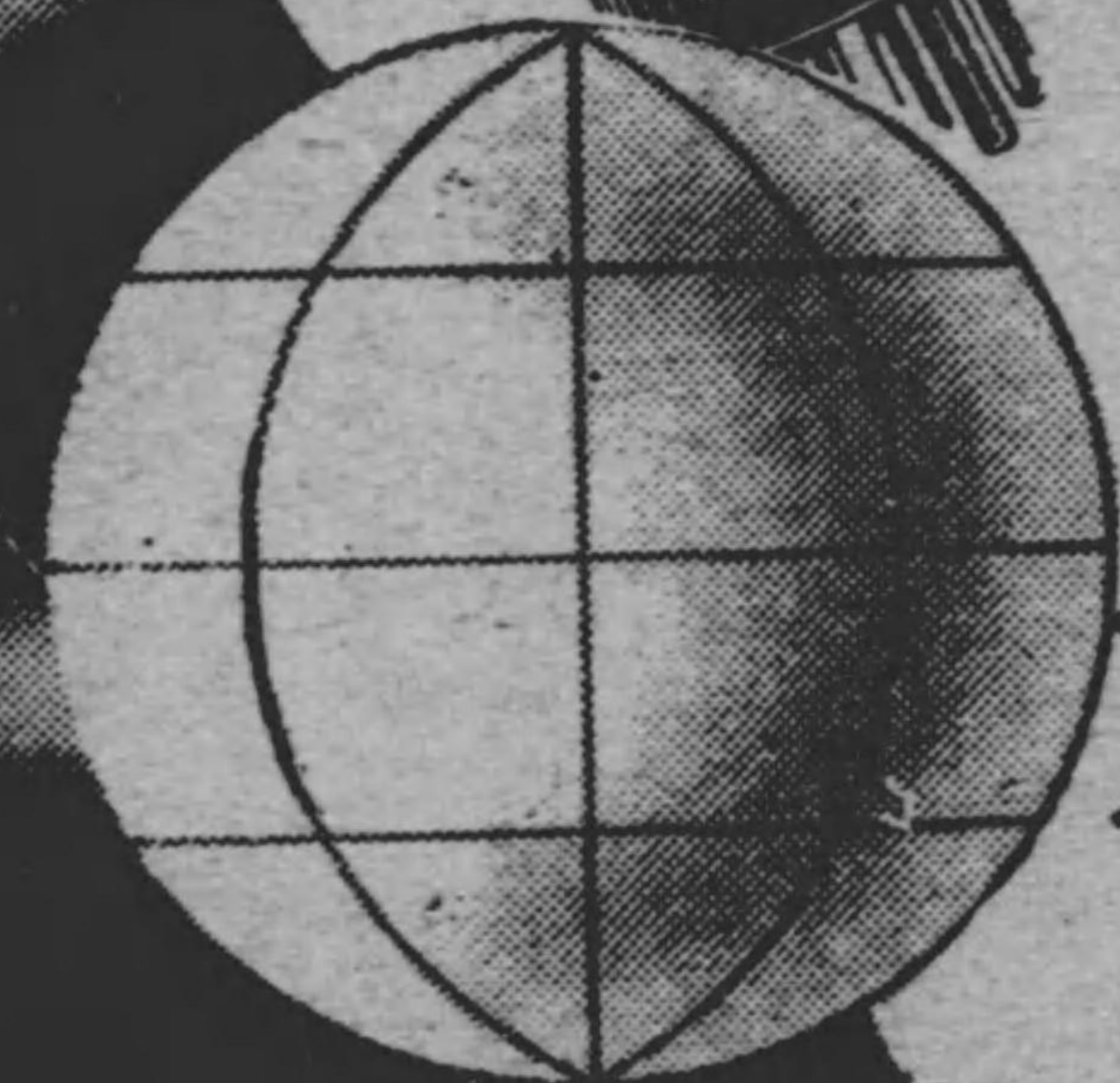
○セレベス島 關東東インド諸島の一でボルネオの東部に横たはる面積七萬二千平方マイルの島、行政上セレベスとミナハサの二大地方に分れてゐる

○ソロモン諸島 この諸島は南部は英直轄植民地、北部は濠洲の委任統治と二つに分れてゐる、人口は稀薄でヨーロッパ人が五百、原住民が九萬九千しかゐない、産物も材木程度で何一つ開發されてゐない

○タスマニア島 濠洲大陸南東部の要地ヴィクトリア州の對岸に横たはる濠洲の屬領、面積十萬三千

真空管

國産第一
音質清潔
感度鋭敏



DOY
TUBE

東京大井
株式会社ドン真空管製作所

四百平方キロ、台湾より少し大きい、氣候溫和、地味肥沃、學洲大陸人士の樂土といはれてゐる。

○チモール島 オーストラリアの北西、小スンダ列島の東部に位置し、葡領と蘭領とからなる、大東亞戰爭勃發前まで我が南洋のパラオと定期航路が開設されてゐた。

○デゴ・スワレス マダガスカル島東岸最良の港で同州の首府、またフランス海軍の根據地で人口一萬三千、乾ドック等があつて船舶の大修理も可能である。

○露越 露省のビルマ公路に沿ふ海拔千六百メートルの要衝、ビルマ鐵道の終點ミトキイナ及び北部ビルマの要地バモからビルマ公路に通ずる二陸路の會する地點にあり古來から陸路として發展して來た都會、人口一萬餘、據稱ルルト、露及以來その重要性を増してゐる。

○ドン河 源をトウリス山脈に發し、アゾフ海に注ぐ延長一九八四キロの大河、ソ聯の心臟部を流れてゐる、下流は河幅六百メートル、河上交通は岩石重載たるためロストフとカラチ間に限られてゐる、流域は石炭と穀物の産地として知られてゐる。

○ニューギニア 學洲大陸の東界

阿、太平洋に面した部分を防護する如く平行に走つてゐる世界第二の大島、英領と蘭領とからなる未開の島で多數の科學者の踏査が行はれたが軍地は今日でも尙と判明しない。

○ニュージランド 學洲大陸の東方海上に横たはり南北の二島より成る、面積二十六萬八千方キロ附近に散在する小島等と共に一九〇七年ニュージランド領として英の自治領の一となつた。

○ニューブリテン わが南洋委任統治領カロン群島の南方二百哩ニューギニアの東方にあるビスマルク群島中最大の島で面積一萬平方マイル、同島には學洲軍の飛行基地ラポールがある。

○バイテンゾルグ 西部ジャワ、パタビヤ市の南方にあり人口約七萬、海拔二五〇メートルの高地にあるため氣候良好でインドネシア實業界の中心をなしてゐる、附近には世界一と稱せられる熱帯植物園、博物館、遊園地、飛行場等がある。

○ハノイ 佛印ソクコイ河口を流る一六〇キロの上流にあり、トンキンの首府で佛印總督が駐在する、政治上の中心地。

○ハリコフ ソ聯第二の大部でウクライナ平原及びドネツ工業地帯の中央司令部といつた役割を持つ都市、人口八十萬、市の中央にある赤い廣場はソヴェートが世界最大を誇るもので直徑三百メートルもある、この廣場を馬蹄形に圍んで五つの大建築物が立並んでゐるのも特徴である。

○バリ島 ジャワの東に位しバリ海峽を隔て、ジャワ島に相對し面積五五九〇平方キロ、人口百十萬、全島火山から成り地震多く氣候比較的溫和で全島風光明媚である、主な産物は米、棉花、コーヒー、砂糖、煙草。

○バレンバン スマトラ第一の油田の中心でバンカ海に注ぐムシ河上流にある河港、昭南島に近く石油、コーヒー、ゴム、石炭等の大集散地で人口約十一萬、輸出入貿易の最盛なる事スマトラ隨一である。

○バンクーバー島 カナダの太平洋岸にある島で英領コロンビヤ州の一部、面積二萬五千平方キロ、金、銅、石炭等の産物を産出する、殊に石炭は北米太平洋岸で使用する大部分を供給してゐる、北太平洋における同島の軍事的價値は大きい。

一四六

○ビスマルク諸島 ニューギニアの東部北側海上に配列した火山列島でオーストラリア聯邦の委任統治領、總面積四萬七千方キロ。

○ポート・ダーウイン 學洲の北岸にある海軍の根據地、四方は密林に覆まれジャングルには吸血蚊、水中に鱷がウヨウヨゐる中に軍事上重要な意義を持つ近代的城市として建設された。

○ポート・モレスビー 英領ニューギニア島東部にある首都で島内最霖雨の地であるが、比較的健康地で政廳、銀行、會社、病院などが多い、港には二つの桟橋があり大規模には五千トン級の船が繋々と横着けである。

○ウエノスアイレス 南米アルゼンチンの首都、中立を聲明した國だけに世界ニュースの集散地。

○マダガスカル島 アフリカ大陸の南東方に位し、面積約六十二萬五千平方キロ、世界第四の大島、海岸線單調で北端にデイエゴ・スワレスの良港あるのみ、人口約三百七十七萬、十六世紀初頭ポルトガル人によつて發見されて以來、ヨーロッパ列強の爭奪戦が演ぜられ、一八九六年正式に佛植民地となつた。

鱒・鮭・卷新・鱒

弊社ノ漁場幌筵島與助港

五十嵐水産株式会社

社長 五十嵐與助

切削油
 焼入油
 其他諸油
 機械洗滌劑
 ウエス洗滌劑
 パラフィン蠟
 マツダ漁船ランプ

三細山太七商店

(寺田屋)

電話京橋

(56)

長

〇九一
 二三八
 四二七
 七六五
 番番番番番

振替口座東京一五五二二三番
 東京市京橋區新川貳丁目六番地

東京市深川區牡丹町 牡丹町倉庫 電話深川(64)二八二七番
 同 同 枝川町 枝川町倉庫 同 深川(64)三三九八番
 同 京橋區越前堀 高橋倉庫
 八王子市旭町 八王子支店 同 八王子 三三三番
 千葉市市場通 千葉出張所 同 千葉 三九二番

諸官省御用達

高級家具
事務用家具
窓掛暗幕
絨氈リノリウム
建築内部造作

特許V字型二重層防音装置
特許防音層同接照明装置
特許KYPサウンドスクリーン
YS式自動閉閉装置
各種防音材料販賣施工
無機質強張カーテン材料
木工敷物連結椅子装塗

發賣元



柳屋商店

店主 柳 金藏

柳屋サウント商會

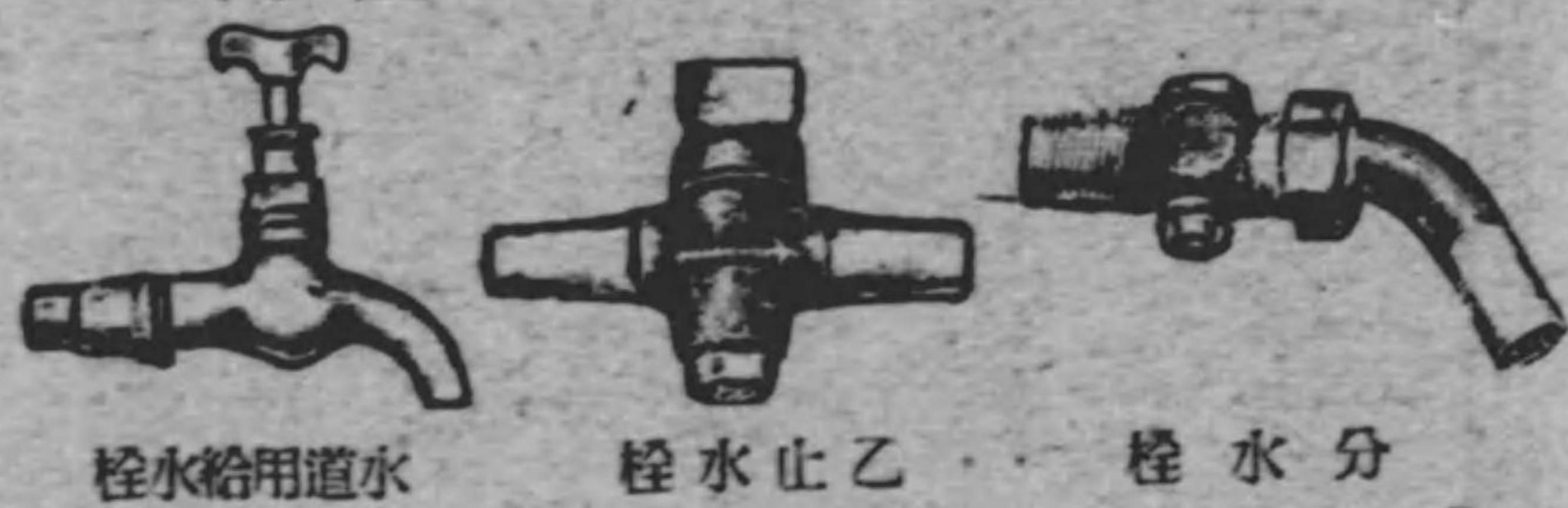
店主 柳 金藏

兩營業所

東京市芝區濱松町一丁目三番地
電話芝(43)一五七六・三四三一番
東京市品川區東品川五丁目十一番地
振替口座東京二九六三五番

營業課目
諸官省並水道部御用

設計監督
水道布設
暖房裝置
衛生設備
揚水唧筒
諸機械製造販賣
水道用器具
淨化裝置
工事請負



分水栓 乙止水栓 水道給水栓

東京市神田區錦町一ノ二三
合資川崎製作所

電話神田(五〇)二四九番
振替東京四九二〇七番
工場 東京市神田區錦町一ノ三

蟻は恐るべき害虫



資源愛護

家庭や庭木の蟻の害を
防ぎませう。

生産力擴充

總作物の蟻の害を防ぎま
せう。

◎本劑は動植物に何等の害
なく効力顯著如何なる場
所の使用にも適し使用後
二、三日にして蟻を全滅
せしむ。

定価 一・二五
送料 一〇

全國藥店・百貨店・花
卉店にあり

東京日本橋江戸橋三ノ一
發賣元 尾崎光仁堂

電話日本橋三四八五
振替東京二六〇三

農事試驗場推獎

農學博士桑名先生推獎

ツメリア

合會考・要法考・禮婚考

支那料理



京花亭

京橋交又点・西寄
電話京橋〇三八一四九〇六

日本料理



明月園

上野公園・美術学校裏
電話下台二〇三八二〇四六
お定食・午飯二円半・晩飯三円
一卓料理(八人様)四十四
×××××真心こめた水子御膳味×××××

お定食・午飯二円半・晩飯三円
結婚披露本膳料理三円より

上場東京の折はせ一
北越水原出身長谷川一太郎

食膳に活かせ眞劍味

戦時下では、どんな粗食にも甘んじなければなりません。しかしその粗食も調味の仕やうでどのやうにも活かすことが出来るのであります。その意味で、良い調味料の撰擇こそは、家庭生活の健全化をもたらします



美味て経濟な養調味料
明治 小盒式 スキ工



明治製菓株式会社・發賣



新發賣

局型123號



V1. R1. P1. K2.
(マツダ球付)

一級品

テレビアン

東京 山中電機株式会社 大森

營業課目

- 一、倉庫
- 二、運送
- 三、貨物ノ揚卸荷役通關
- 四、並運送取扱業

資本金

壹千五百萬圓

(全額拂込済)



日滿倉庫株式會社

新潟埠頭事務所

新潟市沼垂龍ヶ島 電話一六〇二・二一六四・八〇八番

新潟營業所

新潟市沼垂龍ヶ島 電話七四九・七五〇番

各地事務所 日本橋、川崎、大阪、大阪川口、神戸、門司、名古屋、大連、羅津

新潟市上大川前通六番町

株式 中野組

電話 一七三〇二八番

營業部本社内 新潟市西蒲原郡西蒲原町(電話二二六六番)

管及其他コンクリート
工 品 製 作 販 賣
工 事 請 負

合資 増田セメント工業所

新潟市外馬場(石山村)
電話 二五七二番

刷印の急ぎのお

●は電話一千四百八十番へ

永年の御愛顧を辱うせし

新潟新聞社印刷部は此の度

新潟積文社印刷部と社名

變更致しました。何卒相變

らずの御用命を願上ます。

新潟市西堀前通七番町(木造社屋)

新潟新聞社 印刷部改稱 新潟積文社印刷部

電話 一四八〇番

(入口は西側)

越後毒けし



越後毒消製薬株式

業務取締役

齋藤倉藏

新潟県西蒲原郡巻町
電話(巻)一七一番
振替(東京)九六六二番

農用薬品機具
農産物優良種子
球根花卉種子

北越農事株式會社

本社 西蒲原郡巻町

電話 一三四番

會席料理
鮮魚仕出し

巻町

波勢屋

電話 九番

割烹笠置亭

西蒲原郡巻町

電話 十三番

日本電氣冶金株式會社

西川鑛山事務所

東蒲原郡津川驛前
電話津川一二一番

日本鑛業株式會社

三川鑛山

東蒲原郡三川村

三德工業株式會社

日豐水鉛鑛山

東蒲原郡日出谷村

廣谷鑛山

敷島產業株式會社

社長 渡邊 彦

鑛業事務所
東蒲原郡西川村字廣谷
東蒲原郡津川町
東京市赤坂區丹後町一
番電話赤坂(43)四七四〇・二八九七

昭和電工株式會社

鹿瀨工場

東蒲原郡兩鹿瀨村
電話一五・六八番

三新工業株式會社

新潟鑛山鑛業所

池田嘉忠

鑛業出張所

東蒲原郡西川町上村
東蒲原郡津川町一七番
電話津川一七番

